

第107回

定時株主総会 招集ご通知

The 107th Ordinary General Meeting of Shareholders

議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後5時30分まで

| | |
|----|--|
| 日時 | 2024年6月25日(火曜日) 午前10時 |
| 場所 | 東京都港区高輪3丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」 |
| 議案 | 取締役10名選任の件 |

Sony' s Purpose & Values

Purpose

存在意義

クリエイティビティとテクノロジーの力で、
世界を感動で満たす。

Values

価値観

夢と好奇心

夢と好奇心から、未来を拓く。

多様性

多様な人、異なる視点がより良いものをつくる。

高潔さと誠実さ

倫理的で責任ある行動により、ソニーブランドへの信頼に応える。

持続可能性

規律ある事業活動で、ステークホルダーへの責任を果たす。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第107回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたりまして、私どもよりごあいさつ申し上げます。

2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）は、さらなる「ソニーの進化」をめざした第4次中期経営計画の最終年度でした。経営体制と事業ポートフォリオの進化に取り組んできた結果、変化の激しい不安定な事業環境の中にあっても、連結売上高は過去最高を更新し、3年連続で1兆2,000億円を超える連結営業利益を達成することができました。

なお、2023年度の期末配当金につきましては、2022年度の期末配当金40円に対し、5円増配の1株につき45円とさせていただきます。2023年12月にお支払いした1株につき40円の間配当金と合わせ、年間配当金は85円（前年度は75円）となります。

本年5月14日に開催した2023年度業績説明会では、第5次中期経営計画についてもご説明しました。「境界を超える～グループ全体のシナジー最大化～」というテーマのもと、継続的な成長を通じて企業価値向上に取り組んでまいります。

株主還元については、総還元性向を重視し、これを、第5次中期経営計画期間を通じ段階的に増加させ、最終年度である2026年度には40%程度とすることを目標としました。これに向け、2024年度の自己株式取得枠は、2023年度の取得実績約2,000億円を超える2,500億円としました。また、配当については、増配のペースを高めつつ、引き続き安定増配を進めていく方針です。

なお、当社株式を保有いただく投資家層のさらなる拡大を目的に、2024年9月30日を基準日、10月1日を効力発生日とする株式分割の実施を決定しております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月7日

取締役 代表執行役 会長
CEO

吉田 憲一郎



取締役 代表執行役 社長
COO 兼 CFO

十時 裕樹

(証券コード 6758)
2024年6月7日

株主各位

東京都港区港南1丁目7番1号
ソニーグループ株式会社
取締役兼代表執行役 吉田 憲一郎

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/stock/shareholders_meeting/Meeting107/



【(株)プロネクサス（株主総会資料 掲載ウェブサイト）】

<https://d.sokai.jp/6758/teiji/>



【東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ソニーグループ」又は「コード」に当社証券コード「6758」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は同封の議決権行使書の郵送によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使方法の詳細につきましては、後記の「事前の議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 2024年6月25日（火曜日）午前10時 |
| 場 所 | 東京都港区高輪3丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」 |

| | |
|------|--|
| 目的事項 | |
| 報告事項 | 2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 取締役10名選任の件 |

| | |
|--------------|--|
| 電子提供措置に関する事項 | |
| (1) | 本招集ご通知及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。 |
| (2) | 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第14条第2項の規定にもとづき、次に掲げる事項は記載しておりません。なお、会計監査人及び監査委員会は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 「事業報告」 <ul style="list-style-type: none">・ソニーグループの現況（財産及び損益の状況の推移、主要な事業拠点、従業員の状況）・株式の状況・会社役員の状況（当社のコーポレートガバナンスの状況）・会計監査人の状況・業務の適正を確保するための体制・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 「連結計算書類」 <ul style="list-style-type: none">・連結持分変動計算書・連結注記表 「計算書類」 <ul style="list-style-type: none">・株主資本等変動計算書・個別注記表 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため会場に印刷した招集ご通知は用意しておりませんので、本招集ご通知をご持参のうえ、ご出席ください。
- ◎お子様やご同伴の方など、当社の株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2024年6月18日（火曜日）までに後記の「株主総会に関するお問い合わせ先」までご連絡ください。

当社株主総会の流れ

株主総会まで

1 開示書類を見る



<https://p.sokai.jp/6758/>



スマートフォンから簡単に「招集ご通知」や「IRサイト」へアクセスいただけます。

2 事前に議決権を行使する

行使期限

2024年
6月24日(月曜日)
午後5時30分まで



インターネット



郵送

詳細は、「事前の議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

3 事前に質問をする

受付期限

2024年
6月18日(火曜日)

株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、株主総会において取りあげさせていただきます。詳細は、「インターネットによるご意見・ご質問の事前受付のご案内」をご参照ください。

株主総会当日

当日ご来場される方

日時

2024年6月25日(火曜日)
午前10時
受付開始予定:午前8時30分

場所

グランドプリンスホテル新高輪
「国際館パミール」
東京都港区高輪3丁目13番1号

ライブ中継をご利用される方

日時

2024年6月25日(火曜日)午前10時
(当日午前9時30分よりログイン可能となります)
| ライブ中継URL | <https://sony-soukai.live/>



株主総会資料(招集ご通知)の今後の対応について

「電子提供制度」は、2023年3月以降に開催する株主総会の資料(株主総会参考書類、事業報告など)をインターネット上(自社ウェブサイトなど)に掲載して株主様へ提供する制度で、全ての上場企業において義務化されています。次回以降の株主総会においては、本株主総会と同内容の資料の郵送は行わず、ページ数をさらに削減した資料を株主様へお届けする予定です。ご理解のほどよろしくお願いいたします。インターネットのご利用が困難などのご事情により、次回以降も本株主総会と同内容の資料の郵送をご希望される株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお願いいたします。詳細は、「書面交付請求のご案内」をご参照ください。

株主総会資料の電子提供制度に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電子提供制度専用ダイヤル

0120-696-505

(受付時間:土・日・祝日を除く平日9:00~17:00)

電子提供制度についてよくあるご質問はこちらをご覧ください。



<https://www.tr.mufig.jp/daikou/denshi.html>



株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ中継を行います。

議決権を行使することはできませんので、インターネット又は郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。なお、ライブ中継をご視聴いただきながらご意見等をコメントとして送信することが可能です。

詳細は、本招集ご通知に同封している「第107回定時株主総会 ライブ中継のご案内」をご参照ください。

株主総会終了後

株主総会の録画映像、議決権行使の最終集計報告等は、以下をご参照ください。

https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/stock/shareholders_meeting/Meeting107/



インターネット又は同封の議決権行使書の郵送によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使

① スマートフォンでQRコードを読み取る方法

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、議決権行使ウェブサイトへログインいただけます。



*QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

② 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。議決権行使ウェブサイトの「ログインID」及び「仮パスワード」は、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。



スマートフォンの場合

- 「株主総会に関する手続き」をタッチ
- 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 「ログイン」をタッチ

パソコンの場合

- 「次の画面へ」をクリック
- 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- 「ログイン」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

- **郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合**
インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- **インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合**
最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
*パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- **パソコン又はスマートフォンから議決権を行使される場合のご注意**
インターネット接続にファイアウォールなどを使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーを利用されている場合など、株主様のインターネットの利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。

議決権行使ウェブサイトに関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**（通話料無料）（受付時間：午前9時～午後9時）
*ウェブサイトの保守・点検のための取扱休止時間：午前2時30分～午前4時30分



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようご返送ください。確実な到着を期するため、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。なお、**議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。**



*左側を切り取ってポストに投函してください。
*切手は不要です。

スマートフォンでより手軽に招集通知へアクセス

当社は株主様とより深くコミュニケーションを図るため、スマートフォン等で招集通知の主なコンテンツを閲覧可能な「スマート招集」を導入しています。



<https://p.sokai.jp/6758/>



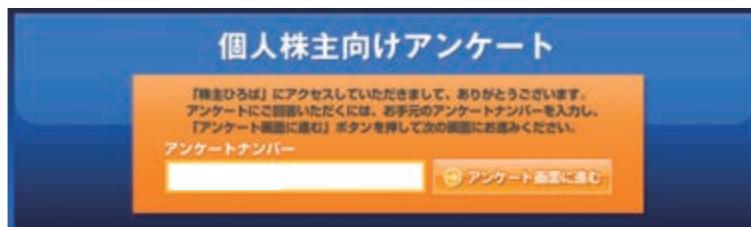
インターネットによるご意見・ご質問の事前受付のご案内

当社経営陣へのご意見・ご質問をお聞かせください。

株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、株主総会において取りあげさせていただく予定です。

受付期限

2024年6月18日(火曜日)



ご入力方法

1 ウェブサイト (<https://kabuhiro.jp/>) へアクセス

2 アンケートナンバー「」を入力して「アンケート画面に進む」ボタンをクリック

* お名前・ご住所などの個人情報は入力されないようお願いいたします。

* ご意見・ご質問の受付は、(株)アイ・アール ジャパンが運営するウェブアンケートシステムを利用しています。

書面交付請求のご案内

インターネットのご利用が困難などの事情により、書面の株主総会資料をご希望の株主様につきましては、株主総会基準日（2025年6月に開催予定の当社定時株主総会におきましては、2025年3月31日）までに、当社の株主名簿管理人もしくはお取引のある証券会社に「書面交付請求」をお申し出いただくことで、本株主総会と同内容の資料を郵送します。

当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行のお問い合わせ先につきましては、下記をご参照ください。



株主総会資料の電子提供制度に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電子提供制度専用ダイヤル



0120-696-505

(受付時間:土・日・祝日を除く平日9:00~17:00)

電子提供制度についてよくあるご質問はこちらをご覧ください。



<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>



中間報告書に関するお知らせ

毎年発行している中間報告書につきまして、環境負荷低減などの観点から、2024年度より発行を取りやめさせていただきます。今後は**当社個人投資家様向けウェブサイトを通じて、情報を発信させていただきます**。事業や業績内容、株主の皆様向けの各種ご案内などを発信しておりますので、ぜひご確認ください。

アクセスは
こちらから



<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/individual/>

ソニーグループ 個人投資家



議案

取締役10名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定にもとづき新たに取締役10名をご選任願いたいと存じます。取締役候補者は、16頁から25頁までに記載のとおりです。

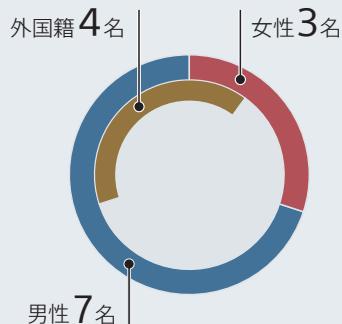
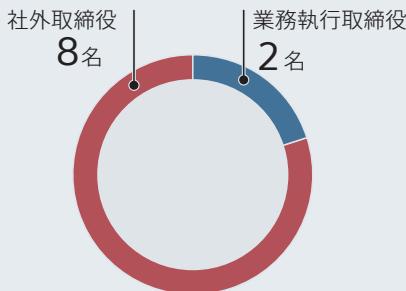
取締役会の構成に関する方針

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために、取締役会の相当割合を、法令及び取締役会規定に定める資格要件を満たす社外取締役で構成するよう指名委員会において取締役会の構成に関する検討を重ねています。そのうえで、指名委員会において、各人のこれまでの職歴、経験、実績、各領域での専門性、国際性といった個人の資質や取締役として確保できる時間の有無、当社からの独立性に加え、取締役会におけるジェンダー、国際性を含む多様性の確保、取締役会の適正規模、取締役会に必要な知識・経験・能力などを総合的に判断し、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進するという目的に照らして適任と考えられる候補者を選定しています。

取締役の員数は、当社取締役会規定において8名以上14名以下としており、2005年以降、取締役会の過半数は社外取締役により構成されています。

当社取締役会の構成比・定員数など

・構成比 *本総会で選任された場合



・定員数 8名以上～14名以下

・社外取締役の再選回数

原則5回が上限、最高8回まで
(詳細は次頁下段参照)

取締役の資格要件

当社が取締役に関して、取締役会規定に定める資格要件は次のとおりです。取締役候補者は、いずれも取締役共通の資格要件を満たしており、また、取締役候補者10名のうち8名の社外取締役候補者は、社外取締役の追加資格要件を満たすとともに、東京証券取引所有価証券上場規程の定める独立役員としての届出を同取引所に対して行っています。

取締役共通の 資格要件

- ソニーグループの重要な事業領域においてソニーグループと競合関係にある会社（以下「競合会社」）の取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でないこと、また競合会社の3%以上の株式を保有していないこと。
- 取締役候補に指名される前の過去3年間、ソニーグループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと。
- そのほか、取締役としての職務を遂行するうえで、重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと。

社外取締役の 追加資格要件

- 取締役もしくは委員として受領する報酬・年金又は選任前に提供を完了したサービスに関して選任後に支払われる報酬以外に、過去3年間のいずれかの連続する12ヵ月間において12万米ドルに相当する金額を超える報酬をソニーグループより直接に受領していないこと。
- ソニーグループとの取引額が、過去3年間の各事業年度において、当該会社の当該事業年度における年間連結売上上の2%又は100万米ドルに相当する金額のいずれか大きいほうの金額を超える会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人でないこと。

なお、再選のための社外取締役の指名委員会による指名は5回を上限とし、それ以降の指名は指名委員会の決議に加えて取締役全員の同意が必要です。さらに、取締役全員の同意がある場合であっても、社外取締役の再選回数は8回までを限度としています。

取締役候補者一覧

※該当するところを●で示しています。

| 候補者番号 | 氏名 | 取締役会への出席状況 | 取締役候補者の就任予定 ^(注1) | | | |
|-------|---|---------------------------------|-----------------------------|-----------|-----------|------------|
| | | | 監査委員 | 指名委員 | 報酬委員 | 情報セキュリティ担当 |
| 1 | 再任 業務執行 よしだ けんいちろう 吉田 憲一郎 | 100% (7回/7回) | | | | |
| 2 | 再任 業務執行 とき ひろき 十時 裕樹 | 100% (7回/7回) | | | | |
| 3 | 再任 社外 独立 はたなか よしひこ 畑中 好彦 | 100% (7回/7回) | | ● (議長) | | |
| 4 | 再任 社外 独立 ウェンディ・ベッカー Wendy Becker | 100% (7回/7回) | | ● | ● (議長) | |
| 5 | 再任 社外 独立 あきやま さきえ 秋山 咲恵 | 100% (7回/7回) | | | ● | |
| 6 | 再任 社外 独立 きしがみ けいこ 岸上 恵子 | 100% (7回/7回) | ● | | | |
| 7 | 再任 社外 独立 ジョセフ・クラフト Joseph A. Kraft Jr. | 100% (7回/7回) | ● (議長) | ● | | ● |
| 8 | 再任 社外 独立 ニール・ハント Neil Hunt | 100% (6回/6回) ^(注2) | | | | ● |
| 9 | 再任 社外 独立 ウィリアム・モロウ William Morrow | 100% (6回/6回) ^(注2) | | | ● | |
| 10 | 新任 社外 独立 このもと しんご 此本 臣吾 | — | ● | | | |

社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所が定める独立性の要件を満たした独立役員候補者

(注1) 上記の各委員及び担当への就任は、本総会終了後に開催される取締役会において決定される予定です。なお、取締役会議長には畑中好彦氏が、取締役会副議長にはWendy Becker氏が、それぞれ就任する予定です。

(注2) Neil Hunt氏及びWilliam Morrow氏は、前年の定時株主総会(2023年6月20日開催)において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が異なります。

(注3) 業務執行取締役の吉田憲一郎氏及び十時裕樹氏は、ソニーグループの各事業に関する包括的な知見を有し、ソニーグループ全体の経営戦略の策定及びその実行において重要な役割を担っております。

(注4) 16歳以降の取締役候補者の年齢は、本総会時の満年齢となります。

| 経験・専門性等 | | | | | | |
|------------------|---------------|----------------|------------------------|----------------------------|-------|----------|
| 企業のCEO/ 経営トップ | グローバル ビジネス | 多様性 (性別/国籍) | エンジニアリング/ IT/テクノロジー | 当事業/ 関連業界の経験 | 財務/会計 | リスク管理/渉外 |
| ● | ● | | ● | ● ^(注3) | ● | ● |
| ● | ● | | ● | ● ^(注3) | ● | ● |
| ● | ● | | | ● (ヘルスケア) | ● | ● |
| ● | ● | ● | | ● (通信/民生品) | | ● |
| ● | ● | ● | ● | ● (IT/デバイス) | | |
| | ● | ● | | | ● | ● |
| | ● | ● | | ● (金融) | ● | ● |
| | ● | ● | ● | ● (エンタテインメント/IT/ソフトウェア) | | ● |
| ● | ● | ● | ● | ● (通信/エンタテインメント) | ● | ● |
| ● | ● | | ● | ● (IT) | ● | ● |

(注5) 当社は、現在、社外取締役に就任している7名の取締役候補者との間でそれぞれ責任限定契約を締結しています。また、新任の社外取締役候補者である此本臣吾氏については、同氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定です。当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「責任限定契約の概要」をご参照ください。

(注6) 当社は取締役全員を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しています。候補者及び保険期間中に新たに選任された者も被保険者に含まれます。当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「役員賠償責任保険契約の概要」をご参照ください。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しています。

(注7) 2023年度における各社外取締役の各委員会への出席状況については、事業報告の「社外取締役の活動状況」をご参照ください。

(ご参考) 当社取締役求められる経験・専門性等の選定理由

| 経験・専門性等 | 選定理由 |
|--------------------|--|
| 企業のCEO/経営トップ | 当社取締役会においては、ソニーグループの経営を総合的に監督することが求められることから、企業トップとしての経営に関する経験・知見が重要と捉え、本項目を選定しています。 |
| グローバルビジネス | ソニーグループはグローバルに事業を展開し、主要6事業のうち半数が本社を米国に置いていることから、グローバルに事業を展開する企業におけるマネジメント経験・知見が重要と捉え、本項目を選定しています。 |
| 多様性（性別/国籍） | ソニーグループは多様な事業を営んでいることから、ジェンダーや国際性など多様なバックグラウンドを持つ取締役が多面的な観点から監督を行うことが重要と捉え、本項目を選定しています。 |
| エンジニアリング/IT/テクノロジー | 「テクノロジーに裏打ちされたクリエイティブエンタテインメントカンパニー」を標榜する当社において、テクノロジーにかかる研究開発の経験・知見や、IT/デジタル技術等を利用した製品やサービスの開発の経験・知見が重要と捉え、本項目を選定しています。 |
| 当社事業/関連業界の経験 | 当社取締役会においては、ソニーグループの主要6事業の監督に加え、事業ポートフォリオの組み換えの検討を行うことが求められることから、当社の事業又はその関連業界に関する経験・知見が重要と捉え、本項目を選定しています。 |
| 財務/会計 | 当社取締役会においては、ソニーグループの財務戦略、会計処理等に対する実効性の高い監督を行うことが求められることから、財務及び会計に関する経験・知見が重要と捉え、本項目を選定しています。 |
| リスク管理/渉外 | 当社取締役会においては、地政学リスク、情報セキュリティ、AIのような技術の急速な進化、地球環境問題や社会の分断など、ソニーグループを取り巻く大きな環境変化への対応を監督することが求められることから、リスクの評価・管理に関する経験・知見、政府機関/NGO/専門機関等における経験・知見が重要と捉え、本項目を選定しています。 |

候補者番号

よしだ けんいちろう

1

吉田 憲一郎

再任

業務執行



取締役の現在の担当 ー
生年月日 1959年10月20日生（満64歳）
取締役在任年数 10年
取締役会への出席状況 100%（7回/7回）
所有する当社の株式数 364,600株

略歴及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2000年 7月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株)（現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)）入社
2000年 9月 ソネット・エムスリー(株)（現 エムスリー(株)）社外取締役（現在）
2001年 5月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) 執行役員
2005年 4月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株) 代表取締役 執行役員社長
2013年 12月 当社執行役 EVP CSO 兼 デピュティ CFO
2014年 4月 当社代表執行役 EVP CFO
2014年 6月 当社取締役（現在）
2015年 4月 当社代表執行役 副社長 兼 CFO
2018年 4月 当社代表執行役 社長 兼 CEO
2020年 6月 当社代表執行役 会長 兼 社長 CEO
2023年 4月 当社代表執行役 会長 CEO（現在）

取締役候補者とした理由

ソニーグループ最高経営責任者（CEO）としてグループ経営全体を統括しており、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。

候補者番号

2

と とき ひ ろ き
十時 裕樹

再任 業務執行



| | |
|------------|-------------------|
| 取締役の現在の担当 | — |
| 生年月日 | 1964年7月17日生（満59歳） |
| 取締役在任年数 | 5年 |
| 取締役会への出席状況 | 100%（7回/7回） |
| 所有する当社の株式数 | 116,600株 |

略歴及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2002年2月 ソニー銀行(株) 代表取締役
2005年6月 ソニーコミュニケーションネットワーク(株)（現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)）
取締役 兼 執行役員専務
2012年4月 ソネットエンタテインメント(株)（現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)） 代表取締役 執行役員専務
2013年4月 ソネットエンタテインメント(株) 代表取締役 執行役員副社長 CFO
2013年12月 当社業務執行役員 SVP
2014年11月 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長 兼 CEO
2015年6月 ソネット(株)（現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)） 取締役 会長
2016年4月 当社執行役 EVP 新規事業プラットフォーム 戦略担当
ソネット(株) 代表取締役 執行役員社長
2017年6月 当社執行役 EVP CSO 中長期経営戦略、新規事業担当
2018年4月 当社代表執行役 EVP CFO
2018年6月 当社代表執行役 専務 CFO
(株)リクルートホールディングス 社外取締役（現在）
2019年6月 当社取締役（現在）
2020年6月 当社代表執行役 副社長 兼 CFO
2023年4月 当社代表執行役 社長 COO 兼 CFO（現在）
2024年4月 ソニー・インタラクティブエンタテインメント 暫定CEO
2024年6月 ソニー・インタラクティブエンタテインメント 会長（現在）

取締役候補者とした理由

最高執行責任者（COO）として、全事業の経営をCEOと共同で統括するとともに、本社機能において、経営管理、経営戦略、経理、税務、財務、IR、ディスクロージャー・コントロール、リスク管理、内部監査及びSOX404対応を担当し、さらにDXプラットフォーム、クリエイティブプラットフォーム及びゲーム&ネットワークサービス事業を担当しており、指名委員会にて取締役候補者として決定されました。

候補者番号

3

は た な か よ し ひ こ
畑中 好彦

再任

社外

独立



取締役の現在の担当 ■ 取締役会議長 ■ 指名委員会議長
生年月日 1957年4月20日生（満67歳）
取締役在任年数 5年
取締役会への出席状況 100%（7回/7回）
所有する当社の株式数 4,900株

略歴及び重要な兼職の状況

1980年4月 藤沢薬品工業(株)（現 アステラス製薬(株)）入社
2005年6月 アステラス製薬(株) 執行役員 経営戦略本部 経営企画部長
2006年4月 アステラス製薬(株) 執行役員 兼 Astellas US LLC プレジデント & CEO 兼
Astellas Pharma US, Inc. プレジデント & CEO
2008年6月 アステラス製薬(株) 上席執行役員 兼 Astellas US LLC プレジデント & CEO 兼
Astellas Pharma US, Inc. プレジデント & CEO
2009年4月 アステラス製薬(株) 上席執行役員 経営戦略・財務担当
2011年6月 アステラス製薬(株) 代表取締役社長
2018年4月 アステラス製薬(株) 代表取締役会長
2019年6月 当社取締役（現在）
2023年3月 (株)資生堂 社外取締役（現在）
2023年6月 積水化学工業(株) 社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

米国、欧州など海外での豊富な経験や経営企画責任者として企業統合実現の実績などを有し、グローバル企業の経営者としての幅広い経験、高い知見により、当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。取締役会議長及び指名委員会議長として、取締役会及び指名委員会の議事運営を行い、議論を牽引するとともに、客観的かつ専門的で、幅広い視点から適切かつ有益な助言や提言を行っていることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者番号

ウェンディ・ベッカー

4

Wendy Becker

再任

社外

独立

取締役の現在の担当 ■ 報酬委員会議長 ■ 指名委員
生年月日 1965年11月2日生（満58歳）
取締役在任年数 5年
取締役会への出席状況 100%（7回/7回）
所有する当社の株式数 4,900株



略歴及び重要な兼職の状況

1987年9月 Procter & Gamble Company ブランドマネジャー
1993年9月 McKinsey & Company, Inc. コンサルタント
1998年12月 McKinsey & Company, Inc. パートナー
2008年2月 TalkTalk, The Carphone Warehouse Ltd. マネージングディレクター
Whitbread plc 社外取締役 報酬委員
2009年9月 Vodafone Group plc チーフ・マーケティング・オフィサー
2012年9月 Jack Wills Ltd. チーフ・オペレーティング・オフィサー
2013年10月 Jack Wills Ltd. CEO
2017年2月 Great Portland Estates plc 社外取締役 報酬委員会議長
2017年9月 Logitech International S.A. 社外取締役
2019年6月 当社取締役（現在）
2019年9月 Logitech International S.A. 社外取締役 取締役会議長 指名委員会議長（現在）
2021年6月 Oxford Nanopore Technologies plc 筆頭独立社外取締役 報酬委員会議長（現在）（2024年6月10日退任予定）
2023年10月 GSK plc 独立社外取締役
2024年5月 GSK plc 独立社外取締役 報酬委員会議長（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

北米や欧州をベースとするコンサルティング業界での経験や通信・テクノロジー分野を含む様々な企業の経営者としての実績を通じて培われた、グローバルな企業経営に関する実践的・多角的な見識により、当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。また、報酬委員会の議長及び指名委員会の委員として客観的かつ専門的で、幅広い視点から適切かつ有益な助言や提言を行っていることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者番号

5

あきやま さきえ
秋山 咲恵

再任

社外

独立



取締役の現在の担当 ■ 報酬委員
生年月日 1962年12月1日生（満61歳）
取締役在任年数 5年
取締役会への出席状況 100%（7回/7回）
所有する当社の株式数 4,900株

略歴及び重要な兼職の状況

1987年4月 Arthur Andersen & Co.入社
1994年4月 (株)サキコーポレーション設立 代表取締役社長
2018年10月 (株)サキコーポレーション ファウンダー（現在）
2019年6月 当社取締役（現在）
日本郵政(株) 社外取締役（現在）（2024年6月19日退任予定）
オリックス(株) 社外取締役（現在）
2020年6月 三菱商事(株) 社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

国際的な経営コンサルタントを経て、産業用検査ロボット企業を創業し成長させた実績に加え、政府を含む様々な公的委員会やワーキンググループの委員を歴任するなどの豊富な経験により培われた知見から、当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。また、報酬委員会では委員として客観的かつ専門的で、幅広い視点から適切かつ有益な助言や提言を行っていることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者番号

6

き し が み け い こ

岸上 恵子

再任

社外

独立



取締役の現在の担当 ■ 監査委員
生年月日 1957年1月28日生（満67歳）
取締役在任年数 4年
取締役会への出席状況 100%（7回/7回）
所有する当社の株式数 4,000株

略歴及び重要な兼職の状況

1985年10月 港監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
1989年 8月 公認会計士登録（現在）
1997年12月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）社員
2004年 5月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員（シニアパートナー）
2018年 9月 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 理事（現在）
2019年 6月 (株)オカムラ 社外監査役（現在）
2020年 6月 当社取締役（現在）
2021年 6月 住友精化(株) 社外取締役（現在）
2023年 3月 DIC(株) 社外監査役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての国内外の多様な企業での監査実務経験と内部統制に関する高い専門性に加え、ESGに関する知見にもとづき、当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。また、監査委員会ではフィナンシャルエキスパートとして、その専門性や経験に裏打ちされた適切かつ有益な助言や提言を行っていることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者番号

ジョセフ・クラフト

7

Joseph A. Kraft Jr.

再任

社外

独立



取締役の現在の担当 ■ 監査委員 ■ 情報セキュリティ担当
生年月日 1964年5月12日生（満60歳）
取締役在任年数 4年
取締役会への出席状況 100%（7回/7回）
所有する当社の株式数 4,000株

略歴及び重要な兼職の状況

1986年7月 Morgan Stanley Inc. 入社
2000年1月 Morgan Stanley Inc. マネージングダイレクター
2007年4月 Dresdner Kleinwort Japan キャピタル・マーケット本部長 マネージングダイレクター
2010年3月 Bank of America Merrill Lynch Japan 副支店長 兼 マネージングダイレクター
2015年7月 Rorschach Advisory Inc. CEO（現在）
2020年6月 当社取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたるグローバル金融・資本市場での豊富な実務経験にもとづく高い見識や多様な業界に対する幅広い知識やネットワークに裏打ちされた、適切かつ有益な発言を当社の経営に対して行っております。また、監査委員会の委員及び情報セキュリティ担当として客観的かつ専門的で、幅広い視点から適切かつ有益な助言や提言を行っていることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者番号

ニール・ハント

8

Neil Hunt

再任

社外

独立



取締役の現在の担当 ■ 情報セキュリティ担当
生年月日 1962年1月12日生（満62歳）
取締役在任年数 1年
取締役会への出席状況 100%（6回/6回）
所有する当社の株式数 1,000株

略歴及び重要な兼職の状況

1989年6月 Iconicon ファウンダー、CTO
1991年10月 Pure Atria, Inc. ディレクター・オブ・エンジニアリング
1999年12月 Netflix, Inc. チーフ・プロダクト・オフィサー
2010年9月 Logitech, Inc. 社外取締役 報酬委員
2017年6月 Roku, Inc. 社外取締役 報酬委員（現在）
2020年1月 Vibrant Planet, PBC ファウンダー、チーフ・プロダクト・オフィサー（現在）
2023年6月 当社取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

世界的なストリーミングサービスをはじめとするグローバル企業やスタートアップ企業においてテクノロジー事業を牽引した実績と、ネットワークサービス、ストリーミング、サイバーセキュリティを含む広範なテクノロジーに関する専門性及びエンタテインメント業界に関する豊富な知識、経験にもとづき、当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。また、情報セキュリティ担当として客観的かつ専門的で、幅広い視点から適切かつ有益な助言や提言を行っていることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者番号

ウィリアム・モロウ

9

William Morrow

再任

社外

独立



取締役の現在の担当 ■ 報酬委員
生年月日 1959年7月2日生（満64歳）
取締役在任年数 1年
取締役会への出席状況 100%（6回/6回）
所有する当社の株式数 1,000株

略歴及び重要な兼職の状況

1980年9月 Pacific Bell Inc. ディレクター
2001年11月 日本テレコム(株) プレジデント
2004年2月 Vodafone UK LIMITED CEO
2005年4月 ボーダフォン(株) プレジデント
2006年5月 Vodafone Limited CEO Europe
2006年8月 Pacific Gas and Electric Company. プレジデント & CEO
2008年6月 Broadcom Inc. 社外取締役
2009年3月 Clearwire Incorporated CEO
2012年3月 Vodafone Hutchison Australia CEO
2014年4月 NBN Co Limited CEO
2018年12月 IkeGPS Group Limited 社外取締役
2021年2月 DIRECTV Entertainment Holdings LLC CEO（現在）
2023年6月 当社取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

通信、エンタテインメント業界を含む様々な企業の経営者としての実績を通じて培われた、グローバル企業及び日本企業の経営に関する実践的・多角的な見識にもとづき、当社の経営に適切かつ有益な発言を行っております。また、報酬委員会では委員として客観的かつ専門的で、幅広い視点から適切かつ有益な助言や提言を行っていることから、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

候補者番号

10

このもと しんご

此本 臣吾

新任

社外

独立



取締役の現在の担当 ー

生年月日 1960年2月11日生（満64歳）

取締役在任年数 一年

取締役会への出席状況 ー

所有する当社の株式数 一株

略歴及び重要な兼職の状況

1985年4月 (株)野村総合研究所 入社

2004年4月 (株)野村総合研究所 執行役員 コンサルティング第三事業本部長

2010年4月 (株)野村総合研究所 常務執行役員 コンサルティング事業本部長

2015年4月 (株)野村総合研究所 専務執行役員 ビジネス部門担当、コンサルティング事業担当

2015年6月 (株)野村総合研究所 代表取締役 専務執行役員 ビジネス部門担当、コンサルティング事業担当

2016年4月 (株)野村総合研究所 代表取締役社長

2019年6月 (株)野村総合研究所 代表取締役会長 兼 社長

2024年4月 (株)野村総合研究所 代表取締役会長（現在）*

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

IT、コンサルティング企業の経営者として培われた豊富な経験、コンサルティング事業経験を通じた幅広い見識を有しており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の強化への貢献が期待されるため、指名委員会にて社外取締役候補者として決定されました。

* 此本臣吾氏は現在、(株)野村総合研究所 代表取締役会長ですが、2024年6月21日に開催予定の同社第59回定時株主総会及び取締役会の決議を経て、代表権及び業務執行権限を有さない取締役会長に就任する予定です。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

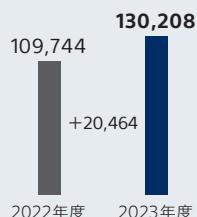
ソニーグループ(株)及びびソニーグループ(株)の連結子会社を「ソニー」又は「ソニーグループ」と記載しています。

1. ソニーグループの現況

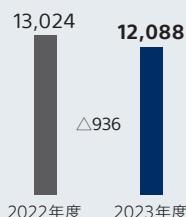
(1) 事業の経過及び成果

連結業績の概況

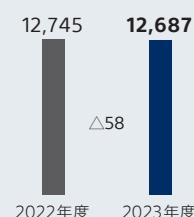
売上高及び金融ビジネス収入(単位:億円)



営業利益(単位:億円)



税引前利益(単位:億円)



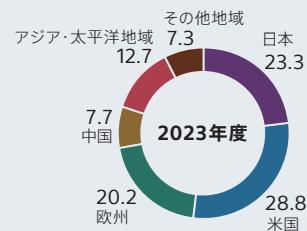
当社株主に帰属する
当期純利益(単位:億円)



1株当たり当社株主に帰属する
当期純利益(単位:円)



売上高構成比 地域別(単位:%)



日本、米国及び中国以外の各区分に属する主な国又は地域
 欧州: イギリス、フランス、ドイツ、スペイン、イタリア
 アジア・太平洋地域: インド、韓国、オセアニア
 その他地域: 中近東/アフリカ、ブラジル、メキシコ、カナダ
 (注) 地域別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出し、顧客の所在地別に表示しています。

| 平均為替レート | 2022年度 | 2023年度 | 変化 |
|---------|--------|--------------|----------|
| 1米ドル(円) | 135.4 | 144.4 | 9.0(円安) |
| 1ユーロ(円) | 140.9 | 156.6 | 15.7(円安) |

国際財務報告基準(以下「IFRS」)に準拠した科目で表示しています。なお、当社は2023年度より、IFRS第17号を適用しており、前年度の数値をIFRS第17号にもとづき修正再表示しています。

売上高及び金融ビジネス収入(以下「売上高」)

前年度比2兆464億円(19%)増加し、13兆208億円となりました。この大幅な増収は、主に金融分野、ゲーム&ネットワークサービス(以下「G&NS」)分野、音楽分野及びイメージング&センシング・ソリューション(以下「I&SS」)分野の大幅な増収によるものです。前年度の為替レートを適用した場合、売上高は約13%の増収となります(前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況、及び為替変動による影響額については35頁の【注記】をご参照ください)。

営業利益

前年度比936億円減少し、1兆2,088億円となりました。この減益は、G & N S 分野及び音楽分野の増益があったものの、主に金融分野の大幅な減益及び I & S S 分野の減益によるものです。

当年度の営業利益に含まれている非経常的な損益要因

- 従来持分法で会計処理されていた会社の連結子会社化による再評価益60億円（音楽分野）
- ソニーペイメントサービス㈱（以下「ソニーペイメントサービス」）株式の一部譲渡にともなう売却益及び再評価益198億円（金融分野）

前年度の営業利益に含まれている非経常的な損益要因

- 音楽制作及び音楽出版における訴訟に関する和解金の受領の影響（関連費用控除後）57億円（音楽分野）
- ソニー生命保険㈱（以下「ソニー生命」）の子会社において前年度に発生した不正送金に係る資金回収 221億円（金融分野）

営業利益に含まれる**持分法による投資利益（損失）**は、前年度比139億円減少し、105億円の利益となりました。この大幅な減少は、主にその他分野における持分法による投資利益の減少によるものです。

金融収益（費用）（純額）は、前年度の279億円の費用に対し、当年度は598億円の収益となりました。この大幅な改善は主に、前年度はSpotify Technology S.A. 株式などの評価損を計上したのに対し、当年度は当該株式などの評価益を計上したことによるものです。

税引前利益は、前年度比ほぼ横ばいの1兆2,687億円となりました。

法人所得税は、当年度において2,882億円を計上し、実効税率は前年度の20.6%を上回り、22.7%となりました。この税率の上昇は、主に前年度において日本における外国子会社合算税制に係る繰延税金負債が減少した影響によるものです。この税率の上昇は、主に、当年度において子会社の解散にともなう税金費用を76億円減額したことにより、一部相殺されています。

当社株主に帰属する当期純利益（非支配持分に帰属する当期純利益を除く）は、前年度比347億円減少し、9,706億円となりました。

主要な事業内容

ソニーは、ゲーム&ネットワークサービス、音楽、映画、エンタテインメント・テクノロジー&サービス、イメージング&センシング・ソリューション、金融及びその他の事業から構成されており、セグメント情報はこれらの区分により開示されています。各分野の主要製品又は事業内容は、次のとおりです。

ゲーム&ネットワークサービス

ネットワークサービス、家庭用ゲーム機、デジタルソフトウェア・アドオンコンテンツ

音楽

- **音楽制作**
パッケージ及びデジタルの音楽制作物の販売、アーティストのライブパフォーマンスからの収入
- **音楽出版**
楽曲の詞、曲の管理及びライセンス
- **映像メディア・プラットフォーム**
アニメーション作品及びゲームアプリケーションの制作・販売、音楽・映像関連商品のサービス提供

映画

- **映画製作**
映画作品の製作・買付・配給・販売
- **テレビ番組制作**
テレビ番組の制作・買付・販売
- **メディアネットワーク**
テレビネットワーク、DTC (Direct-to-Consumer) 配信サービスのオペレーション

エンタテインメント・テクノロジー&サービス

- **テレビ**
液晶テレビ、有機ELテレビ
- **オーディオ・ビデオ**
ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー、家庭用オーディオ、ヘッドホン、メモリ内蔵型携帯オーディオ
- **静止画・動画カメラ**
レンズ交換式カメラ、コンパクトデジタルカメラ、民生用・放送用ビデオカメラ
- **モバイル・コミュニケーション**
スマートフォン、インターネット関連サービス
- **その他**
プロジェクターなどを含むディスプレイ製品、医療用機器

イメージング&センシング・ソリューション

イメージセンサー

金融

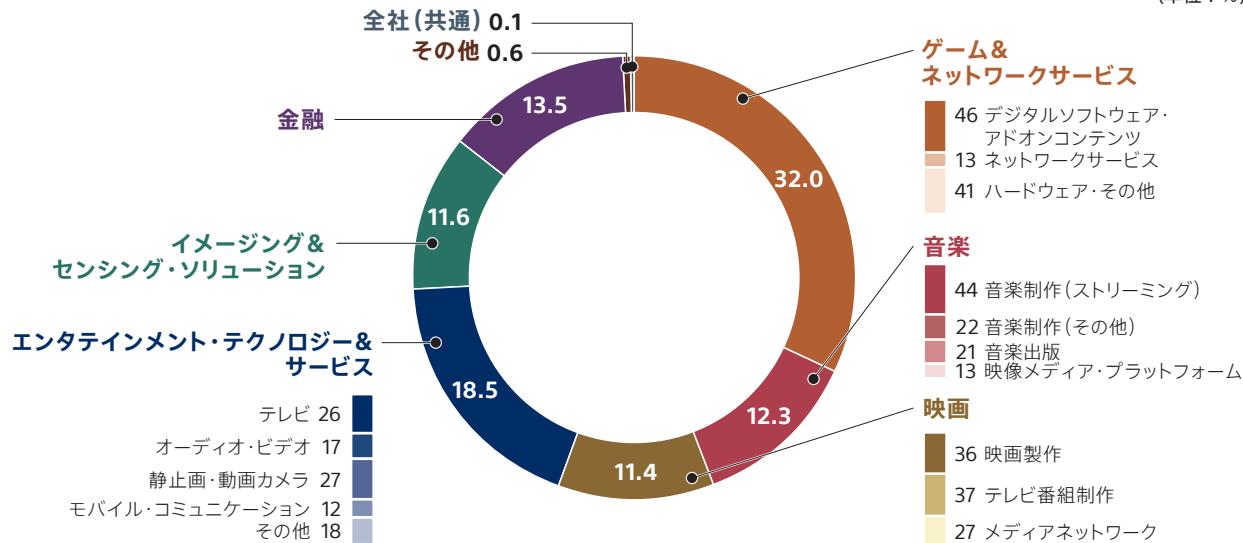
生命保険、損害保険、銀行

その他

上記カテゴリーに含まれない製品やサービス、ディスク製造、記録メディア、その他の事業

売上高構成比 (2023年度 ビジネス別)

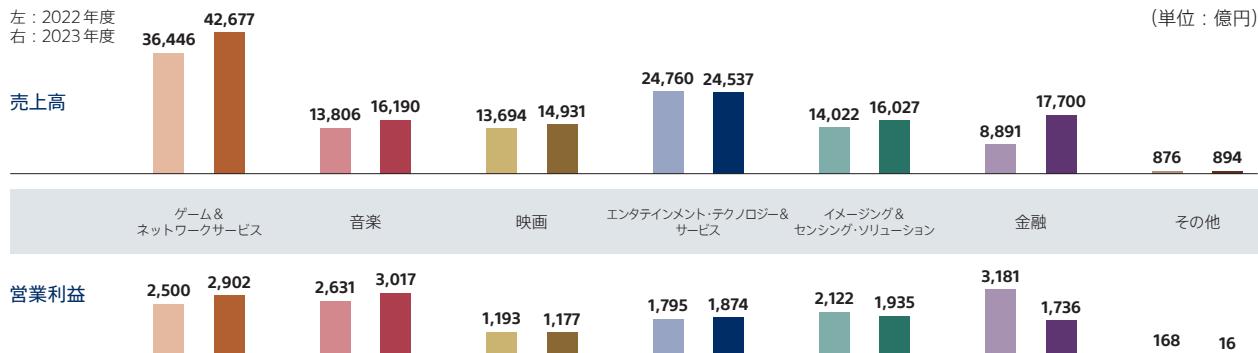
(単位：%)



(注) ビジネス別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出したものです。

ビジネス別営業の概況

以下の説明における各分野の売上高はセグメント間取引消去前のものであり、また各分野の営業利益はセグメント間取引消去前のもので配賦不能費用は含まれていません。



ゲーム&ネットワークサービス（G&N S）分野



売上高

前年度比6,231億円（17%）増加し、4兆2,677億円となりました（前年度の為替レートを適用した場合、9%の増収）。この大幅な増収は、主にアドオンコンテンツを含む自社制作以外のゲームソフトウェア販売増加及び為替の影響によるものです。

営業利益

前年度比402億円増加し、2,902億円となりました。この増益は、プロモーション等によるハードウェアの損失拡大や自社制作のゲームソフトウェア販売減少の影響があったものの、主に前述の自社制作以外のゲームソフトウェア販売増加の影響及び為替の好影響によるものです。なお、当年度の為替の好影響は386億円でした。

音楽分野



売上高

前年度比2,383億円（17%）増加し、1兆6,190億円となりました（前年度の為替レートを適用した場合、12%の増収）。この大幅な増収は、主に音楽制作及び音楽出版における有料会員制を中心とするストリーミングサービスからの収入増加や為替の影響ならびに音楽制作における興行・物販などからの収入増加によるものです。

営業利益

前年度比386億円増加し、3,017億円となりました。この増益は、販売費及び一般管理費の増加、ならびに前年度に音楽制作及び音楽出版における訴訟に関する和解金の受領の影響（関連費用控除後で57億円）があったものの、主に前述の音楽制作及び音楽出版の増収の影響や為替の好影響、ならびに従来持分法で会計処理されていた会社の連結子会社化による再評価益60億円によるものです。

映画分野



売上高

前年度比1,236億円（9%）増加し、1兆4,931億円となりました（米ドルベースでは、2%の増収）。この米ドルベースでの増収は、主に劇場公開作品の増加及び有料会員数増加によるCrunchyrollの増収によるものです。なお、この増収は、ハリウッドのストライキの影響によるテレビ番組制作における納入作品数の減少、及び映画製作における過去作品のライセンス収入が、2021年度に劇場公開した複数の大型作品からの貢献があった前年度比で減少したことにより一部相殺されています。

営業利益

前年度比ほぼ横ばいの1,177億円となりました（米ドルベースでは、10%の減益）。この米ドルベースでの減益は、前述の増収の影響があったものの、主に劇場公開作品の増加にともなう広告宣伝費の増加によるものです。

*ビジネス別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出したものです。

エンタテインメント・テクノロジー&サービス (E T & S) 分野

売上高 **24,537** 億円
営業利益 **1,874** 億円



売上高

前年度比ほぼ横ばいの2兆4,537億円となりました（前年度の為替レートを適用した場合、5%の減収）。これは、為替の影響があったものの、主に販売台数の減少によるテレビの減収によるものです。

営業利益

前年度比79億円増加し、1,874億円となりました。この増益は、前述のテレビの販売台数の減少の影響があったものの、主に為替の好影響及びオペレーション費用の削減によるものです。なお、当年度の為替の好影響は205億円でした。

イメージング&センシング・ソリューション (I & S S) 分野

売上高 **16,027** 億円
営業利益 **1,935** 億円



売上高

前年度比2,006億円（14%）増加し、1兆6,027億円となりました（前年度の為替レートを適用した場合、7%の増収）。この大幅な増収は、主にモバイル機器向けイメージセンサーが販売数量の増加及び製品ミックスの改善により増収となったこと、ならびに為替の影響によるものです。

営業利益

前年度比187億円減少し、1,935億円となりました。この減益は、前述の増収の影響及び為替の好影響があったものの、主に減価償却費の増加、モバイル機器向けイメージセンサーの新製品量産立上げにおける費用の増加及び製造経費の増加によるものです。なお、当年度の為替の好影響は623億円でした。

金融分野

金融ビジネス収入 **17,700** 億円
営業利益 **1,736** 億円



金融分野には、ソニーフィナンシャルグループ(株)（以下「SFGI」）及びSFGIの連結子会社であるソニー生命、ソニー損害保険(株)、ソニー銀行(株)（以下「ソニー銀行」）等の業績が含まれています。金融分野に記載されている業績は、SFGI及びその連結子会社が日本の会計基準に則って個別に開示している業績とは異なります。

金融ビジネス収入

主にソニー生命の大幅増収により、前年度比8,809億円増加し、1兆7,700億円となりました。ソニー生命の収入は、市況変動により特別勘定における運用益が増加したことにより、前年度比8,431億円増加し、1兆5,239億円となりました。

営業利益

前年度比1,445億円減少し、1,736億円となりました。この大幅な減益は、ソニーペイメントサービス株式の一部譲渡にともなう売却益及び再評価益198億円の計上があったものの、主にソニー生命において営業利益が大幅に減少したことや、同社の子会社で発生した不正送金の資金回収にともなう利益221億円を前年度に計上したことによるものです。ソニー生命の営業利益は、変額保険等に係る市況の変動による利益の減少、及び前年度に不動産売却益を計上したことなどにより、前年度比1,435億円減少し、1,264億円となりました。

*ビジネス別の売上高構成比は、外部顧客に対する売上高にもとづいて算出したものです。

【注記】

前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況、及び為替変動による影響額について

前年度の為替レートを適用した場合の売上高の状況は、当年度の現地通貨建て月別売上高に対し、前年度の月次平均レートを適用して算出しています。ただし、音楽分野のSME及びSMP、ならびに映画分野については、米ドルベースで集計したうえで、前年度の月次平均米ドル円レートを適用した金額を算出しています。

映画分野の業績の状況は、米国を拠点とするSPEが、全世界にある子会社の業績を米ドルベースで連結していることから、米ドルベースで記載しています。

為替変動による影響額は、売上高については前年度及び当年度における平均為替レートの変動を主要な取引通貨建て売上高に適用して算出し、営業損益についてはこの売上高への為替変動による影響額から、同様の方法で算出した売上原価ならびに販売費及び一般管理費への為替変動による影響額を差し引いて算出しています。I & S S分野では独自に為替ヘッジ取引を実施しており、売上高及び営業損益への為替変動による影響額に同取引の影響が含まれています。

これらの情報はIFRSに則って開示されるソニーの連結財務諸表を代替するものではありません。しかしながら、これらの開示は、投資家の皆様にソニーの営業概況をご理解いただくための有益な分析情報と考えています。

(2) 設備投資等の状況

生産部門の合理化及び品質向上、ならびに需要増大にともなう生産設備の増強を目的とした設備投資のほか、研究開発の強化を図るため継続して投資を行っています。

当年度の設備投資額は、8,826億円（前年度比9.0%増加）となりました。その主な内訳は、G & N S分野、E T & S分野及びI & S S分野で半導体や新製品の生産設備を中心に6,976億円、音楽分野で671億円、映画分野で634億円、金融分野で229億円、その他で316億円でした。なお、設備の除却等については重要なものではありません。

(注) 設備投資額は、有形固定資産、使用権資産、無形固定資産（コンテンツ資産に含まれる繰延映画製作費及びテレビ放映権を除く）の増加額を含んでいます。なお、企業結合により生じた増加額は含まれていません。

(3) 資金調達の状況

当年度は、2024年3月に総額1,500億円の国内無担保普通社債を発行しました。この普通社債の発行により調達した資金は、2024年3月末までにコマーシャルペーパー償還資金及び関係会社への投融資資金に充当しました。当該関係会社は、当該資金を運転資金に充当しました。

(4) 主要な借入先

当年度末における主要な借入先は、次のとおりです。

| 借入先 | 借入金残高 |
|------------|----------------|
| (株)三井住友銀行 | 百万円 108,139 |
| (株)三菱UFJ銀行 | 130,389 |

(注) 外貨建ての借入金残高は、当年度末の為替レートで円換算しています。

(5) 対処すべき課題

第3次、第4次中期経営計画の振り返り

第3次中期経営計画（2018年～2020年度）では、「クリエイティビティとテクノロジーの力で、世界を感動で満たす」というソニーのPurpose（存在意義）を定義し、「人に近づく」を経営の方向性として決めました。「持続的な社会価値と高収益の創出」をテーマに、コンテンツIPやCMOSイメージセンサーへの投資を着実に実行しました。第4次中期経営計画（2021年～2023年度）ではさらなる「ソニーの進化」をテーマに、グループ構造の再編による事業間連携の促進と事業ポートフォリオの進化に取り組みました。成長領域であるエンタテインメント事業やイメージセンサー生産設備への積極的な投資を行うことで売上高を大きく伸長させ、3年間累計の連結調整後EBITDAは5.1兆円と、当初目標を19%上回る結果となりました。

第5次中期経営計画とソニーがめざす未来

本年5月に開催した経営方針説明会では、ソニーのPurposeを軸に、若い世代が夢や希望を持てる10年後の明るい未来におけるソニーのありたい姿を描いた「クリエイティブ エンタテインメント ビジョン」を発表しました。

この長期ビジョンの実現に向け、第5次中期経営計画（2024年～2026年度）では「境界を超える～グループ全体のシナジー最大化～」をテーマとし、長期的な成長への取り組みは継続しつつも、不透明で変化が大きい事業環境が継続する想定のもと、環境変化への対応力を高めるべく、収益基盤の強化と投資効率や事業収益性の改善を進めます。そのため、グループ経営目標も利益ベースでの成長をより重視し、金融分野を除く連結ベースでの営業利益の年平均成長率を10%以上とすることと、3年間累計の営業利益率を10%以上とすることを目標としました。

グループ全体での事業間連携への取り組みを強化しながら、各事業では、以下の領域にそれぞれ注力してまいります。

- ゲーム&ネットワークサービス分野：プラットフォームのPS5TMハードウェア普及拡大とより豊かなゲーム体験の提供、自社スタジオのファーストパーティ・ソフトウェアのタイトル充実とPC展開による事業拡大、という2軸の取り組みで、グループの利益成長を牽引します。
- 音楽分野：新興市場への取り組み強化や音楽カタログの収益機会の拡大などにより、引き続き市場を上回る成長をめざします。また、日本のアニメやアーティストのグローバル展開も加速していきます。
- 映画分野：ゲーム&ネットワークサービス、音楽、映画のエンタテインメント3事業間の連携の核として、グループの持つIP資産の価値最大化を進めるとともに、アニメファンやアニメクリエイターと深くつながるアニメ配信サービスのCrunchyrollを成長ドライバーとして、収益性を伴った成長をめざします。
- エンタテインメント・テクノロジー&サービス分野：収益性が高く、技術による差異化が進んだカメラやヘッドフォンなどのイメージング・サウンド事業の着実な成長と、成長軸事業への展開の加速により、グループを支えるキャッシュ創出を続けていきます。

- イメージング&センシング・ソリューション分野：モバイルセンサーを中心に高い事業成長率を維持しながら、特に収益性の向上に注力し、投資効率の改善、開発・製造の再強化などに取り組みます。

これらの取り組みを通じて、「クリエイティブ エンタテインメント ビジョン」でめざす、クリエイターの創造性を解き放ち、無限の感動が生み出される世界に向けて、クリエイターやファン、パートナーとともに既存の枠組みを超えたIP価値最大化を着実に進めるとともに、事業と人材の多様性を継続的に進化させ、さらなる成長を実現していきます。

なお、2025年10月にパーシャル・スピノフ、上場を予定している金融事業では、ソニーブランドの強化や、ソニーグループが持つ技術・IP・ITなどのインフラ活用と成長投資により、さらなる企業価値の向上に取り組みます。

本年5月に開催した経営方針説明会で説明した当社の長期視点での経営の方向性や各事業の成長戦略などの詳細、「クリエイティブ エンタテインメント ビジョン」が描く世界観をまとめたビデオなどは、以下のウェブサイトよりご覧いただけます。

経営方針説明会（2024年5月23日開催）

<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/library/presen/strategy/>



事業説明会（2024年5月30日・31日開催）

https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/library/presen/business_segment_meeting/



（6）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元は、継続的な企業価値の増大及び配当を通じて実施していくことを基本と考えています。安定的な配当の継続に努めたい一方で、内部留保資金については、成長力の維持及び競争力強化など、企業価値向上に資する様々な投資に活用していく方針です。なお、配当金額については、連結業績の動向、財務状況ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定していきます。

当年度の期末配当金については、2024年5月14日開催の取締役会において、1株につき45円とすることを決定しました。2023年12月に1株につき40円の間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は85円となります。

また、2024年度につきましては、2024年5月14日開催の取締役会において、中間配当金予定額を1株につき50円、期末配当金予定額を1株につき10円とすることを決定しております。2024年度の1株当たり期末配当金予定額は株式分割考慮後の金額です。なお、株式分割を考慮しない場合の2024年度の期末配当金予定額は1株につき50円、年間配当金予定額合計は1株につき100円となります。

(7) 子会社及び企業結合等の状況

重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|--|---------|----------|---|
| 国内 | | | |
| (株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント | 東京都港区 | 100 | ゲーム機に関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの企画・開発・販売 |
| (株)ソニー・ミュージックエンタテインメント | 東京都千代田区 | 100 | 音楽・映像ソフトウェア等の企画・制作・製造・販売 |
| ソニー(株) | 東京都港区 | 100 | エンタテインメント・テクノロジー&サービス分野の製品の設計・開発・製造・販売 |
| ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ(株) | 東京都港区 | 100 (注) | 電子機器の設計・製造・販売 |
| ソニーセミコンダクタソリューションズ(株) | 神奈川県厚木市 | 100 | 半導体及び半導体関連商品の企画・設計・製造・販売 |
| ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株) | 熊本県菊池郡 | 100 (注) | 半導体の設計・開発・製造・カスタマーサービス |
| ソニーネットワークコミュニケーションズ(株) | 東京都港区 | 100 (注) | インターネット関連サービス事業 |
| ソニーマーケティング(株) | 東京都港区 | 100 (注) | 電子機器の販売 |
| ソニーストレージメディアソリューションズ(株) | 東京都港区 | 100 | 記録メディア製品の研究・開発・製造・販売 |
| ソニーフィナンシャルグループ(株) | 東京都千代田区 | 100 | 生命保険・損害保険事業及び銀行業等の経営管理 |
| ソニー生命保険(株) | 東京都千代田区 | 100 (注) | 生命保険事業 |
| ソニー銀行(株) | 東京都千代田区 | 100 (注) | 銀行事業 |
| ソニー損害保険(株) | 東京都大田区 | 100 (注) | 損害保険事業 |
| 海外 | | | |
| Sony Corporation of America | 米国 | 100 | 米国を主とする関係会社の管理 |
| Sony Electronics Inc. | 米国 | 100 (注) | 電子機器の製造・販売 |
| Sony Interactive Entertainment LLC | 米国 | 100 (注) | ゲーム機に関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの企画・開発・販売 |
| Sony Pictures Entertainment Inc. | 米国 | 100 (注) | 映画・テレビ番組の企画・製作・配給 |
| Sony Music Entertainment | 米国 | 100 (注) | 音楽・映像ソフトウェア等の企画・制作・販売 |
| Sony Music Publishing LLC | 米国 | 100 (注) | 音楽出版事業 |
| Sony Europe B.V. | 英国 | 100 (注) | 電子機器の製造・販売 |
| Sony Interactive Entertainment Europe Ltd. | 英国 | 100 (注) | ゲーム機に関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ、ネットワークサービスの企画・開発・販売 |
| Sony Global Treasury Services Plc | 英国 | 100 (注) | ソニーグループの為替・資金取引の集約・一元管理 |
| Sony Overseas Holding B.V. | オランダ | 100 | 欧州及びアジアの関係会社に出資する持株会社 |
| 索尼(中国)有限公司 | 中国 | 100 (注) | 電子機器の販売 |
| Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd. | マレーシア | 100 (注) | 電子機器の製造 |
| Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd. | シンガポール | 100 (注) | 電子機器の販売 |

(注) 間接所有を含む比率です。

重要な企業結合等の状況

| | |
|---|--|
| 1 | <p>2024年1月</p> <p>当社の完全子会社であるSony Pictures Networks India Private Ltd.（現Culver Max Entertainment Ltd.、以下「SPNI」）は、2021年12月22日付で発表したSPNIとZee Entertainment Enterprises Ltd.（以下「ZEEL」）との合併にかかる確定契約を解除するための通知をZEELに対して発出しました。</p> |
| 2 | <p>2024年1月</p> <p>当社の完全子会社であるソニー銀行は、その連結子会社であるソニーペイメントサービスの一部株式を、Blackstone Inc.とその関係会社が運営するプライベート・エクイティ・ファンドが設立した特別目的会社に譲渡しました。本譲渡により、ソニーペイメントサービスは当社の持分法適用会社となりました。</p> |

2. 新株予約権等の状況

(1) 当年度末における新株予約権等の状況

| 名称 (発行年月日) | 行使期間 | 新株 予約権 の数 | 目的と なる 株式の数 | 行使 価額 | 新株 予約権 行使率 |
|--|-------------------------------------|-----------------|-------------------|--------------|------------------|
| 第28回 普通株式 新株予約権 (2014年11月20日) | 2015年 11月20日～ 2024年 11月19日 | 個 835 | 株 83,500 | 円 2,410.5 | % 89.9 |
| 第29回 普通株式 新株予約権 (2014年11月20日) | 2015年 11月20日～ 2024年 11月19日 | 1,227 | 122,700 | 米ドル 20.67 | 84.4 |
| 第30回 普通株式 新株予約権 (2015年11月19日) | 2016年 11月19日～ 2025年 11月18日 | 890 | 89,000 | 円 3,404 | 92.1 |
| 第31回 普通株式 新株予約権 (2015年11月19日) | 2016年 11月19日～ 2025年 11月18日 | 1,313 | 131,300 | 米ドル 27.51 | 86.3 |
| 第32回 普通株式 新株予約権 (2016年11月22日) | 2017年 11月22日～ 2026年 11月21日 | 2,314 | 231,400 | 円 3,364 | 84.3 |
| 第33回 普通株式 新株予約権 (2016年11月22日) | 2017年 11月22日～ 2026年 11月21日 | 2,861 | 286,100 | 米ドル 31.06 | 79.8 |
| 第34回 普通株式 新株予約権 (2017年11月21日) | 2018年 11月21日～ 2027年 11月20日 | 2,802 | 280,200 | 円 5,231 | 79.0 |
| 第35回 普通株式 新株予約権 (2017年11月21日) | 2018年 11月21日～ 2027年 11月20日 | 5,057 | 505,700 | 米ドル 45.73 | 62.9 |
| 第36回 普通株式 新株予約権 (2018年2月28日) | 2019年 2月28日～ 2028年 2月27日 | 15 | 1,500 | 円 5,442 | 91.1 |
| 第38回 普通株式 新株予約権 (2018年11月20日) | 2019年 11月20日～ 2028年 11月19日 | 5,967 | 596,700 | 円 6,440 | 59.3 |
| 第39回 普通株式 新株予約権 (2018年11月20日) | 2019年 11月20日～ 2028年 11月19日 | 6,543 | 654,300 | 米ドル 56.22 | 45.4 |

| 名称 (発行年月日) | 行使期間 | 新株 予約権 の数 | 目的と なる 株式の数 | 行使 価額 | 新株 予約権 行使率 |
|--|-------------------------------------|-----------------|-------------------|---------------|------------------|
| 第40回 普通株式 新株予約権 (2019年11月20日) | 2020年 11月20日～ 2029年 11月19日 | 個 8,746 | 株 874,600 | 円 6,705 | % 46.5 |
| 第41回 普通株式 新株予約権 (2019年11月20日) | 2020年 11月20日～ 2029年 11月19日 | 9,164 | 916,400 | 米ドル 60.99 | 34.5 |
| 第43回 普通株式 新株予約権 (2020年11月18日) | 2021年 11月18日～ 2030年 11月17日 | 16,540 | 1,654,000 | 円 9,237 | 24.8 |
| 第44回 普通株式 新株予約権 (2020年11月18日) | 2021年 11月18日～ 2030年 11月17日 | 17,146 | 1,714,600 | 米ドル 87.48 | 10.2 |
| 第45回 普通株式 新株予約権 (2021年11月18日) | 2022年 11月18日～ 2031年 11月17日 | 23,312 | 2,331,200 | 円 14,350 | 0.0 |
| 第46回 普通株式 新株予約権 (2021年11月18日) | 2022年 11月18日～ 2031年 11月17日 | 21,378 | 2,137,800 | 米ドル 124.90 | 0.0 |
| 第47回 普通株式 新株予約権 (2022年11月16日) | 2023年 11月16日～ 2032年 11月15日 | 24,012 | 2,401,200 | 円 11,390 | 0.2 |
| 第48回 普通株式 新株予約権 (2022年11月16日) | 2023年 11月16日～ 2032年 11月15日 | 21,240 | 2,124,000 | 米ドル 77.89 | 2.3 |
| 第49回 普通株式 新株予約権 (2023年11月27日) | 2024年 11月27日～ 2033年 11月26日 | 12,942 | 1,294,200 | 円 12,942 | — |
| 第50回 普通株式 新株予約権 (2023年11月27日) | 2024年 11月27日～ 2033年 11月26日 | 11,315 | 1,131,500 | 米ドル 85.50 | — |

(注1) いずれもストック・オプション付与を目的として金銭による払込みを要しない形で発行したものです。

(注2) 権利行使禁止期間(新株予約権の割当日から1年間。なお、行使価額を円建てとする場合の税制適格ストック・オプションについては対象となる新株予約権の発行を取締役会で決議した日から2年間権利行使不可)を置くとともに、付与対象者との割当契約において、行使可能数の制限(原則として毎年付与数の3分の1ずつ解除され、付与日から3年後に初めて全付与数が行使可能)などの権利行使制限を設けています。

当社取締役及び執行役の保有状況

| 名 称 | 取締役（社外取締役を除く） 及び執行役 | | 社外取締役 | |
|------|-------------------------|------|-------------------------|------|
| | 新株予約権の 目的となる 株式の数 | 保有者数 | 新株予約権の 目的となる 株式の数 | 保有者数 |
| 第28回 | 57,000株 | 2名 | —株 | —名 |
| 第32回 | 49,500 | 2 | — | — |
| 第34回 | 30,300 | 3 | — | — |
| 第38回 | 207,500 | 5 | — | — |
| 第40回 | 235,000 | 5 | — | — |

| 名 称 | 取締役（社外取締役を除く） 及び執行役 | | 社外取締役 | |
|------|-------------------------|------|-------------------------|------|
| | 新株予約権の 目的となる 株式の数 | 保有者数 | 新株予約権の 目的となる 株式の数 | 保有者数 |
| 第43回 | 260,000株 | 6名 | —株 | —名 |
| 第45回 | 280,000 | 6 | — | — |
| 第47回 | 290,000 | 6 | — | — |
| 第49回 | 330,000 | 6 | — | — |

（2）当年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

当該新株予約権等の内容は、前記（1）に記載のとおりです。

当社従業員、当社子会社の取締役その他の役員及び従業員への交付状況

| 名 称 | 当社従業員 | | 当社子会社の取締役その他の役員及び従業員 | |
|------|-----------------|------|----------------------|--------|
| | 新株予約権の目的となる株式の数 | 交付者数 | 新株予約権の目的となる株式の数 | 交付者数 |
| 第49回 | 123,300株 | 147名 | 843,900株 | 1,477名 |
| 第50回 | 4,000 | 1 | 1,136,900 | 585 |

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び執行役の状況

取締役

| 氏名 | 担当及び重要な兼職等の状況 |
|--------------------------------------|---|
| 吉田 憲一郎 | — |
| 十時 裕樹 | (株)リクルートホールディングス 社外取締役 |
| * 畑中 好彦 | ■ 取締役会議長 ■ 指名委員会議長 (株)資生堂 社外取締役、積水化学工業(株) 社外取締役 |
| * 岡 俊子 | ■ 監査委員会議長 ■ 指名委員 明治大学 専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 専任教授、(株)ハピネット 社外取締役、ENEOSホールディングス(株) 社外取締役、日立建機(株) 社外取締役 |
| * Wendy Becker (ウエンディ・ベッカー) | ■ 報酬委員会議長 ■ 指名委員 Logitech International S.A. 社外取締役 取締役会議長 指名委員会議長、Oxford Nanopore Technologies plc 筆頭独立社外取締役 報酬委員会議長、GSK plc 独立社外取締役 |
| * 秋山 咲恵 | ■ 報酬委員 (株)サキコーポレーション ファウンダー、日本郵政(株) 社外取締役、オリックス(株) 社外取締役、三菱商事(株) 社外取締役 |
| * 岸上 恵子 | ■ 監査委員 公認会計士、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 理事、(株)オカムラ 社外監査役、住友精化(株) 社外取締役、DIC(株) 社外監査役 |
| * Joseph A. Kraft Jr. (ジョセフ・クラフト) | ■ 監査委員 ■ 情報セキュリティ担当 Rorschach Advisory Inc. CEO |
| * Neil Hunt (ニール・ハント) | ■ 情報セキュリティ担当 Roku,Inc. 社外取締役 報酬委員、Vibrant Planet, PBC ファウンダー、チーフ・プロダクト・オフィサー |
| * William Morrow (ウィリアム・モロウ) | ■ 報酬委員 DIRECTV Entertainment Holdings LLC CEO |

(注1) *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、全員を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。

(注2) 監査委員会議長 岡俊子氏は会計事務所や社外取締役・監査役のキャリアを通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識を、監査委員 岸上恵子氏は公認会計士としての国内外の多様な企業での監査実務経験と内部統制に関する高い専門性をそれぞれ有しており、両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。なお、当社はニューヨーク証券取引所に上場しているため、監査委員全員について一定の独立性が求められることもあり、常勤の監査委員を選定しておらず、監査委員会の職務執行を補佐する者を置くとともに、内部監査、その他社内関係部署及び会計監査人と連携し、監査活動の充実に努めています。

執行役

| 役位 | 氏名 | 主な担当 |
|----------|---------|---|
| 代表執行役 会長 | *吉田 憲一郎 | CEO |
| 代表執行役 社長 | *十時 裕樹 | COO 兼 CFO |
| 執行役 副社長 | 御供 俊元 | CSO、知的財産、事業戦略、ビジネスディベロップメント、事業開発プラットフォーム担当 |
| 執行役 専務 | 神戸 司郎 | 法務、コンプライアンス、プライバシー、広報、ブランド、サステナビリティ、渉外、品質マネジメント、取締役会事務局担当 |
| 執行役 専務 | 安部 和志 | 人事、総務、グループDE&I推進、秘書部担当、中国総代表 |
| 執行役 専務 | 北野 宏明 | CTO、R&D、AIコラボレーション担当 |

(注1) *は取締役を兼務する者です。

(注2) 当年度末以降に次の執行役の役位及び主な担当につき異動がありました。

| 役位 | 氏名 | 異動後の主な担当 |
|----------|-------|--|
| 代表執行役 社長 | 十時 裕樹 | COO 兼 CFO、ソニー・インタラクティブエンタテインメント 会長 |
| 執行役 副社長 | 御供 俊元 | CSO、知的財産、事業戦略、ビジネスディベロップメント、事業開発プラットフォーム、モビリティ事業担当 |
| 執行役 副社長 | 北野 宏明 | CTO、R&D、AIコラボレーション担当 |
| 執行役 専務 | 神戸 司郎 | 法務、コンプライアンス、プライバシー、サステナビリティ、渉外、品質マネジメント、取締役会事務局担当 |

(2) 責任限定契約の概要

当社定款規定にもとづき、社外取締役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該責任限定契約の概要は、以下のとおりです。

- 社外取締役は、責任限定契約締結後、会社法第423条第1項により当社に対し損害賠償義務を負う場合において、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったときは、3,000万円又は会社法第425条第1項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。
- 社外取締役の任期満了時において、再度当社の社外取締役に選任され就任したときは、責任限定契約は何らの意思表示を要せず当然に再任後も効力を有するものとします。

(3) 役員賠償責任保険契約の概要

当社は、当社による保険料負担において、当社及び当社の直接又は間接の出資割合が50%を超える子会社の取締役、執行役、監査役及びそれに準じる役職の者（以下「役員等」といいます）を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しています。当該役員賠償責任保険契約の概要は、以下のとおりです。

- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害賠償金及び争訟費用（弁護士費用を含みます）等が填補されます。
- 被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の支払免責事由が設定されています。

(4) 取締役及び執行役の報酬等の額

| | 定額報酬 | | 業績連動報酬 | | ストック・オプション (注6) | | 譲渡制限付株式 (注9) | | 株式退職金 (注10) | |
|---------------|------------|-------------|-----------|-------------|--------------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| | 人数 (名) | 総額 (百万円) | 人数 (名) | 総額 (百万円) | 人数 (名) | 総額 (百万円) | 人数 (名) | 総額 (百万円) | 人数 (名) | 総額 (百万円) |
| ■ 取締役 (注2) | 10 (注3) | 205 | — | — (注4) | — | — (注7) | 10 (注3) | 96 | — | — (注11) |
| (うち、社外取締役) | (9) | (198) | (—) | (—) | (—) | (—) | (9) | (64) | (—) | (—) |
| ■ 執行役 | 6 | 613 | 6 | 909 (注5) | 8 (注8) | 743 | 8 (注8) | 1,602 | — | — |
| 合計 | 16 | 817 | 6 | 909 | 8 | 743 | 18 | 1,698 | — | — |

(注1) 総額については、百万円未満を四捨五入して記載しています。したがって、各欄の合計が合計額の欄と一致しない場合があります。

(注2) 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬を支給していませんので、上記の取締役に執行役を兼務する取締役2名は含まれていません。

(注3) 前年の定時株主総会開催日に退任した取締役2名を含んでいます。

(注4) 当社は、執行役を兼務しない取締役に對して業績連動報酬を支給していません。

(注5) 上記の当年度業績連動報酬額は、2023年11月に支給済みの金額と2024年6月に支給する予定の金額の合計額です。

(注6) スtock・オプションは、Stock・オプション付与を目的とした新株予約権の費用として当年度において計上した額を記載しています。

(注7) 当社は、執行役を兼務しない取締役に對してStock・オプションを付与していません。

(注8) 2022年度末までに退任済みの執行役2名を含んでいます。

(注9) 譲渡制限付株式の総額は、譲渡制限付株式の費用として当年度において計上した額を記載しています。

(注10) 株式退職金については、当年度において、前年の定時株主総会開催日に退任した取締役及び執行役分として476百万円の会計上の費用を計上しました。

(注11) 当社は、執行役を兼務しない取締役に對して株式退職金を支給していません。

(5) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役及び執行役を含む上級役員個人の報酬等の内容の決定に関する方針は、報酬委員会が決定することとされており、報酬委員会によって定められた当該方針は、次のとおりです。

取締役報酬について

取締役の主な職務がソニーグループ全体の経営に対する監督であることに鑑み、グローバル企業であるソニーグループの経営に対する監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役に確保するとともに、その監督機能を有効に機能させることを取締役報酬決定に関する基本方針としています。なお、執行役を兼務する取締役に對しては取締役としての報酬を支給していません。

この基本方針を踏まえて、取締役の報酬の構成を下表のとおりとしています。各報酬項目の水準及び構成比については、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、上記の方針に沿って適切に設定しています。

| 報酬の種類 | 概要 |
|--------------------------------|--|
| 定額報酬 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査等を参考に、職責及び人材確保の処遇競争力の観点から適切な報酬となるよう設定 |
| 株式報酬 (譲渡制限付株式又は譲渡制限付株式ユニット) | <ul style="list-style-type: none"> ● 株主との価値共有を一層促進すること及び健全かつ透明性のある経営の仕組みの構築・維持に対するインセンティブとして、譲渡制限付株式又は譲渡制限付株式ユニット (RSU) を付与 ● 譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を取締役在任期間中とし、原則として、退任時に譲渡制限を解除 ● 譲渡制限付株式ユニット (RSU) は、原則として退任時に権利確定し、その後当社の普通株式を交付 |

(注) 取締役に対する株式退職金は譲渡制限付株式に置き換え済み。

上級役員の報酬について

上級役員がソニーグループ又は各事業の業務執行の中核を担う経営層であることに鑑み、会社業績の一層の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の経営層として確保するとともに、短期及び中長期の業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを上級役員の報酬決定に関する基本方針としています。

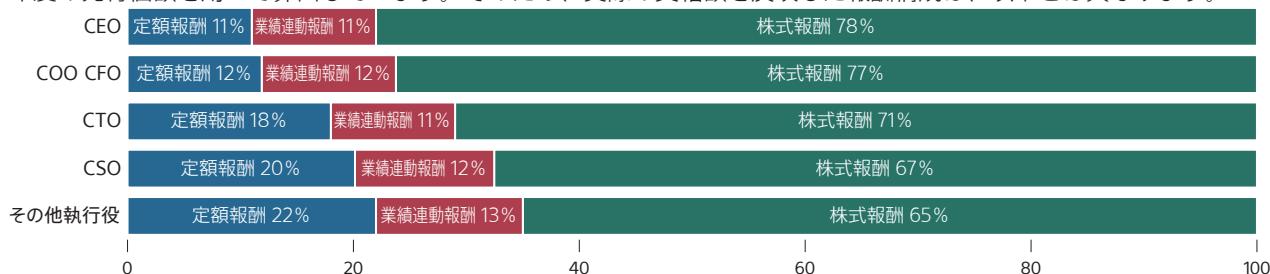
この方針を踏まえて、上級役員の報酬の基本的な構成を下表のとおりとしています。各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査にもとづき、担っている職責に応じて適切に設定しています。

| 報酬の種類 | 概要 |
|--------|--|
| 定額報酬 | <ul style="list-style-type: none"> ● 第三者による国内外企業経営者の報酬に関する調査等を参考に、職責及び人材確保の処遇競争力の観点から適切な報酬となるよう設定 |
| 業績連動報酬 | <ul style="list-style-type: none"> ● 中長期及び当該事業年度の経営数値目標の達成をめざすインセンティブとして有効に機能するよう適切な仕組みや指標を設定 ● 具体的には、以下の(1)及び(2)それぞれの指標の達成度を支給額決定の基礎とし、その達成度を踏まえて、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で支給額を変動させる <ul style="list-style-type: none"> (1) 支給対象年度における、連結調整後EBITDA、調整後EPS (1株当たり当社株主に帰属する当期純利益) 等の連結又は各事業の業績に関する指標 (以下「業績関連指標」) のうち、担当領域に応じて設定された指標の達成度 (2) グループサステナビリティ評価の達成度 ● 上記(2)のグループサステナビリティについては、担当事業・組織の枠にとどまらない、ソニーグループ全体の中長期的な企業価値向上、持続的成長に向けた経営層としての取り組み、たとえば、経営のサクセッションや人的資本への投資、社会価値創出及びESG (環境・社会・ガバナンス) の観点での取り組み、事業間連携での価値創造を加速するための取り組み、社員意識調査によるエンゲージメント指標等を含む ● 業績連動報酬の標準支給額は、それぞれの職責に応じて、金銭報酬額 (定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額) 全体の内、適切な割合となるように設定 ● 役員報酬返還にかかるクローバックポリシーを導入済み (「ご参考：クローバックポリシー」参照) |

| 報酬の種類 | 概要 |
|--|--|
| 株式報酬 (ストック・オプション、及び、譲渡制限付株式又は譲渡制限付株式ユニット) | <ul style="list-style-type: none"> ● 中長期的な株主価値向上をめざすインセンティブとして、ストック・オプション、及び、譲渡制限付株式又は譲渡制限付株式ユニット (RSU) を付与 ● スtock・オプションは、原則として、割当日から1年経過後より、毎年3分の1ずつ行使可能数の制限を解除 (割当日から3年後に全付与数が行使可能) ● 譲渡制限付株式は、原則として、対象者に株式を付与した事業年度にかかる株主総会日から3年後に、譲渡制限を解除 ● 譲渡制限付株式ユニット (RSU) は、原則としてユニットの付与日から3年経過時に権利確定し、その後当社の普通株式を交付 ● 基本的な方針として、グループ全体への経営責任・影響度がより大きい上級役員ほど、個人別報酬に占める株式報酬の比率が高くなるよう設定 (「ご参考：長期視点を促す役員報酬構成」参照) ● 株式報酬は、それぞれの職責に応じ、金銭報酬額 (定額報酬と業績連動報酬の支給額の合計額) と株式報酬額の合計額に対して適切な割合となるよう設定 |
| 株式退職金 | <ul style="list-style-type: none"> ● 在任年度ごとに報酬委員会にて定められるポイントを対象となる上級役員に付与し、退任時にその累積数に当社普通株式の株価 (終値) を乗じて算出される金額を支給 |

(ご参考：長期視点を促す役員報酬構成)

2023年度の執行役の報酬構成は以下のとおりです。業績連動報酬については、標準支給額を用いています。株式報酬については、ストック・オプションの2023年度の付与日時時点の1株あたりの公正価値及び譲渡制限付株式の2023年度の発行価額を用いて算出しています。そのため、実際の支給額を反映した報酬構成は、以下とは異なります。



(ご参考：株式報酬制度について)

当社は、当社の取締役及び執行役を含む上級役員に対する株式報酬として、ストック・オプション、譲渡制限付株式又は譲渡制限付株式ユニット (RSU) を付与しています。

かかる株式報酬は、社外取締役については、株主との価値共有を一層促進すること及び健全かつ透明性のある経営の仕組みの構築・維持に対するインセンティブとして機能させることを目的とし、執行役を含む上級役員については、株主との価値共有を一層促進すること、ならびに、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能させることを目的とするものです。

株式報酬の権利確定・譲渡制限解除の要件や、付与対象者及び付与数等の具体的内容は、第三者による国内外企業の株式報酬に関する調査等にもとづき、報酬委員会において決定又は監督しています。さらに、付与数の決定に際して

は当社株式価値の希薄化への影響を注視しています。

（ご参考：クローバックポリシー）

米国証券取引委員会は、2022年10月、過去に役員に対し支払ったインセンティブ報酬の強制的な回収を会社に義務付けるための規則を採択し、当該規則にもとづき、ニューヨーク証券取引所が新たな上場基準を定めました。これを受け、当社の報酬委員会は、2023年10月2日を発効日として「ソニーグループ株式会社 クローバックポリシー」（以下「本ポリシー」）を制定しました。

本ポリシーにもとづき、当社は、過年度の財務諸表に関する重大な修正再表示が発生した場合、当該修正再表示を実施すべき日から過去3年間の各事業年度において、本ポリシーに定められた一部の役員（元役員を含む）に対して支給又は付与されたインセンティブ報酬（注）のうち、当該修正再表示後の財務諸表を前提として算出される当該役員が本来受けるべき報酬額を超過する部分を回収することとしています。なお、かかる回収は、当該役員が、不正行為その他の重大な修正再表示の要因となる行為に関与又は寄与したかどうかに関わらず、実行されます。

（注）当社の財務諸表を作成する際に使用される会計原則に則った数値、又は、その一部もしくは全部がかかる数値から算出される数値の達成度にもとづき、その付与や権利確定が決定される報酬

(6) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定方法

上記報酬方針にもとづいた、取締役及び執行役を含む上級役員の個人別報酬支給額及び内容は、報酬委員会により、又はその監督のもとで決定されています。

具体的には、取締役については、原則、毎年、定時株主総会開催日後に開催される報酬委員会において、各個人の対象事業年度における報酬の基本支給額及び内容を決定し、当該事業年度終了後に開催される報酬委員会において、最終的な報酬支給額を決定しています。上級役員については、原則、毎年、前事業年度の最後に開催される報酬委員会において、各個人の対象事業年度における報酬の基本支給額及び内容を決定又は監督し、当該事業年度終了後に開催される報酬委員会において、最終的な報酬支給額を決定又は監督しています。なお、業績連動報酬については、各上級役員について、業績連動報酬の標準支給額ならびに業績関連指標（各指標の配分を含む）及びグループサステナビリティに関する目標が設定され、執行役については対象事業年度終了後に開催される報酬委員会において、また執行役以外の上級役員については報酬委員会による監督のもとで、それぞれ当該目標の達成度に応じて支給額を決定しています。

2023年度も同様の手続にもとづき、取締役及び執行役を含む上級役員の個人別報酬支給額は、報酬委員会により、又はその監督のもとで決定されており、報酬委員会においては、その内容は（5）の方針に沿うものであると判断しております。

(7) 2023年度における執行役に対する業績連動報酬にかかる指標の目標及び実績

2023年度における執行役の業績連動報酬の標準支給額は、定額報酬に対して60%～100%の範囲で各執行役の職責に応じ設定しました。執行役の業績連動報酬支給額の算定式は以下のとおりです。

$$\text{執行役の業績連動報酬支給額} = \text{標準支給額} * \times \text{業績連動報酬支給率} * * \\ 0\% \sim 200\%$$

* 標準支給額：定額報酬の60%～100%の範囲で設定

** 業績連動報酬支給率：担当領域に応じて設定された業績関連指標の達成度及びグループサステナビリティ評価の達成度により、原則0%～200%の範囲で決定

また、2023年度において執行役に適用された業績関連指標、評価ウェイト、目標値及び実績は以下のとおりです。

| 評価指標 | 評価ウェイト | 2023年度 目標値（連結） | 2023年度 実績（連結） |
|-----------------|--------|----------------|---------------|
| 連結調整後EBITDA（注1） | 50% | 1兆7,500億円 | 1兆8,180億円 |
| 調整後EPS（注2） | 50% | 669.5円 | 763.52円（注3） |

ソニーの第四次中期経営計画においてグループ全体での成長性を高めるべく、最も重視する経営指標とされている調

調整後EBITDAを指標として設定しました。また、株主価値・資本効率を意識するインセンティブとして機能させるべく、調整後EPSも指標として設定しました。

業績関連指標のうち、2023年度の調整後EBITDAの目標値については、2023年度の見通しとして2023年4月に公表した数値である1兆7,500億円が目標値として設定されました。

また、2023年度の調整後EPSの目標値については、2023年度の当社株主に帰属する当期純利益見通しとして2023年4月に公表した数値である8,400億円を、2023年度期首希薄化後発行済株式総数で除した669.5円が目標値として設定されました。

なお、2023年度の業績関連指標の実績は、調整後EBITDAが1兆8,180億円、調整後EPSが763.52円（注3）であり、それぞれ目標値を上回る結果となりました。

2023年度の執行役の業績連動報酬は、上記の「(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」に記載のとおり、担当領域に応じて設定された業績関連指標の達成度、及びグループサステナビリティ評価の達成度を支給額決定の基礎とし、それぞれの達成度を踏まえ、標準支給額に対し、原則0%から200%の範囲で決定されました。

(注1) 調整後EBITDA (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) = 当社株主に帰属する当期純利益 + 非支配持分に帰属する当期純利益 + 法人所得税 + 金融収益・金融費用に計上される支払利息 (純額) - 金融収益・金融費用に計上される資本性金融商品の再評価益 (純額) + 減価償却費・償却費 (コンテンツ資産に含まれる繰延映画製作費、テレビ放映権ならびに自社制作のゲームコンテンツ及び原盤制作費の償却費を除く) - 当社が非経常的と判断する損益

(注2) EPS (Earnings Per Share) は、1株当たり当社株主に帰属する当期純利益を意味します。
調整後EPSは、当社株主に帰属する当期純利益に対し、当社が非経常的と判断する損益を調整した調整後当社株主に帰属する当期純利益を用いて計算されます。

(注3) 2023年度の調整後EPSの実績値は、2023年度の調整後の当社株主に帰属する当期純利益の実績値を、当該年度の希薄化後加重平均株式数で除して算出しています。

(8) 社外取締役の活動状況

独立性に関して当社が独自に定める要件を満たした各社外取締役は、取締役会や各委員会において、多様かつ豊富な経験や幅広い見識、専門的知見にもとづく経営に関する活発な意見交換及び議論を通じて、経営判断に至る過程において重要な役割を果たすとともに、取締役会による経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与しています。

各社外取締役の取締役会及び各委員会への出席状況、経験、専門性、発言の状況及び期待される役割に関して行った職務の概要については、次のとおりです。

| 氏名 | 取締役会及び担当委員会への出席状況 | 経験、専門性、発言の状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------------------------|--|--|
| 畑中 好彦 | <p style="text-align: center;">出席率 出席回数</p> <p>■ 取締役会 100% (7/7)</p> <p>■ 指名委員会 100% (5/5)</p> | <p>取締役会では、米国、欧州など海外での豊富な経験や経営企画責任者として企業統合実現の実績などを有し、グローバル企業の経営者としての幅広い経験、高い知見により取締役会議長及び指名委員会議長として議事運営を行うとともに、議論を牽引し、その職責を果たしました。</p> |
| 岡 俊子 | <p>■ 取締役会 100% (7/7)</p> <p>■ 指名委員会 100% (5/5)</p> <p>■ 監査委員会 100% (6/6)</p> | <p>取締役会では、コンサルタントとしてのM&Aを含む幅広い経営戦略立案経験や、会計事務所や社外取締役・監査役のキャリアを通じた企業経営及び会計に関する幅広い見識にもとづき、業務執行に対する監督、助言等適切かつ有益な発言を行いました。また、監査委員会では、監査委員会議長として議事運営を行うとともに、フィナンシャルエキスパートとしてその幅広い知見にもとづいた多面的な助言を行いました。また、指名委員会では同委員として付議案件の審議にあたって積極的に発言を行い、その職責を果たしました。</p> |
| Wendy Becker (ウエンディ・ベッカー) | <p>■ 取締役会 100% (7/7)</p> <p>■ 指名委員会 100% (5/5)</p> <p>■ 報酬委員会 100% (5/5)</p> | <p>取締役会では、北米や欧州をベースとするコンサルティング業界での経験や通信・テクノロジー分野を含む様々な企業の経営者としての実績を通じて培われた、グローバルな企業経営に関する実践的・多角的な見識にもとづき、業務執行に対する監督、助言等適切かつ有益な発言を行いました。また、報酬委員会では報酬委員会議長として、議事運営を行い委員間での議論を牽引するとともに、指名委員会では同委員として付議案件の審議にあたって積極的に発言を行い、その職責を果たしました。</p> |
| 秋山 咲恵 | <p>■ 取締役会 100% (7/7)</p> <p>■ 報酬委員会 100% (5/5)</p> | <p>取締役会では、国際的な経営コンサルタントを経て、産業用検査ロボット企業を創業し成長させた実績に加え、政府を含む様々な公的委員会やワーキンググループの委員を歴任するなどの豊富な経験により培われた知見にもとづき、業務執行に対する監督、助言等適切かつ有益な発言を行いました。また、報酬委員会では、同委員として付議案件の審議にあたって積極的に発言を行い、その職責を果たしました。</p> |

| 氏名 | 取締役会及び担当委員会への出席状況 | 経験、専門性、発言の状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------------------------------|---|--|
| 岸上 恵子 | 出席率 出席回数 ■ 取締役会 100% (7/7) ■ 監査委員会 100% (6/6) | 取締役会では、公認会計士としての国内外の多様な企業での監査実務経験と内部統制に関する高い専門性に加え、ESGに関する知見にもとづき、業務執行に対する監督、助言等適切かつ有益な発言を行いました。また、監査委員会では、同委員及びフィナンシャルエキスパートとして付議案件の審議にあたって積極的に発言を行い、その職責を果たしました。 |
| Joseph A. Kraft Jr. (ジョセフ・クラフト) | ■ 取締役会 100% (7/7) ■ 監査委員会 100% (6/6) | 取締役会では、長年にわたるグローバル金融・資本市場での豊富な実務経験にもとづく高い見識や多様な業界に対する幅広い知識やネットワークにもとづき、業務執行に対する監督、助言等適切かつ有益な発言を行いました。また、監査委員会では、同委員として付議案件の審議にあたって積極的に発言を行い、その職責を果たしました。さらに、情報セキュリティ担当としてもその幅広い知見にもとづいた多面的な助言を行いました。 |
| Neil Hunt (ニール・ハント) | ■ 取締役会 100% (6/6) | 取締役会では、世界的なストリーミングサービスをはじめとするグローバル企業やスタートアップ企業においてテクノロジー事業を牽引した実績と、ネットワークサービス、ストリーミング、サイバーセキュリティを含む広範なテクノロジーに関する専門性及びエンタテインメント業界に関する豊富な知識、経験にもとづき、業務執行に対する監督、助言等適切かつ有益な発言を行いました。また、情報セキュリティ担当として、その幅広い知見にもとづいた多面的な助言を行い、その職責を果たしました。 |
| William Morrow (ウィリアム・モロウ) | ■ 取締役会 100% (6/6) ■ 報酬委員会 100% (4/4) | 取締役会では、通信、エンタテインメント業界を含む様々な企業の経営者としての実績を通じて培われた、グローバル企業及び日本企業の経営に関する実践的・多角的な見識にもとづき、業務執行に対する監督、助言等適切かつ有益な発言を行いました。また、報酬委員会では、同委員として付議案件の審議にあたって積極的に発言を行い、その職責を果たしました。 |

(注1) Neil Hunt氏及びWilliam Morrow氏は、前年の定時株主総会（2023年6月20日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会及び担当委員会の開催回数の記載は他の社外取締役と異なります。

(注2) 社外取締役以外の取締役2名（吉田憲一郎、十時裕樹の両氏）は、当年度に開催された取締役会の全てに出席しました。

(注3) 当年度において、監査委員会6回開催の他、内部統制部門との会合を9回、会計監査人との会合を11回行いました。

【注記】

本事業報告中の各項目は、特記している場合を除き、2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）又は2023年度末（2024年3月31日）現在の状況を記載しています。

また、本事業報告では、会社法及び会社法施行規則にもとづき開示すべき事項であっても、当社にとって記載すべき事項がない場合には、記載を省略しています。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

連結計算書類

連結財政状態計算書

| 科目 | 前年度（ご参考） （2023年3月31日現在） 修正再表示 | 当年度 （2024年3月31日現在） | 科目 | 前年度（ご参考） （2023年3月31日現在） 修正再表示 | 当年度 （2024年3月31日現在） |
|-------------------|-------------------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 資産の部 | 百万円 | 百万円 | 負債の部 | 百万円 | 百万円 |
| 流動資産 | 5,722,532 | 6,776,806 | 流動負債 | 9,318,409 | 10,192,045 |
| 現金及び現金同等物 | 1,480,900 | 1,907,113 | 短期借入金 | 1,914,934 | 1,812,605 |
| 金融分野における投資及び貸付 | 328,358 | 398,153 | 1年以内に返済期限の到来する長期借入債務 | 187,942 | 217,711 |
| 営業債権、その他の債権及び契約資産 | 1,770,948 | 2,158,196 | 営業債務及びその他の債務 | 1,866,101 | 2,064,905 |
| 棚卸資産 | 1,468,042 | 1,518,644 | 銀行ビジネスにおける顧客預金 | 3,163,237 | 3,670,567 |
| その他の金融資産 | 110,950 | 125,365 | 未払法人所得税 | 154,543 | 152,074 |
| その他の流動資産 | 563,334 | 669,335 | 映画分野における未払分配金債務 | 230,223 | 251,743 |
| 非流動資産 | 25,431,563 | 27,330,684 | その他の金融負債 | 108,049 | 116,044 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 325,220 | 423,744 | その他の流動負債 | 1,693,380 | 1,906,396 |
| 金融分野における投資及び貸付 | 18,237,761 | 18,939,794 | 非流動負債 | 15,178,536 | 16,159,340 |
| 有形固定資産 | 1,344,864 | 1,522,640 | 長期借入債務 | 1,767,696 | 2,058,117 |
| 使用権資産 | 478,063 | 503,395 | 退職給付に係る負債 | 236,121 | 247,583 |
| のれん | 1,275,112 | 1,487,100 | 繰延税金負債 | 117,621 | 166,424 |
| コンテンツ資産 | 1,561,882 | 1,928,113 | 保険契約負債 | 12,364,973 | 12,931,995 |
| その他の無形資産 | 563,842 | 615,602 | 映画分野における未払分配金債務 | 192,952 | 206,081 |
| 繰延税金資産 | 393,107 | 499,550 | その他の金融負債 | 371,580 | 386,761 |
| その他の金融資産 | 832,344 | 897,341 | その他の非流動負債 | 127,593 | 162,379 |
| その他の非流動資産 | 419,368 | 513,405 | 負債合計 | 24,496,945 | 26,351,385 |
| 資産合計 | 31,154,095 | 34,107,490 | 資本の部 | | |
| | | | 当社株主に帰属する資本 | 6,598,537 | 7,587,177 |
| | | | 資本金 | 880,365 | 881,357 |
| | | | 資本剰余金 | 1,463,807 | 1,483,410 |
| | | | 利益剰余金 | 5,092,442 | 6,002,407 |
| | | | 累積その他の包括利益 | △614,570 | △376,063 |
| | | | 自己株式 | △223,507 | △403,934 |
| | | | 非支配持分 | 58,613 | 168,928 |
| | | | 資本合計 | 6,657,150 | 7,756,105 |
| | | | 負債及び資本合計 | 31,154,095 | 34,107,490 |

(注) 当社は2023年度より、国際財務報告基準（以下「IFRS」）第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」）を適用しており、前年度の数値をIFRS第17号にもとづき修正再表示しています。前年度の数値は、ご参考（監査対象外）です。

連結損益計算書

| 科 目 | 前年度 (ご参考) | 当年度 |
|---------------------------------|---|--------------------------------|
| | (2022年4月 1日から 2023年3月31日まで 修正再表示) | (2023年4月 1日から 2024年3月31日まで) |
| | 百万円 | 百万円 |
| 売上高及び金融ビジネス収入 | 10,974,373 | 13,020,768 |
| 売上高 | 10,095,841 | 11,260,037 |
| 金融ビジネス収入 | 878,532 | 1,760,731 |
| 保険収益 | 554,570 | 586,115 |
| その他の金融ビジネス収入 | 323,962 | 1,174,616 |
| 売上原価、販売費・一般管理費及びその他の一般費用 | 9,696,433 | 11,822,439 |
| 売上原価 | 7,174,723 | 8,089,317 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,969,170 | 2,156,156 |
| 金融ビジネス費用 | 564,561 | 1,606,370 |
| 保険サービス費用 | 382,213 | 407,206 |
| 保険金融費用 (収益) | 85,399 | 1,029,700 |
| その他の金融ビジネス費用 | 96,949 | 169,464 |
| その他の営業損 (益) (純額) | △12,021 | △29,404 |
| 持分法による投資利益 (損失) | 24,449 | 10,502 |
| 営業利益 | 1,302,389 | 1,208,831 |
| 金融収益 | 31,058 | 125,597 |
| 金融費用 | 58,951 | 65,766 |
| 税引前利益 | 1,274,496 | 1,268,662 |
| 法人所得税 | 262,723 | 288,168 |
| 当期純利益 | 1,011,773 | 980,494 |
| 当期純利益の帰属 | | |
| 当社株主 | 1,005,277 | 970,573 |
| 非支配持分 | 6,496 | 9,921 |

(注) 当社は2023年度より、IFRS第17号を適用しており、前年度の数値をIFRS第17号にもとづき修正再表示しています。前年度の数値は、ご参考(監査対象外)です。

計算書類

貸借対照表

| 科目 | 前年度(ご参考) (2023年3月31日現在) | 当年度 (2024年3月31日現在) |
|-------------------|----------------------------|-----------------------|
| 資産の部 | 百万円 | 百万円 |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 41,356 | 45,814 |
| 売掛金 | 60,250 | 55,812 |
| 製品 | 76 | 17 |
| 仕掛品 | 247 | 212 |
| 原材料及び貯蔵品 | 19 | 16 |
| 前払費用 | 5,968 | 6,150 |
| 預け金 | 476,886 | 34,193 |
| 短期貸付金 | 1,550,901 | 1,707,938 |
| その他 | 121,719 | 90,219 |
| 貸倒引当金 | △252 | △150 |
| 流動資産合計 | 2,257,171 | 1,940,221 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 181,552 | 177,790 |
| 減価償却累計額 | △134,375 | △134,560 |
| 建物 (純額) | 47,177 | 43,230 |
| 構築物 | 8,963 | 8,831 |
| 減価償却累計額 | △7,347 | △7,335 |
| 構築物 (純額) | 1,616 | 1,495 |
| 機械及び装置 | 2,378 | 1,513 |
| 減価償却累計額 | △1,326 | △808 |
| 機械及び装置 (純額) | 1,052 | 705 |
| 車両運搬具 | 231 | 206 |
| 減価償却累計額 | △143 | △156 |
| 車両運搬具 (純額) | 88 | 49 |
| 工具、器具及び備品 | 9,514 | 8,233 |
| 減価償却累計額 | △6,725 | △5,472 |
| 工具、器具及び備品 (純額) | 2,790 | 2,761 |
| 土地 | 13,970 | 12,264 |
| リース資産 | 436 | 424 |
| 減価償却累計額 | △97 | △257 |
| リース資産 (純額) | 340 | 167 |
| 建設仮勘定 | 716 | 1,343 |
| 有形固定資産合計 | 67,749 | 62,014 |
| 無形固定資産 | | |
| 特許権 | 1,076 | 1,149 |
| 借地権 | 1,537 | 1,548 |
| ソフトウェア | 2,128 | 3,150 |
| その他 | 9,549 | 10,048 |
| 無形固定資産合計 | 14,289 | 15,896 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 31,688 | 36,445 |
| 関係会社株式 | 2,502,932 | 2,522,870 |
| 出資金 | 1,002 | 1,001 |
| 関係会社出資金 | 102,297 | 102,297 |
| 長期貸付金 | 445,458 | 433,852 |
| 破産更生債権等 | 242 | 269 |
| 長期前払費用 | 5,764 | 5,914 |
| 前払年金費用 | 28,102 | 31,735 |
| 繰延税金資産 | 7,491 | 6,046 |
| その他 | 47,198 | 52,737 |
| 貸倒引当金 | △286,159 | △246,216 |
| 投資その他の資産合計 | 2,886,013 | 2,946,950 |
| 固定資産合計 | 2,968,052 | 3,024,861 |
| 資産合計 | 5,225,223 | 4,965,082 |

| 科目 | 前年度(ご参考) (2023年3月31日現在) | 当年度 (2024年3月31日現在) |
|-------------------|----------------------------|-----------------------|
| 負債の部 | 百万円 | 百万円 |
| 流動負債 | | |
| 支払手形 | 586 | 247 |
| 買掛金 | 3,820 | 2,281 |
| 短期借入金 | 1,229,489 | 706,404 |
| 1年内償還予定の社債 | 15,000 | 30,000 |
| リース債務 | 208 | 164 |
| 未払金 | 48,841 | 57,498 |
| 未払費用 | 4,521 | 5,163 |
| 未払法人税等 | 275 | 372 |
| 前受金 | 4,884 | 4,328 |
| 預り金 | 10,817 | 9,199 |
| 前受収益 | 4 | 17 |
| 賞与引当金 | 8,406 | 6,291 |
| 株式報酬引当金 | 623 | 2,978 |
| 資産除去債務 | 1,202 | 43 |
| その他 | 134 | 1,701 |
| 流動負債合計 | 1,328,810 | 826,684 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 275,000 | 445,000 |
| 長期借入金 | 315,918 | 337,704 |
| リース債務 | 167 | 22 |
| 退職給付引当金 | 14,713 | 12,478 |
| パソコン回収再資源化引当金 | 477 | 411 |
| 債務保証損失引当金 | — | 3,453 |
| 株式報酬引当金 | 522 | 2,503 |
| 資産除去債務 | 7,486 | 7,097 |
| その他 | 41,468 | 40,497 |
| 固定負債合計 | 655,751 | 849,165 |
| 負債合計 | 1,984,561 | 1,675,848 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 880,365 | 881,357 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 1,094,058 | 1,095,050 |
| その他資本剰余金 | — | 839 |
| 資本剰余金合計 | 1,094,058 | 1,095,889 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 34,870 | 34,870 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,418,604 | 1,636,172 |
| 利益剰余金合計 | 1,453,474 | 1,671,042 |
| 自己株式 | △223,507 | △403,934 |
| 株主資本合計 | 3,204,389 | 3,244,353 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 5,657 | 6,761 |
| 評価・換算差額等合計 | 5,657 | 6,761 |
| 新株予約権 | 30,616 | 38,119 |
| 純資産合計 | 3,240,662 | 3,289,233 |
| 負債純資産合計 | 5,225,223 | 4,965,082 |

(注) 2022年度(2023年3月31日現在)はご参考(監査対象外)です。

損益計算書

| 科 目 | 前年度 (ご参考) | 当年度 |
|-----------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日) | (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日) |
| | 百万円 | 百万円 |
| 営業収益 | | |
| 売上高 | 168,964 | 158,726 |
| 関係会社受取配当金 | 321,926 | 314,529 |
| 営業収益合計 | 490,890 | 473,255 |
| 売上原価 | 40,203 | 31,939 |
| 売上総利益 | 450,687 | 441,316 |
| 販売費及び一般管理費 | 153,596 | 146,641 |
| 営業利益 | 297,091 | 294,675 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 8,661 | 10,876 |
| その他 | 53,212 | 50,665 |
| 営業外収益合計 | 61,873 | 61,541 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 6,103 | 7,493 |
| その他 | 40,155 | 45,112 |
| 営業外費用合計 | 46,259 | 52,605 |
| 経常利益 | 312,705 | 303,611 |
| 税引前当期純利益 | 312,705 | 303,611 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △10,405 | △13,692 |
| 法人税等調整額 | 6,197 | 907 |
| 法人税等合計 | △4,208 | △12,785 |
| 当期純利益 | 316,913 | 316,396 |

(注) 2022年度 (2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで) はご参考 (監査対象外) です。

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

ソニーグループ株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 武 昭
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 優 子
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 仁
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 光 廣 成 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソニーグループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ソニーグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「3.会計方針の変更に関する注記」における「IFRS第17号の適用」に記載されているとおり、会社は、2023年4月1日からIFRS第17号「保険契約」を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に

より作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

ソニーグループ株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 石橋武昭 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 原田優子 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 近藤仁 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 光廣成史 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーグループ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容のプロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年事業年度における執行役及び取締役（以下「執行役等」という。）の職務の執行、事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（以下「内部統制及びガバナンスの枠組み」という。）について執行役並びに使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制に関わる部門と連携のうえ、執行役の会議等重要な会議に出席または監査委員会の職務を補助すべき使用人をして出席せしめ、執行役等及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧または監査委員会の職務を補助すべき使用人をして閲覧せしめ、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告等及び計算書類等並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 執行役等の職務の執行及び事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 執行役等の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制及びガバナンスの枠組みに関する取締役会の決議の内容は相当であり、事業報告に適切に記載されていると認めます。また、当該内部統制及びガバナンスの枠組みに関する執行役等の職務の執行についても、相当であると認めます。

(2) 計算書類等の監査結果

会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

ソニーグループ株式会社 監査委員会

監査委員（議長） 岡 俊子 ㊞

監査委員 岸上 恵子 ㊞

監査委員 ジョセフ・クラフト ㊞

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以上

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

サステナビリティ

Sony's Sustainability Vision

私たちは事業を通じて、「感動体験で人の心を豊かにする」、「クリエイターの夢の実現を支える」、「世の中に安全・健康・安心を提供する」という価値を、人、社会、地球へと届けていきます。「感動に満ちた世界を創り、次世代へつなぐ」をサステナビリティのビジョンとして掲げ、感動あふれる未来をめざしていきます。



ソニーは、「クリエイティビティとテクノロジーの力で、世界を感動で満たす」というPurpose (存在意義) と、「人に近づく」という経営の方向性のもと、「人」を軸に多様な事業を展開しています。人々が感動で繋がるためには、私たちが安心して暮らせる社会や健全な地球環境があることが前提となります。ソニーはステークホルダーや地球環境に与える影響に十分配慮して行動し、イノベーションと健全な事業活動を通じて、企業価値の向上を追求し、持続可能な社会の発展に貢献することをめざします。

環境領域では、2050年までに環境負荷をゼロにすることをめざす環境計画「Road to Zero」を推進しています。世界的に気候変動リスクが顕在化・深刻化し、脱炭素社会への移行に向けた対応が喫緊の課題となる中、気候変動領域における環境負荷ゼロに向けて取り組んでいます。具体的には、2030年までに自社オペレーションにおける直接・間接排出（スコープ1、2）をネットゼロ（温室効果ガス排出量実質ゼロ）とします。さらに、2040年には製品、サプライチェーン、物流などその他の排出（スコープ3）も対象とし、全スコープにおいてネットゼロをめざします。



人・社会の領域では、グループ全体でアクセシビリティを推進し、事業を通じてインクルーシブな社会に貢献することをめざしています。また、次世代を担う子どもたちの好奇心を育むことを目的とした教育プログラムである「CurioStep with Sony」をソニーグループ全体で展開しています。新型コロナウイルス感染症の発生以降に深刻化あるいは顕在化し、現在も継続している社会課題への取り組みとして、国際連合児童基金（UNICEF）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、セーブ・ザ・チルドレンと総額約1,500万USドルのパートナーシップを締結しました。さらに、世界各地での大規模な災害や緊急事態に際しては、ソニーは人道的観点から事象の緊急性や地域との関係性を鑑み、支援活動を行っています。



ESGに関する外部評価・インデックスへの組み入れ状況はこちらをご覧ください。
<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/externalevaluation/>



ソニーグループポータル サステナビリティ
<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr/>



サステナビリティレポート
https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr_report/



個人投資家様向け説明会のご紹介

ソニーの事業や魅力をより良くご理解いただくために、個人投資家様向け説明会を通して株主・投資家の皆様との継続的な対話を実施しています。

2023年度は計3回のオンライン形式での説明会を行い、ソニーの経営の方向性、多様な事業、サステナビリティに関する取り組みや株主還元について、動画等を用いてご説明いたしました。

説明会においていただいた皆様からのご意見・ご質問なども参考に、今後もより一層わかり易い説明会となるよう努めてまいります。

なお、説明会の模様は、ウェブサイトよりご覧いただけます。

<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/individual/seminar/>

2024年度も個人投資家様向け説明会を実施してまいりますので、ぜひご参加ください。



✉ 株主総会に関するお問い合わせ先

ソニーグループ株式会社
IRグループSRチーム
〒108-0075 東京都港区港南1丁目7番1号
電話：(03) 6748-2111 (代表)

☎ 株式事務に関するお問い合わせ先

株主様の各種お手続き（住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など）の窓口については、ご所有の株式が記録されている口座によって異なりますので、ご注意ください。

証券会社に口座を開設されている株主様

お取引口座のある証券会社にお問い合わせください。

「特別口座*」に記録されている株主様

当社の特別口座管理機関（兼 株主名簿管理人）である三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部にお問い合わせください。

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 ☎ **0120-232-711** (通話料無料)

*株券電子化実施日（2009年1月5日）において「株式会社証券保管振替機構（ほふり）」をご利用でなかった株主様の権利を確保するために、当社が当該株主様の名義で開設した口座です。

株主総会会場ご案内図

日時

2024年6月25日(火曜日)

午前10時

(受付開始予定：午前8時30分)

場所

グランドプリンスホテル新高輪
「国際館パミール」

東京都港区高輪3丁目13番1号 電話：(03)3442-1111



交通

JR又は京浜急行
「品川」駅(高輪口)徒歩約8分

都営地下鉄浅草線
「高輪台」駅(A1出口)徒歩約6分

ご注意

- 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 株主総会にご出席の株主様への「お土産」及び株主総会当日の「商品展示」はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

SONY



株 主 各 位

第107回定時株主総会資料

(交付書面省略事項)

ソニーグループ株式会社

2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

事業報告

| | | |
|-------------------------|-------------------|----|
| ソニーグループの現況 | 財産及び損益の状況の推移 | 1 |
| | 主要な事業拠点 | 2 |
| | 従業員の状況 | 2 |
| 株式の状況 | | 3 |
| 会社役員の状況 | 当社のコーポレートガバナンスの状況 | 5 |
| 会計監査人の状況 | | 11 |
| 業務の適正を確保するための体制 | | 12 |
| 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 | | 17 |

連結計算書類

| | |
|-----------|----|
| 連結持分変動計算書 | 22 |
| 連結注記表 | 23 |

計算書類

| | |
|------------|----|
| 株主資本等変動計算書 | 49 |
| 個別注記表 | 50 |

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りした書面には記載していません。

ソニーグループの現況

・財産及び損益の状況の推移

| | 2019年度 | 2020年度 | | 2021年度 | 2022年度 修正再表示 | 2023年度 |
|--------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-----------------|-------------------|
| | 米国会計原則 百万円 | 米国会計原則 百万円 | IFRS 百万円 | IFRS 百万円 | IFRS 百万円 | IFRS 百万円 |
| 売上高及び 金融ビジネス収入 | 8,259,885 | 8,999,360 | 8,998,661 | 9,921,513 | 10,974,373 | 13,020,768 |
| 営業利益 | 845,459 | 971,865 | 955,255 | 1,202,339 | 1,302,389 | 1,208,831 |
| 税引前利益 | 799,450 | 1,192,370 | 997,965 | 1,117,503 | 1,274,496 | 1,268,662 |
| 当社株主に帰属する当期純利益 | 582,191 | 1,171,776 | 1,029,610 | 882,178 | 1,005,277 | 970,573 |
| 1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益： | | | | | | |
| 基本的 (円) | 471.64 | 952.29 | 836.75 | 711.84 | 813.53 | 788.29 |
| 希薄化後 (円) | 461.23 | 936.90 | 823.77 | 705.16 | 809.85 | 785.68 |
| 研究開発費 | 499,290 | 525,175 | 545,357 | 618,368 | 735,698 | 742,772 |
| 総資産 | 23,039,343 | 26,354,840 | 27,507,843 | 30,480,967 | 31,154,095 | 34,107,490 |
| 当社株主に帰属する資本 | 4,789,535 | 5,621,476 | 6,680,343 | 7,144,471 | 6,598,537 | 7,587,177 |
| 1株当たり当社株主に 帰属する資本 (円) | 3,380.96 | 4,499.45 | 5,390.73 | 5,775.63 | 5,345.12 | 6,211.62 |
| 1株当たり配当金 (円) | 45.00 | 55.00 | | 65.00 | 75.00 | 85.00 |
| 従業員数 (名) | 111,700 | 109,700 | | 108,900 | 113,000 | 113,000 |

【連結業績に関する注記】

- ソニーグループの連結計算書類は、2020年度まで米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」）、2021年度より国際財務報告基準（以下「IFRS」）によって作成されています。2020年度はIFRSベースの数値を併記しています。また、2022年度数値はIFRS第17号にもとづき修正再表示しています。
- 財産及び損益の状況の推移については、IFRSに準拠した科目で表示しています。
- 当年度末の連結子会社（ストラクチャード・エンティティを含む）は1,634社、持分法適用会社（共同支配企業を含む）は150社です。

・主要な事業拠点

ソニーグループ(株)

本 社〔東京都港区〕
ソニーシティ大崎〔東京都品川区〕
ソニーシティみなとみらい〔神奈川県横浜市〕
厚木テクノロジーセンター〔神奈川県厚木市〕
湘南テクノロジーセンター〔神奈川県藤沢市〕
仙台テクノロジーセンター〔宮城県多賀城市〕

子会社

「子会社及び企業結合等の状況」に記載のとおりです。

・従業員の状況

当年度末の従業員数は、主にイメージング&センシング・ソリューション分野の中国製造拠点において人員減少がありましたが、映画分野（海外）、エンタテインメント・テクノロジー&サービス分野（国内）等における人員増加により、前年度末とほぼ同数の約113,000名となりました。

| ビジネス分野 | 従業員数（名） | 前年度末比（名） |
|-------------------------|----------------|----------|
| ■ ゲーム&ネットワークサービス | 12,700 | 0 |
| ■ 音楽 | 11,300 | +200 |
| ■ 映画 | 9,500 | +400 |
| ■ エンタテインメント・テクノロジー&サービス | 38,700 | +300 |
| ■ イメージング&センシング・ソリューション | 19,700 | -600 |
| ■ 金融 | 13,600 | +100 |
| ■ その他 | 1,900 | -200 |
| 全社（共通） | 5,600 | -200 |
| 合 計 | 113,000 | 0 |

（注）従業員数は、百名未満を四捨五入して記載しています。

株式の状況

・発行株式数及び株主数^(注)

| | |
|----------|------------------------------------|
| 発行可能株式総数 | 3,600,000,000株 |
| 発行済株式の総数 | 1,261,231,889株 (前年度末比+150,108株) |
| 株主数 | 373,144名 (前年度末比△22,524名) |

(注) 2024年3月31日現在。なお、2024年4月10日付の自己株式の消却により、発行済株式総数が12,612,300株減少しております。

・株式の所有者別状況

| | 2022年度 (2023年3月31日現在) | | | 2023年度(当年度) (2024年3月31日現在) | | |
|----------|--------------------------|----------|-----------|-------------------------------|----------------|-------------|
| | 所有株式数 千株 | 株主数 名 | 持株比率 % | 所有株式数 千株 | 株主数 名 | 持株比率 % |
| ■ 外国人 | 724,801 | 2,172 | 57.5 | 737,980 | 2,439 | 58.5 |
| ■ 金融機関 | 348,296 | 167 | 27.6 | 331,420 | 165 | 26.3 |
| ■ 個人・その他 | 132,424 | 390,486 | 10.5 | 122,978 | 367,933 | 9.7 |
| ■ 一般法人 | 11,164 | 2,768 | 0.9 | 10,756 | 2,531 | 0.9 |
| ■ 証券会社 | 17,812 | 74 | 1.4 | 18,314 | 75 | 1.4 |
| ■ 自己株式 | 26,585 | 1 | 2.1 | 39,783 | 1 | 3.2 |
| 合計 | 1,261,082 | 395,668 | 100 | 1,261,232 | 373,144 | 100 |

・大株主（上位10名）

| 株主名 | 所有株式数（千株） | 持株比率（%） ^{（注4）} |
|--|-----------|-------------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口） ^{（注1）} | 223,151 | 18.3 |
| CITIBANK AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS ^{（注2）} | 107,922 | 8.8 |
| (株)日本カストディ銀行（信託口） ^{（注1）} | 83,074 | 6.8 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 ^{（注3）} | 26,610 | 2.2 |
| GOVERNMENT OF NORWAY | 23,775 | 1.9 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT ^{（注3）} | 20,550 | 1.7 |
| GIC PRIVATE LIMITED - C | 19,878 | 1.6 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632 ^{（注3）} | 18,667 | 1.5 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781 ^{（注3）} | 17,441 | 1.4 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 ^{（注3）} | 15,493 | 1.3 |

（注1）各社の所有株式は、全て各社が証券投資信託等の信託を受けている株式です。

（注2）ADR（米国預託証券）の受託機関であるCitibank, N.A.の株式名義人です。

（注3）主として欧米の機関投資家の所有する株式の保管業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっています。

（注4）持株比率は、自己株式39,783,303株を控除して計算しています。

・当年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

| 付与対象者 | 株式数（株） | 交付対象者数（名） |
|------------------------------|---------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く） ^{（注）} | 0 | 0 |
| 社外取締役 | 8,000 | 8 |
| 執行役 | 165,000 | 6 |

（注）当社は、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給していませんので、上記の取締役に執行役を兼務する取締役2名は含まれていません。

会社役員の状況

・当社のコーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業としての社会的責任を果たし、かつ、中長期的な企業価値の向上をめざした経営を推進するための基盤としてコーポレートガバナンスが極めて重要なものであるとの考えのもと、コーポレートガバナンス体制の構築とそのさらなる強化に取り組んでいます。具体的には、次の二つを実施することで、効果的なグループ経営の実現に継続的に取り組んでいます。

- (a) 執行側から独立した社外取締役が相当数を占める取締役会が、指名、監査及び報酬の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持する。
- (b) 取締役会がグループ経営に関する基本方針その他重要事項について決定するとともに、執行役を含む上級役員（ソニーグループの経営において重要な役割を担う者）に対して、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで業務執行に関する決定権限を大幅に委譲することにより迅速な意思決定を可能にする。

上記に照らして、当社は、会社法上の「指名委員会等設置会社」を経営の機関設計として採用するとともに、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性の確保、取締役会での活発な議論を可能にするための適正な規模の維持、各委員会のより適切な機能の発揮などに関する独自の制度上の工夫を追加しています。

当社独自の工夫

ガバナンス強化のため、法令に定められた要件に加え、以下の事項を取締役会規定に盛り込むなどして制度化しています。

- 取締役会議長及び取締役会副議長ならびに各委員会議長を社外取締役から選定すること
- 社外取締役の再選回数制限（原則として再選回数5回まで）
- 利益相反の排除や独立性確保のための取締役の資格要件の制定
- 報酬委員へのCEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）、CFO（最高財務責任者）及びこれに準ずる地位を兼務する取締役の就任禁止
- 取締役の員数を8名以上14名以下とすること

経営機構の概要

当社は、法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、取締役会に選定された取締役からなる指名、監査及び報酬の各委員会、ならびに取締役会で選任された執行役を設置しています。なお、当社では、ソニーグループの経営全体を統括するCEO、及びソニーグループの経営において重要かつ広範な本社機能を所管する者を執行役としています。また、CEOを含む執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者を上級役員としています。なお、当社の経営陣につき、経営における役割や責任の大きさに応じて上席事業役員、専務、常務、執行役員等の職位を付与しています。

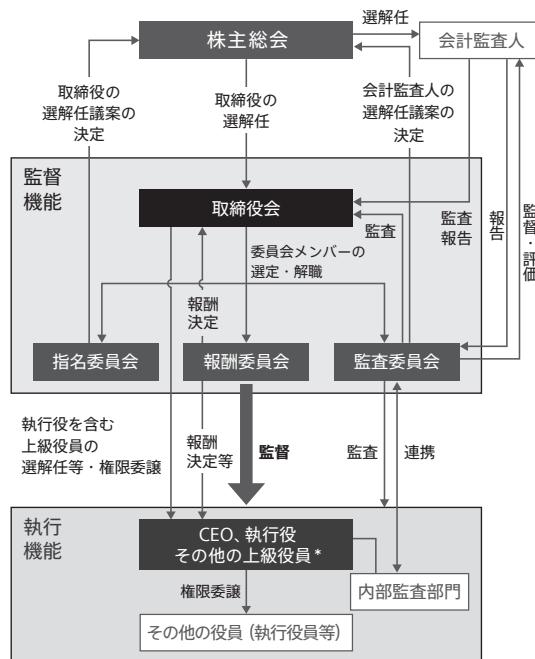
各機関の主な役割・責務

取締役会（2023年度の開催状況：7回）

- ソニーグループの経営の基本方針等の決定
- 当社の経営陣から独立した立場でのソニーグループの業務執行の監督
- 各委員会メンバーの選定・解職
- 執行役の選解任及び執行役以外の上級役員の選解任状況の監督
- 代表執行役の選定・解職

取締役会の構成に関する方針

当社は、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を実現するために、取締役会の相当割合を、法令及び取締役会規定に定める資格要件を満たす社外取締役で構成するよう、指名委員会において取締役会の構成に関する検討を重ねています。そのうえで、指名委員会において、各人のこれまでの職歴、経験、実績、各領域での専門性といった個人の資質や取締役として確保できる時間の有無、当社からの独立性に加え、取締役会におけるジェンダー、国際性を含む多様性の確保、取締役会の適正規模、取締役会に必要な知識・経験・能力などを総合的に判断し、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進するという目的に照らして適任と考えられる候補者を選定しています。



* 上級役員：執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者

指名委員会（2023年度の開催状況：5回）

- 株主総会に提出する取締役の選解任議案の決定
- CEOが策定する、CEO及び指名委員会が指定するその他の役員の後継者計画の評価

指名委員会の構成に関する方針

当社の指名委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。なお、指名委員の選定及び解職は、指名委員会の継続性にも配慮して行っています。

監査委員会（2023年度の開催状況：6回）

- 取締役・執行役の職務執行の監査
- 会計監査人の監督

監査委員会の構成に関する方針

当社の監査委員会は、以下の要件を全て満たす取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。

また、監査委員は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者より選定するものとしています。なお、監査委員の選定及び解職は、監査委員会の継続性にも配慮して行っています。

- 当社又は当社子会社の業務執行取締役、執行役、会計参与、支配人又はその他の使用人でないこと。
- 当社に適用される米国証券関連諸法令に定める“Independence”要件又はこれに相当する要件を充足すること。

また、監査委員のうち少なくとも1名は、当社に適用される米国証券関連諸法令に定める“Audit Committee Financial Expert”要件又はこれに相当する要件を充足しなければならないとし、当該要件を充足するか否かは取締役会が判断しています。

報酬委員会（2023年度の開催状況：5回）

- 取締役、執行役及びその他の役員の個人別報酬の方針の決定
- 報酬方針にもとづく取締役及び執行役の個人別報酬の額及び内容の決定ならびに執行役以外の上級役員の個人別報酬の額及び内容の決定状況の監督

報酬委員会の構成に関する方針

当社の報酬委員会は取締役3名以上で構成され、その過半数は社外取締役とするとともに、委員会議長は社外取締役から選定されることとしています。また、CEO、COO及びCFOならびにこれに準ずる地位を兼務する取締役は報酬委員となることができないものとしています。なお、報酬委員の選定及び解職は、報酬委員会の継続性にも配慮して行っています。

上級役員

- 取締役会が定める職務分掌にしたがったソニーグループの業務執行の決定及び実行

上級役員の選解任方針・手続

当社では、CEOを含む執行役及びソニーグループの経営において重要な役割を担う者を上級役員としています。取締役

会は、CEOを含む上級役員の選解任及び担当領域の設定に関する権限又はそれらに関する報告を求める権限を有しており、それらの権限を必要に応じて随時行使するものとしています。CEOを含む執行役の選任にあたって、取締役会は、指名委員会が策定するCEOに求められる要件やCEO以外の執行役候補が当社の業務執行において期待される役割等に照らして望ましい資質や経験、実績を有しているかの議論、検討を行ったうえで、適任と考えられる者を選任しています。また、執行役以外の上級役員については、その選解任状況に関する報告を受けています。

また、CEOを含む上級役員の任期は1年としており、その再任にあたっては直近の実績も踏まえて同様の議論、検討、決定、監督を行います。なお、任期途中であっても、取締役会や指名委員会において必要と認める場合、執行役の職務継続の適否について検討を開始し、不適格と認めた場合には、随時、交代、解任を行います。

取締役会からの権限委譲

取締役会は、グループ経営に関する基本方針その他経営上特に重要な事項について決定するとともに、グループ経営に関する迅速な意思決定を可能にすべく、CEOを含む執行役の担当領域の決定及び上級役員の範囲の設定を行ったうえで、CEOに対して、業務執行に関する決定及び実行にかかる権限を大幅に委譲しています。CEOはさらに、当該権限の一部を他の上級役員に対して委譲しています。

その他の役員

- 取締役会及び上級役員が決定する基本方針にもとづく、本社機能、研究開発等の特定領域における担当業務の実行

取締役会・各委員会の実効性評価

〔実効性評価に関する当社の考え方〕 当社は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進すべく、継続的に取締役会及び各委員会の機能及び実効性の向上に取り組むことが重要であると考えています。この取り組みの一環として、当社は、原則として年に1回以上、かかる実効性評価を実施しています。

〔直近の実効性評価〕 取締役会は、前回の実効性評価の結果を踏まえた対応が適切になされていることを確認したうえで、主に2023年度の活動を対象とした実効性評価を2024年2月から5月にかけて実施しました。なお、今回の実効性評価は、取締役会議長による主導のもと、評価自体の透明性及び客観性を確保することと専門的な視点からのアドバイスを得ることを目的として、国内外のコーポレートガバナンスに高い知見を持つ外部専門家による第三者評価も取得したうえで、実施しました。

〔評価プロセス〕 まず、取締役会において、前回の実効性評価を踏まえた対応状況及び今回の実効性評価の進め方について確認しました。

そのうえで、外部専門家による第三者評価を実施しました。その評価手法は以下のとおりです。

- 取締役会議事録等の資料の閲覧及び取締役会への陪席
- 取締役会・各委員会の開催・運営実務等に関する各事務局との確認
- 取締役会の構成、運営、取締役自身のコミットメント、各委員会の活動、実効性評価の手法そのもの等に関する全取締役に対するアンケートの実施
- 取締役会議長、各委員会議長、新任取締役及び一部の執行役に対するインタビューの実施
- 日本及び米国企業との比較等

その後、取締役会が、当該外部専門家より第三者評価の結果についての報告を受け、その内容を分析・審議し、取締役会・各委員会の実効性確保の状況を確認しました。

評価結果の概要

外部専門家による第三者評価の結果として、以下の点も踏まえ、取締役会は、前回と同様、高く評価されるべき構成及び運営がなされている旨の報告を受けました。

- アンケート及びインタビューの結果からは、前回同様、取締役全員が各委員会を含む取締役会の実効性を高く評価
- 新任取締役の加入により、取締役会の構成は拠点・専門性の双方の観点においてさらに多様化
- 取締役会議長の交代もスムーズに行われ、新議長の運営について他の取締役は高く評価
- 取締役会の実効性向上につながる取り組みについても、引き続き実施されている
- 構成や開催態様等において、日本企業の中では特筆すべき先進性を見せており、また、米国上場企業の取締役会と比較しても多くの点で高い評価が可能

取締役会としては、その報告内容を踏まえて実効性確保の状況について分析・審議した結果、2024年5月時点において、取締役会及び各委員会の実効性は十分に確保されていることを改めて確認しました。なお、当該外部専門家からは、取締役会・各委員会の実効性をさらに高めるために、他社事例も踏まえて検討対象となり得る選択肢案がいくつか例示されました。

今後の取り組み

当社は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営をさらに推進すべく、今回の取締役会及び各委員会の実効性評価の結果、ならびにかかるプロセスの中で各取締役から提示された多様な意見や外部専門家から提示された視点等を踏まえて、継続的に取締役会及び各委員会の機能向上に取り組んでいきます。

ご参考

コーポレートガバナンス報告書

<https://www.sony.com/ja/SonyInfo/IR/library/governance.html>



サステナビリティレポート（コーポレートガバナンス）

https://www.sony.com/ja/SonyInfo/csr_report/governance/



会計監査人の状況

・会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、PwCあらた有限責任監査法人からPwC Japan有限責任監査法人へ名称変更しています。

・会計監査人の報酬等の額

支払額 (百万円)

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 1,914 |
| ② 当社が支払うべき会計監査人の監査報酬等の額 | 642 |

(注1) 監査委員会は、執行役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の従前の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行ったうえで、上記報酬等の額について同意しています。

(注2) 上記①には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、内部統制関連アドバイザー業務等の対価が含まれています。

(注3) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を区分していないため、上記②の金額はこれらの合計額を記載しています。

(注4) 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、又はより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とします。

業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる当社及び当社子会社（以下「ソニーグループ各社」といい、当社と総称して「ソニーグループ」という。）の内部統制及びガバナンスの枠組みに関する事項につき、以下に述べる体制が決議時点で有効に存在することを確認のうえ、かかる体制を継続的に評価し、適宜改善することを決議しました。

1. 監査委員会の職務の執行に関する事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務執行を補佐するため、取締役会の決議にもとづき、監査委員会を補佐する者を置く。この者は、監査委員の指示のもと、自ら、あるいは、関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査委員会を補佐して実査・往査を行う。

(2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める監査委員会を補佐する者は当社の従業員であり、その選任及び解任につき監査委員会の同意を要する。また、この者の業績評価は監査委員会がこれを行う。なお、この者は、監査委員会の監督に服し、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務しない。

(3) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制、及びソニーグループ各社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会が選定した監査委員は、当社の他の取締役、執行役及び従業員に対してその職務執行に関する事項の報告を求める権限を持ち、かつ、ソニーグループ各社に対して事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査する権限を持つ。また、監査委員会は、ソニーグループ各社の取締役、執行役及び従業員（以下「ソニーグループ各社の取締役等」という。）の監査委員会への出席及び監査委員会の求める事項の説明を求める権限を持つ。

さらに、監査委員会は、会計、財務報告に関する内部統制、監査に関する事項についての従業員からの苦情（会計及び監査に関する事項についての秘密、匿名の意見表明を含む。）の受領、保存その他の取り扱いに関する手続を確立する権限と責任を持ち、このために必要な事項を上級役員に指示する権限を持つ。

これらの責任・権限を踏まえて、当社執行役及び従業員は、取締役会の決議にもとづき、以下に定めるものにつき定期的に、かつ、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたいうで、監査委員会に報告する。なお、報告内容の詳細、頻度及び報告担当者は、監査委員会の定めるところに従う。

- ソニーグループの内部統制に関わる部門（内部監査・経理・財務・IR・コンプライアンスその他）及びソニーグループ各社の監査役・監査委員からの直接又は間接の活動報告概要
- ソニーグループの重要な会計方針・会計基準及びその変更（変更前に報告）
- 当社の業績発表の内容及び重要開示書類の内容
- ソニーグループの内部通報制度の運用報告及び受領した通報内容の報告
- 弁護士による米国証券関連法違反等の報告
- 当社の会計監査人の監査パートナーの交代
- 監査委員会が指定するソニーグループ各社における監査役・監査委員及びソニーグループの各地域・各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選解任

執行役は、ソニーグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたうえで、直ちに当該事実を監査委員会に報告する。

前記報告事項に加え、当社のCEO及びCFOは、自らの認識にもとづき、又は、必要に応じて関連するソニーグループ各社の取締役等から報告を受けたうえで、米国証券関連法の定めに従い、以下の事項を監査委員会へ報告する。

- ① 当社の財務情報を記録・処理・要約・報告する能力に悪影響を与える合理的可能性のある、財務報告にかかる内部統制の設計及び運用における重要な問題点もしくは欠陥
- ② 重大であるか否かを問わず、当社の財務報告にかかる内部統制において重要な役割を果たすマネジメントもしくは従業員による不正行為

（４）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーグループでは、全ての役員・従業員に対して、非倫理的な行為や法令・社内規則違反のおそれがあると気づいた場合、その旨を速やかに報告することを求めており、このような懸念が速やかに報告され、またその報告が適切に処理されるよう、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築し、維持する。監査委員会への報告であるかどうかにかかわらず、当社及びソニーグループ各社は、かかる情報をもとに誠実に通報を行った役員・従業員を、公正にまた丁寧に取り扱い、かかる通報者に対する一切の報復措置を許容せず、また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。

（５）当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、かかる活動計画及び費用計画に従い、監査委員会及び監査委員が行った活動にともない発生した費用を負担する。これらの費用には、監査委員会が必要に応じてその職務の遂行のために利用する外部コンサルタント、外部弁護士、もしくはその他の外部専門家の費用も含まれる。

(6) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、ソニーグループの財務報告にかかる内部統制の有効性を評価するうえで、ソニーグループの内部統制に関わる部門及びソニーグループ各社の監査役と連携する。監査委員会は、会計監査人の監査の相当性ならびに会計監査人の独立性及び適格性につき評価するとともに、会計監査人の監査計画、報酬、非監査業務、及び監査パートナーの交代につき事前に確認・承認する。また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している監査委員が随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。

当社の内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会の事前同意を要する。また、ソニーグループ各社の監査役・監査委員、ソニーグループの各地域における内部監査部門の責任者及びソニーグループの各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会の指定に従い、監査委員会の事前同意又は報告を要する。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびにソニーグループの業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の執行役及び使用人ならびにソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、ソニーグループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する機能を有する。また、かかる活動を推進するため、当社のコンプライアンス統括部門と各地域（米州・欧州・日本・東アジア・パンアジア）に設置した地域コンプライアンス統括部門が連携して、ソニーグループ全体のコンプライアンスを確保する体制（以下「コンプライアンスネットワーク」という。）を構築する。

各地域コンプライアンス統括部門は、当社コンプライアンス統括部門を補佐して、担当地域内のソニーグループ各社におけるコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進する機能を有する。各地域コンプライアンス統括部門の長たる地域コンプライアンスオフィサーは、担当地域内のソニーグループ各社に対する指示・監督権を含め、かかる機能を実現するために必要な権限を持つ。

かかる体制のもと、当社は、ソニーグループ全体で、企業倫理の重要性の継続的な周知徹底を行う。その一環として、「ソニーグループ行動規範」その他の重要なソニーグループ共通の方針・規則を整備し、当社及びソニーグループ各社の役員・従業員へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。また、倫理や法令・社内規則違反に関する役員・従業員からの報告や問題提起を求めるための通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を整備し、当社及びソニーグループ各社に導入する。なお、内部通報制度の運営状況については、担当の役員・従業員が定期的に監査委員会へ報告する。

また、当社コンプライアンス統括部門は、前記の活動に加え、コンプライアンスネットワークを活用し、以下の仕組みによるソニーグループ全体のコンプライアンス体制の維持等を通じて、コンプライアンス活動を継続的に推進する。

- ① 「決裁規程」(後記(2)を参照)及びその他の内部統制による、所定の範囲を超えた権限行使の抑止
- ② 不正行為に関する当社への報告の義務化
- ③ コンプライアンスに関する事項の周知徹底、啓発、導入、報告についての当社コンプライアンス統括部門による監督の仕組み

また、ソニーグループにとっての重要事項が、日本及び米国の証券関連法、米国証券取引委員会（SEC）、当社が上場している証券取引所の規則等に則って適時に開示されることを確保する仕組みとして、当社は「会社情報の適時開示に関する統制と手続き（Disclosure Controls and Procedures）」を構築・維持する。この仕組みの整備・運用・評価・維持に関し、当社のCEO及びCFOを補佐する機関として、社内の関連部門の責任者により構成される「ディスクロージャーコミティ」を設置する。適時かつ適切な開示を確保するため、ディスクロージャーコミティは、「決裁規程」（後記(2)を参照)及び社内規則である「重要事項開示に関する報告要請」等にもとづき、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署から付議／報告された事項について、ソニーグループ全体にとっての重要性を評価したうえで、前記の法令・証券取引所の規則及びソニーグループの内部基準等に照らし、開示の必要性を検討し、CEO及びCFOへ報告してその判断に供する。

(2) 当社の執行役及びソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、ソニーグループの企業価値向上をめざした経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規定に定める事項を決議し、ソニーグループの業務の執行を監督する。また、その一環として、執行役を含む上級役員の職務分掌を定め、各上級役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を上級役員に委任する。各上級役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてソニーグループ全体としての経営目標の達成に努め、委任された権限にもとづき、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行う。各上級役員の業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の上級役員の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該上級役員と協議のうえ、ソニーグループにとって最適な選択肢を追求することを原則とし、必要に応じて、双方の領域を管轄又は担当する上位の上級役員の決定を仰ぐ。

また、各上級役員は、「ソニーグループ株式会社決裁規程」の定めるところにもとづき、下位の役員に、自らの職務の一部を委譲する権限を持つ。また、かかる体制のもと、ソニーグループにとっての重要案件が、ソニーグループ各社から漏れなく当社のマネジメントへ上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化した「ソニーグループ決裁規程」を定め、ソニーグループ内に周知徹底する（ただし、上場会社や第三者との合併会社の一部は除く。）。また、当社においても、取締役会、CEOその他の上級役員、又は上級役員から権限委譲を受けた者の事前の承認を要する事項等を明文化し、「ソニーグループ株式会社決裁規程」（ソニーグループ決裁規程と

併せて「決裁規程」という。)として定め、社内に周知徹底する。決裁規程により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスク等に関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行う。

(3) 当社及びソニーグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。これに加え、当社の執行役を含む上級役員は、ソニーグループにおける自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制（ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社又は社内部署から必要に応じてビジネスリスクの検討・評価結果の報告を受ける体制を含む。）を構築・維持する権限と責任を有する。その中で、本社機能を担当する執行役は、ソニーグループにおける自己の担当領域に関して、ソニーグループ全体のリスク評価・管理を行う権限と責任を有する。また、これらの実施を確保するために必要なソニーグループ内の体制を構築・維持する権限と責任を有する。グループリスク管理を担当する執行役は、前記各担当における体制の構築・維持を総合的に推進し、管理する。

(4) ソニーグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ソニーグループ各社の財務状況について、当社の社内規則により当社への定期的な報告（直接又は間接）を義務付けるとともに、前記（2）のとおり、当社は、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社から当該者への報告を求める事項等を明文化したソニーグループ決裁規程を定め、ソニーグループ内に周知徹底する（ただし、上場会社や第三者との合併会社の一部は除く。）。さらに、前記（1）のとおり、社内規則である「重要事項開示に関する報告要請」等により、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署からソニーグループ全体にとって重要と思われる情報について報告を受ける体制を構築する。

(5) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びソニーグループ各社は、その職務の遂行にかかる文書その他の情報につき、法令及び当社の社内規則に従い適切に保存及び管理を行う。以下の文書については、少なくとも10年間保存する。

- ① 執行役を含む上級役員による決裁
- ② 上級役員より権限を委譲された従業員による決裁
- ③ CEO、CFOの職務執行を直接補佐する会議体の記録

決議日：2024年5月14日

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役会により決議された前記の業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めています。当事業年度におけるかかる体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 監査委員会の職務の執行に関する事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務執行を補助する者として、取締役会決議により、監査委員会補佐役を置いています。かかる監査委員会補佐役は監査委員の指示・監督のもと、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、監査委員会を補助して実査・往査を行っています。また、かかる監査委員会補佐役は、必要に応じて、内部統制に関わる部門（内部監査・経理・財務・IR・コンプライアンスその他）と連携しています。

(2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会補佐役の選解任については、監査委員会の同意を要することとしています。また、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務しない、専任の監査委員会補佐役は、監査委員の指示・監督のもと、前記1（1）の業務を遂行しており、その業績評価は監査委員会が行っています。

(3) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制、及びソニーグループ各社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会又は監査委員が持つ様々な権限や報告を受けるべき内容については、社内規則として明文化し、ソニーグループ内においてその周知徹底に努めています。また、社内規則にもとづき監査委員会が報告を受けるべき内容については、以下を通じて監査委員会に対して適宜、報告が行われています。

- ① 当年度に6回開催した監査委員会での審議
- ② 監査委員会補佐役に行わせる活動（おおよそ月に2回以上開催される重要な経営執行にかかる会議への陪席、年間おおよそ370件に及ぶ上級役員の決裁書類等の閲覧等）

(4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーグループは、役員・従業員が、非倫理的な行為や法令・社内規則違反のおそれがあると気づいた場合にはこれを報告し、また、どのように行動することが最善かを確認することをはっきりとかつ繰り返して求めるとともに、誠意をもって不正行為を報告した役員・従業員に報復がなされることのないよう保護することをソニーグループ行動規範その

他の社内規則により明文化し、通報者保護に努めています。ソニーグループには、ソニー・エシックス&コンプライアンス・ホットライン（「内部通報制度」）をはじめとする、倫理や法令・社内規則違反に関する質問や問題を役員・従業員から随時受け付けている多くの報告・相談窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立して運営されています。内部通報制度の受付窓口は、専門の第三者機関が運営しており、専門の教育を受けたオペレーターが対応にあたっています。また、いつでも、各国の言語で通報することができます。通報にかかる機密は保持され、各国の法令によって認められる限り、匿名で通報することができます。当年度においては、ソニーグループ全体で、内部通報制度を通じて492件の通報を受け付け、適宜対応しました。

（5）当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画にもとづき、監査委員会及び監査委員が行った活動にともない発生した費用を負担しています。これらの費用には、監査委員会がその職務を遂行するためや職務に必要な知見を獲得・更新するために必要な費用（外部団体への参加費用等）も含まれます。

（6）その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会補佐役が直接行う監査活動に加えて、当社の内部監査部門及びソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議や監査委員会補佐役の活動等を通じて前記各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をし、その経過及び結果について報告を受けています。さらに、当社の内部監査担当部門は、ソニーグループの財務報告にかかる内部統制の有効性を評価するために実施した監査について、少なくとも四半期に一度以上の頻度で監査委員会に対して報告しています。

また、当社の内部監査部門の責任者の任免については、監査委員会の事前同意を要件とするとともに、ソニーグループ各社の監査役・監査委員、ソニーグループの各地域における内部監査部門の責任者及びソニーグループの各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会が事前に同意すべき、又は事後に報告を受けべき者を指定し、それに応じた対応を行っています。さらに、監査委員会は、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行うため、以下を実施しています。

- ① 会計監査人から、当該会計監査人の品質管理体制、独立性、職業倫理、専門性、監査の有効性及び効率性等につき報告を受け、その内容を確認すること
- ② 期初において、当年度における会計監査人が実施予定の監査計画の説明を受けたうえでその内容を確認し、その報酬等に同意をすることに加え、定期的に業務内容及びその報酬について報告を受け、その内容を確認すること
- ③ 会計監査人から四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手続と結果についての報告を受け、その内容を評価すること

- ④ ソニーグループの内部統制に関わる部門から会計監査人による監査活動について報告を受け、再任に関する意見を聴取すること等

本事業報告に添付の監査報告にも記載のとおり、監査委員会は当社の会計監査人による監査の方法及び結果は相当であると評価しています。

2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびにソニーグループの業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の執行役及び使用人ならびにソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ソニーグループは、法令を遵守し、倫理的で責任ある事業活動を行うことに確固として取り組んでいます。ソニーグループのマネジメントは、自ら範を示し、この取り組みを実行しています。ソニーグループでは、当社のコンプライアンス統括部門と各地域（米州・欧州・日本・東アジア・パンアジア）に設置した地域コンプライアンス統括部門が連携し、コンプライアンスネットワークを構築し、啓発メッセージや社内規則、教育研修、監査を組み合わせ、倫理的で責任ある事業活動と法令遵守への取り組みを推進しています。

ソニーグループ行動規範は、ソニーグループの倫理・コンプライアンスプログラムの基礎をなすものであり、倫理的で責任ある事業活動に関する基本的な規範を定めています。ソニーグループは、役員・従業員が、非倫理的な行為や法令・社内規則違反のおそれがあると気づいた場合にはこれを報告し、また、どのように行動することが最善かを確認することをはっきりとかつ繰り返し求めるとともに、誠意をもって不正行為を報告した役員・従業員に報復がなされることのないよう保護することをソニーグループ行動規範その他の社内規則により明文化し、通報者保護に努めています。ソニーグループには、「内部通報制度」をはじめとする、倫理や法令・社内規則違反に関する質問や問題を役員・従業員から随時受け付けている多くの報告・相談窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立して運営されています。内部通報制度の受付窓口は、専門の第三者機関が運営しており、専門の教育を受けたオペレーターが対応にあたっています。また、いつでも、各国の言語で通報することができます。通報にかかる機密は保持され、各国の法令によって認められる限り、匿名で通報することができます。

コンプライアンスプログラム及び内部通報制度の運用状況は、当社の監査委員会に月次で報告され、また、定期的な報告の場が設けられています。なお、当年度においては、ソニーグループ全体で、内部通報制度を通じて492件の通報を受け付け、適宜対応しました。

また、情報開示については「会社情報の適時開示に関する統制と手続き（Disclosure Controls and Procedures）」を社内規則として明文化し、ソニーグループの主要なビジネスユニット、子会社、関連会社及び社内部署に周知徹底するとともに、この仕組みの整備・運用・評価・維持に関し、当社のCEO及びCFOを補佐する機関として、社内の関連部門の責任者により構成される「ディスクロージャーコミッティ」を設置しています。また、社内規則等にもとづきディスクロージャーコミッティに報告等がなされた潜在的な重要事項につき、ソニーグループ全体にとっての重要性を評価した

うえで、適用される法令・証券取引所の規則及びソニーグループの内部基準等に照らし、開示の必要性を検討し、CEO及びCFOへ報告しています。さらに、「会社情報の適時開示に関する統制と手続き」については、毎年ディスクロージャーコミッティが中心となって適宜必要な見直しを実施しています。

(2) 当社の執行役及びソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営に関する迅速かつ効率的な意思決定を可能にすべく、ソニーグループ株式会社決裁規程その他の社内規則を明文化し、その周知徹底に努めています。また、同様に、ソニーグループにとっての重要案件が、ソニーグループ各社から漏れなく当社のマネジメントへ上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、ソニーグループ決裁規程を定め、ソニーグループ内に周知徹底しています。さらに、これらの社内規則において、決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスク等に関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行うことを明文化しており、それらの者はその遵守に努めています。

また、これらの社内規則については、事業環境や経営体制等を踏まえ、適宜見直しを実施しています。

(3) 当社及びソニーグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの発見・情報伝達・評価・対応に取り組んでいます。当社の執行役を含む上級役員は、自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクを管理するために必要な体制の整備・運用を推進しています。また、グループリスク管理を担当する執行役は、関連部門による活動を通じて、ソニーグループのリスク管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

(4) ソニーグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「ソニーグループ決裁規程」や「重要事項開示に関する報告要請」等の社内規則により、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社からの報告を求める事項等を明文化し、それらの周知徹底に努めるとともに、これら社内規則により構築された体制にもとづき、ソニーグループ各社の財務状況やソニーグループ全体にとって重要と思われる情報について、以下を通じて定期的に報告（直接又は間接）を受けています。

- ① 年間予算や中期事業計画の審議・策定に係る会議
- ② 当社やソニーグループ各社における重要な経営執行に係る会議での事業内容の報告
- ③ 当社経理部門での月次の決算情報のとりまとめ 等

(5) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役を含む上級役員の職務の遂行に係る文書その他の情報の保存・管理に係る事項については社内規則として明文化し、その周知徹底に努めており、以下の文書については少なくとも10年間保存するとともに、その他の情報についても、法令及び当社の社内規則に従い適切に保存及び管理しています。

- ① 執行役を含む上級役員による決裁
- ② 上級役員より権限を委譲された従業員による決裁
- ③ CEO、CFOの職務執行を直接補佐する会議体の記録

連結持分変動計算書

(単位：百万円)

| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 累積その他の包括利益 | 自己株式 | 当社株主に帰属する資本合計 | 非支配持分 | 資本合計 |
|--------------------------|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|---------------|------------------|
| 2022年4月1日現在残高 | 880,365 | 1,461,053 | 3,760,763 | 1,222,332 | △180,042 | 7,144,471 | 52,778 | 7,197,249 |
| 新会計基準適用による累積的影響額 | — | — | 409,654 | △1,900,321 | — | △1,490,667 | — | △1,490,667 |
| 2022年4月1日修正再表示残高 | 880,365 | 1,461,053 | 4,170,417 | △677,989 | △180,042 | 5,653,804 | 52,778 | 5,706,582 |
| 包括利益 (修正再表示) | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 1,005,277 | | | 1,005,277 | 6,496 | 1,011,773 |
| その他の包括利益 (税効果考慮後) | | | | 82,012 | | 82,012 | 2,750 | 84,762 |
| 包括利益合計 (修正再表示) | | | 1,005,277 | 82,012 | | 1,087,289 | 9,246 | 1,096,535 |
| 利益剰余金への振替額 | | | 18,593 | △18,593 | | — | | — |
| 株主との取引等 | | | | | | | | |
| 新株予約権の行使 | | △14 | △1,352 | | 10,364 | 8,998 | | 8,998 |
| 転換社債型新株予約権付社債の株式への転換 | | △2,588 | △13,858 | | 42,993 | 26,547 | | 26,547 |
| 株式にもとづく報酬 | | 11,064 | | | | 11,064 | | 11,064 |
| 配当金 | | | △86,635 | | | △86,635 | △5,980 | △92,615 |
| 自己株式の取得 | | | | | △99,248 | △99,248 | | △99,248 |
| 自己株式の処分 | | 1,242 | | | 2,426 | 3,668 | | 3,668 |
| 非支配持分株主との取引及びその他 | | △6,950 | | | | △6,950 | 2,569 | △4,381 |
| 2023年3月31日修正再表示残高 | 880,365 | 1,463,807 | 5,092,442 | △614,570 | △223,507 | 6,598,537 | 58,613 | 6,657,150 |

(注) 当社は2023年度より、IFRS第17号を適用しており、前年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の数値をIFRS第17号にもとづき修正再表示しています。前年度の数値は、ご参考(監査対象外)です。

| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 累積その他の包括利益 | 自己株式 | 当社株主に帰属する資本合計 | 非支配持分 | 資本合計 |
|-----------------------|----------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 2023年4月1日現在残高 | 880,365 | 1,463,807 | 5,092,442 | △614,570 | △223,507 | 6,598,537 | 58,613 | 6,657,150 |
| 包括利益 | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 970,573 | | | 970,573 | 9,921 | 980,494 |
| その他の包括利益 (税効果考慮後) | | | | 276,728 | | 276,728 | 2,916 | 279,644 |
| 包括利益合計 | | | 970,573 | 276,728 | | 1,247,301 | 12,837 | 1,260,138 |
| 利益剰余金への振替額 | | | 38,221 | △38,221 | | — | | — |
| 株主との取引等 | | | | | | | | |
| 新株予約権の行使等 | 992 | △1,939 | △144 | | 19,257 | 18,166 | | 18,166 |
| 株式にもとづく報酬 | | 13,956 | | | | 13,956 | | 13,956 |
| 配当金 | | | △98,685 | | | △98,685 | △5,786 | △104,471 |
| 自己株式の取得 | | | | | △202,974 | △202,974 | | △202,974 |
| 自己株式の処分 | | 1,786 | | | 3,290 | 5,076 | | 5,076 |
| 非支配持分株主との取引及びその他 | | 5,800 | | | | 5,800 | 103,264 | 109,064 |
| 2024年3月31日現在残高 | 881,357 | 1,483,410 | 6,002,407 | △376,063 | △403,934 | 7,587,177 | 168,928 | 7,756,105 |

連結注記表

当社及び当社の連結子会社を以下「ソニー」又は「ソニーグループ」と記載します。

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

2024年3月31日現在の連結子会社（ストラクチャード・エンティティを含む）は1,634社、持分法適用会社（共同支配企業を含む）は150社です。

2. 重要性がある会計方針

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しています。

(2) 外貨換算

外貨建て取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより換算しています。決算日における外貨建て貨幣性資産及び負債は、決算日の為替レートで機能通貨に換算しています。通常、当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しています。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されるデリバティブに関する換算差額は、その他の包括利益として認識しています。

海外子会社や関連会社等の在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の為替レートで、収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均レートでそれぞれ換算しています。当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。

在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する換算差額の累計額は、処分時に純損益に振り替えています。

(3) 金融商品の評価基準及び評価方法

ソニーは、金融商品の契約の当事者になった時点で、金融商品を金融資産又は金融負債として認識しています。金融資産及び金融負債は公正価値で当初測定されます。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融資産及び金融負債の取得又は発行に直接起因する取引コストは、当初認識時に金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算されます。

①非デリバティブ金融資産

a. 分類及び測定方法

ソニーの保有する非デリバティブ金融資産は、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類されます。

償却原価で測定する金融資産

ソニーは、契約上のキャッシュ・フローを回収することを事業上の目的として保有され、かつ当該金融資産の契約条件により所定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しています。当該金融資産は、当初認識後は実効金利法による償却原価により測定しています。また、償却原価で測定する金融資産の認識を中止した場合、資産の帳簿価額と受け取った対価又は受取可能な対価との差額は純損益に認識しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

負債性金融商品のうち、契約上のキャッシュ・フローを回収することと売却の両方を事業上の目的として保有され、かつ金融資産の契約条件により所定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。当該金融資産は当初認識後の公正価値の変動を、減損利得、減損損失及び為替差損益を除き、その他の包括利益として認識しています。また、当該金融資産から生じる実効金利法による金利収益は純損益に認識しています。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品の認識の中止が行われる場合、過去にその他の包括利益で認識した累計額を純損益として振り替えています。

生命保険ビジネスにおいては、資産負債の総合管理の観点から当該金融資産を保有しています。生命保険ビジネスにおいて金融資産を保有する目的は、主に保険契約負債の金利感応度（デュレーション）と可能な限り一致させることにより、期限到来時の保険金等の支払原資を十分に確保することです。

ソニーは、当該金融資産を、デュレーションと流動性ニーズを効率的に管理するという全体的な目的のもと、1つのポートフォリオとして管理しています。ポートフォリオには、より長期間にわたって保有される可能性のある金融資産が含まれていますが、ポートフォリオに含まれる全ての金融資産は、上記の全体的な目的を考慮して、キャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される1つのビジネスモデル内で保有されていると判断しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

売買目的以外で保有する資本性金融商品に対する投資については、当初認識時に、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行う場合があります。

当該金融資産は公正価値で測定し、その事後的な変動はその他の包括利益に計上されます。なお、当該金融資産から生じる配当金については純損益で認識しており、認識を中止した場合は、その他の包括利益で認識した累計額を利益剰余金に振り替えています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定されるもの及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。当該資産には、売買目的で保有する金融資産が含まれています。

生命保険ビジネスにおいては、変額保険及び変額個人年金保険に対する投資は主に株式、債券、投資ファンドで構成されており、純損益を通じて公正価値で測定しています。

また、会計上のミスマッチを解消又は大幅に削減するために、通常純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産に対し、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する取消不能な選択をする場合があります。

生命保険ビジネスにおいては、一部の変額保険及び変額個人年金から生じる保険金融収益又は費用と整合させて、一部の負債性証券を純損益を通じて公正価値で測定するものと指定することにより、会計上のミスマッチを軽減しています。

銀行ビジネスにおいては、一部の固定金利付負債性証券に関する金利の不利な変動にともなう公正価値変動リスクをヘッジするためにデリバティブを利用しており、当該負債性証券を純損益を通じて公正価値で測定するものと指定することにより、会計上のミスマッチを軽減しています。

b. 認識の中止

ソニーは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

c. 減損

ソニーは、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品について、予想信用損失を見積もり、損失評価引当金の計上を行っています。各決算日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。一方で、各決算日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。信用リスクの著しい増大の有無については、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いて判断し、過去の損失率及びマクロ経済状況が顧客の支払能力に与える影響を考慮し、その他合理的に利用可能な将来予測情報等を反映する方法で予想信用損失を見積もっています。

ソニーは、金融資産に対して、貨幣の時間価値を反映し、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予

測について報告日時点で合理的で裏付け可能な入手できる情報を加味した、偏向のない確率加重を考慮した予想信用損失を測定しています。

ただし、営業債権、その他の債権及び契約資産（映画分野におけるその他の非流動債権を含む）については、期日経過状況や取引相手の属性等に応じた集成的ベース又は個別の取引相手ごとに、信用リスクの増減にかかわらず、損失評価引当金を全期間の予想信用損失と等しい金額で測定しています。

ソニーは金融資産の将来見積キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している場合に金融資産が信用減損したと判断しています。ソニーの金融資産が信用減損していると判断する基準には、利息や元本の支払いにおいて債務不履行又は90日超の期日経過事象が生じていることを含みます。

ソニーは金融資産の全部又は一部の回収が合理的に見込まれなくなった時点で、その資産の総額での帳簿価額を直接償却しています。

②非デリバティブ金融負債

ソニーは、非デリバティブ金融負債を実効金利法による償却原価で事後測定するもの又は純損益を通じて公正価値で事後測定するものに分類しています。

ソニーは、金融負債が消滅した場合、すなわち、契約上の義務が免責、取消又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しています。

③デリバティブ及びヘッジ会計

全てのデリバティブは公正価値により連結財政状態計算書上、資産又は負債として計上されています。デリバティブの公正価値の変動は、対象となるデリバティブがヘッジとして適格であるか否か、また適格であるならば公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動のいずれかをヘッジするために利用されているかに応じて、直ちに純損益もしくはその他の包括利益に計上されています。

ソニーが保有しているデリバティブの会計処理は、下記のとおりです。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

予定取引、又は認識された資産もしくは負債に関連するキャッシュ・フロー変動リスクに対するヘッジとして指定され、かつ有効と判定されたデリバティブの公正価値変動は当初、その他の包括利益に計上され、ヘッジ対象取引が純損益に影響を与える時に純損益に振り替えられています。公正価値変動のうち、ヘッジの効果が有効でない部分は直ちに純損益に計上されています。

ヘッジとして指定されていないデリバティブ

ヘッジとして指定されていないデリバティブの公正価値変動は直ちに純損益に計上されています。

ヘッジの有効性の評価

ヘッジ会計を適用する場合には、ソニーは様々なヘッジ活動を行う際のリスク管理目的及び方針を文書化するとともに、ヘッジとして指定される全てのデリバティブとヘッジ対象との間のヘッジ関係を文書化しています。ソニーはキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されるデリバティブを連結財政状態計算書の特定の資産及び負債、又は特定の予定取引と紐付けています。ソニーはまた、ヘッジの開始時及び継続期間中において、ヘッジとして指定されたデリバティブがヘッジ対象の公正価値変動もしくはキャッシュ・フロー変動を相殺するのに経済的関係があるかどうかの評価を行っています。なお、ソニーが契約するヘッジ取引については、信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動の大部分を占めることはありません。さらに、ヘッジ関係の比率が、ソニーが実際にヘッジするヘッジ対象の数量とソニーがヘッジ対象の当該数量をヘッジするために実際に使用するヘッジ手段の数量の比率と同じとなるようにデザインされています。

なお、デリバティブがヘッジ対象と経済的関係がないと認められた場合には、ヘッジ会計は中止されます。

(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い金額により測定しています。棚卸資産の取得原価は、加重平均法によって計算しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積販売価格から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。

(5) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、耐用年数（建物及び構築物については2年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産については2年から10年の期間）にもとづき、定額法で行っています。耐用年数及び残存価額は、各報告期間の末日、又は必要に応じて適時に見直しを行っています。

(6) 無形資産（コンテンツ資産を含む）の償却の方法

償却対象となる無形資産は、主に特許権、ノウハウ、ライセンス契約、顧客関係、商標、ソフトウェア、テレビ放送委託契約、繰延映画製作費、テレビ放映権、ミュージック・カタログ、アーティスト・コントラクト、音楽配信権及びゲームコンテンツからなっています。特許権、ノウハウ、ライセンス契約、商標及びソフトウェアは、主に3年から10年の期間で定額法により償却しています。顧客関係、テレビ放送委託契約、アーティスト・コントラクト、音楽配信権及びゲームコンテンツは、主に2年から15年の期間で定額法により償却しています。ミュージック・カタログは、主に5年から44年の期間で定額法により償却しています。繰延映画製作費は、作品ごとの予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて償却しています。ソニーは、この予想総収益にもとづく償却方法は関連資産に関わる活動で生み出される経済的便益の消費割合の予想を反映しており、収益と無形資産の経済的便益の消費との相関が高いと考えています。テレビ放映権は、主に使用見込みにもとづき又は耐用年数にわたって定額法にもとづき償却しています。

(7) 企業結合

被取得企業における識別可能資産及び負債は、限定的な例外を除き、取得日の公正価値で測定しています。企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及びソニーが従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にはその超過額がのれんとして認識され、下回る場合には純利益として認識されます。移転された対価は、移転した資産、引受けた負債及び発行した資本持分の公正価値の合計で算定されています。非支配持分は、個々の企業結合取引ごとに、公正価値又は被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定しています。また、取得関連費用は、発生した期間において費用として認識しています。

(8) 非金融資産の減損

ソニーは、棚卸資産、契約コスト及び繰延税金資産を除く非金融資産について、個々の資産又は資金生成単位に係る減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能性の検討を行っています。これに加え、各資金生成単位に配分されているのれん、耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産の帳簿価額については、年に1回第4四半期に減損テストを実施しています。

資金生成単位は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の識別可能な資産グループです。のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれている資金生成単位又は資金生成単位グループのそれぞれに配分されています。のれんの資金生成単位又は資金生成単位グループは、事業セグメントの範囲内となっています。

資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値は、将来見積キャッシュ・フローの現在価値として算定しています。割引計算には、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクについての現在の市場評価を反映した税引前の割引率が用いられています。この手法は、将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）、将来見積キャッシュ・フローに固有のリスクを反映した割引率、永続成長率、利益倍率又は収益倍率、類似企業の決定、類似企業に対してプレミアムあるいはディスカウントが適用されるべきかどうかの決定等多くの重要な見積り・仮定を使用します。それぞれの資金生成単位における将来見積キャッシュ・フロー（その支払・受取時期を含む）に使用される仮定は、主に3ヵ年中期計画にもとづいており、過去の経験、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況等を考慮しています。永続成長率は主に3ヵ年予測期間後のターミナル・バリューを決定するために使用されています。

回収可能価額が資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を下回る場合、帳簿価額が回収可能価額を超過する金額を減損損失として認識します。識別された減損損失はまず当該単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、それから当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しています。コンテン

ツ資産を除く減損損失は、連結損益計算書のその他の営業損（益）（純額）に、コンテンツ資産の減損損失は売上原価に含まれています。また、過去に減損損失を認識したのれん以外の資産について、減損損失が既に存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候があるかどうかの検討を行っています。そのような兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もり、回収可能価額が帳簿価額を上回るときは、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れによって増加した帳簿価額は、過去の期間において当該資産について認識した減損損失がなかったとした場合の減価償却又は償却額控除後の帳簿価額を超えることはありません。

(9) 保険契約負債

i) 保険契約の定義及び分類

ソニーは、保険契約を、所定の不確実な将来事象が保険契約者に不利な影響を与えた場合に、保険契約者への補償に同意することにより、重大な保険リスクを引受けている契約と定義しています。保険リスクが重大であるかの評価にあたっては、ソニーは法律又は規則にもとづく権利及び義務を含め、全ての実質的な権利及び義務を契約単位で考慮しています。その上で、現在価値ベースでソニーが損失を被る可能性のある経済的実質を有するシナリオが存在するかどうか及びソニーが引受けた保険リスクが重大であるかどうかを評価しています。なお、保険の法的形態を有しているものの重大な保険リスクをソニーに移転していない契約は、投資契約に分類され、当該投資契約負債は金融負債として、その他の金融負債に含めて会計処理されています。金融分野に含まれる生命保険ビジネスにおいてソニーが引受ける保険契約は、主に終身保険、定期保険、疾病・医療保険、変額保険及び変額個人年金保険から構成されます。

ii) 保険契約の集約

保険契約の測定にあたっては、ソニーは保険契約をいくつかのグループに集約しています。保険契約グループは、保険契約のポートフォリオを識別することによって決定しています。各ポートフォリオは、類似したリスクにさらされていて一括して管理されている複数の契約で構成され、ソニーは各ポートフォリオを保険契約の発行時期が属する四半期ごとに分割した上で、保険契約の収益性にもとづき以下の3つのグループのいずれかに分類しています。

- ・当初認識時に不利な契約
- ・当初認識時において、その後不利となる可能性が低い契約
- ・残りの契約

iii) 保険契約の認識及び認識の中止

ソニーは、発行した保険契約グループを以下のうちの最も早い時点から認識しています。

- ・保険契約グループのカバー期間の開始時
- ・保険契約グループ内の保険契約者からの最初の支払いの期限が到来した日

・事実及び状況が、保険契約グループが不利であることを示している日

なお、契約上の支払期日がない場合には、保険契約者から最初の支払いを受けた日をもって支払期日とみなしています。

ソニーは、規則的かつ合理的な方法を用い、過大なコスト又は労力をかけずに利用可能な全ての合理的で裏付け可能な情報を偏りのない方法で考慮して、保険獲得キャッシュ・フローを保険契約グループに配分しています。ソニーは、保険獲得キャッシュ・フローが保険契約グループに直接帰属する場合には、当該グループに配分しており、保険契約グループではなくポートフォリオに直接帰属する場合には、規則的かつ合理的な方法を用いてポートフォリオ内のグループに配分しています。

なお、ソニーは、保険契約が消滅する場合、すなわち、保険契約で定められた義務が消滅するか、免除されるか又は取り消される場合に、保険契約の認識の中止を行っています。

iv) 契約の境界線

ソニーは、保険契約グループの測定にあたり、グループ内の各契約の境界線内にある全ての将来キャッシュ・フローを含めています。保険契約者が保険料を支払う義務を負う報告期間中又はソニーがサービス（保険カバー及び投資サービスを含む）を提供する実質的な義務を有している報告期間中に存在する実質的な権利及び義務から生じるキャッシュ・フローは、契約の境界線内にあります。

以下のいずれかの場合には、サービスを提供する実質的な義務は終了します。

- (a) ソニーが、特定の保険契約者のリスクを再評価する実務上の能力を有していて、その再評価したリスクを完全に反映した価格又は給付水準を設定できる場合
- (b) ソニーが、当該契約を含むポートフォリオのリスクを再評価する実務上の能力を有していて、そのポートフォリオのリスクを完全に反映した価格又は給付水準を設定でき、かつ、その再評価日までの保険料の価格設定にその再評価日後の期間に係るリスクが考慮されていない場合

自動更新条項が付帯されている保険契約の契約更新後の期間に生じるキャッシュ・フローについては、ソニーは、契約の境界線を評価し、ソニーがこうしたリスクを再評価する実務上の能力を有していない場合には、既存の契約の境界線内にあるものと判断しています。

v) 主な保険契約の当初測定

ソニーは、当初認識時において、保険契約グループを以下の合計額で測定しています。

(a) 履行キャッシュ・フロー

保険契約グループの履行キャッシュ・フローは、将来キャッシュ・フローの見積り及び非金融リスクに係るリスク調整で構成されます。将来キャッシュ・フローの見積りは、貨幣の時間価値及び関連する金融リスクを反映するよう調整されますが、ソニーの不履行リスクを反映していません。割引率は、キャッシュ・フロ

一の発生時期、通貨及び流動性を含む、保険契約グループから生じるキャッシュ・フローの特性を反映しています。保険契約のキャッシュ・フローや流動性の特性を反映した割引率の決定には、重要な見積りが含まれています。非金融リスクに係るリスク調整は、他の見積りとは別に決定されるものであり、キャッシュ・フローの金額及び時期に関する非金融リスクから生じる不確実性の負担に対して要求される対価を反映するためのものです。

(b) 契約上のサービス・マージン（以下「CSM」）

保険契約グループのCSMは、ソニーがその契約にもとづき保険契約サービスを提供するにつれて認識することとなる未稼得利益を表しています。

vi) 主な保険契約の事後測定

各報告日現在の保険契約グループの帳簿価額は、発生保険金に係る負債と残存カバーに係る負債の合計です。発生保険金に係る負債は、既発生未報告の保険金を含む未払発生保険金及び未払費用に係る履行キャッシュ・フローから構成されています。残存カバーに係る負債は、以下の項目から構成されています。

(a) 履行キャッシュ・フロー

保険契約グループの履行キャッシュ・フローは、将来キャッシュ・フロー、割引率及び非金融リスクに係るリスク調整に関する現在の見積りを用いて、報告日時点で測定されます。

(b) CSM

各報告日におけるCSMの帳簿価額は、期首の帳簿価額を以下の項目で調整した金額です。なお、以下の(2)、(3) 1、(3) 2及び(3) 4については、当初認識時に決定した割引率（ロックイン割引率）を用いて測定されます。

(1) 当期にグループに加えられた新しい契約の影響

(2) CSMの帳簿価額に対して当期に発生し、計上した利息

(3) 以下の事項を含む将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動

1. 将来のサービスに関して当期に受け取った保険料から生じた実績調整（保険獲得キャッシュ・フローや保険料ベースの税金等の関連するキャッシュ・フローに係るものを含む）
2. 残存カバーに係る負債の将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変動（貨幣の時間価値、金融リスク及びそれらの変動にともなう影響を除く）
3. 当期に支払われると見込まれた投資要素と当期に支払いが確定した実際の投資要素との差異
4. 将来のサービスに関する非金融リスクに係るリスク調整の変動

(4) 為替差額の影響

(5) 上記の全ての調整後に算定された、当期における保険契約サービスの提供により保険収益として認識

した金額

現在又は過去のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動は、純損益として認識されます。また、将来のサービスに関する履行キャッシュ・フローの変動は、CSM又は損失要素として、以下のとおり調整されます。

- ・履行キャッシュ・フローの増加がCSMの帳簿価額を上回る場合にはCSMはゼロに減額され、超過額は保険サービス費用として認識するとともに、当該超過額は残存カバーに係る負債における損失要素として計上されます。
- ・CSMがゼロの場合には、履行キャッシュ・フローの変動は、残存カバーに係る負債の中の損失要素を保険サービス費用に対応させて調整します。
- ・履行キャッシュ・フローの減少が損失要素を超過する場合には、損失要素がゼロに減額され、超過額はCSMとして再認識されます。

vii) 表示

資産である保険契約のポートフォリオ及び負債である保険契約のポートフォリオは、連結財政状態計算書において区分して表示しています。報告日において保険事故が未発生かつ解約オプションが行使されていない場合は、保険契約負債は非流動負債として分類されます。ただし、保険事故が発生、あるいは解約オプションが行使された場合、ソニーはこれらの支払いを延期する権利を失います。この場合、かかる保険契約負債は報告期間終了後12カ月以内に決済される予定となるため、流動負債として分類されます。

また、ソニーは、連結損益計算書で認識する金額を、保険収益と保険サービス費用（あわせて保険サービス損益という）及び保険金融収益又は費用に分解しています。ソニーは、非金融リスクに係るリスク調整の変動については、保険サービス損益と保険金融収益又は費用とに分解せず、保険サービス損益に含めています。

(a) 保険収益

保険収益は、投資要素を含んでおらず、ソニーは、保険契約サービスの提供に応じて保険収益を認識しています。各期間において提供したサービスに係る保険収益は、主に以下の項目で構成されています。

- ・当期に提供したカバー単位をもとに測定したCSMの解放
- ・現在のサービスに関連する、非金融リスクに係るリスク調整の変動
- ・当期に生じた保険金請求及びその他の保険サービス費用（当期首に見込んでいた金額で測定）
- ・時間の経過にもとづき定期的に配分された保険獲得キャッシュ・フローの配分

各期間において保険収益として認識される保険契約グループのCSMの解放金額は、当該グループのカバー単位を識別し、当期に提供したカバー単位に配分したCSMの金額を純損益として認識することによって決定しています。カバー単位の数は、当該グループ内の保険契約にもとづき提供されるサービスの量であり、

当該グループ内の各保険契約にもとづき提供する給付の量及びカバーの予想存続期間を考慮して決定しています。

保険契約にもとづき提供されるサービスには、保険カバー及び保険契約者のための投資リターンを生むための投資リターン・サービスが含まれます。

(b) 保険サービス費用

保険サービス費用は、以下の項目から構成されています。

- (1) 保険金及び給付金（投資要素を除き、損失要素の配分を減額）
- (2) 保険サービスに直接起因して発生したその他の費用（損失要素の配分を減額）
- (3) 保険獲得キャッシュ・フローの償却
- (4) 過去のサービスに関する変動（例えば、発生保険金に係る負債に関する履行キャッシュ・フローの変動）
- (5) 将来のサービスに関する変動（例えば、損失要素の変動から生じる不利な保険契約グループの損失及び戻入）

保険獲得キャッシュ・フローの償却については、上記の保険収益の中で反映された保険獲得キャッシュ・フローの回収と同じ金額が、保険サービス費用にも反映されます。

(c) 保険金融収益又は費用

保険金融収益又は費用は、貨幣の時間価値及び金融リスクならびにこれらの変動の影響から生じた、保険契約グループの帳簿価額の変動で構成されています。ソニーは、一部の変額保険及び変額個人年金保険を除き、保険金融収益又は費用を純損益とその他の包括利益とに分解することを選択しています。純損益に含める金額は、見込まれる保険金融収益又は費用の合計額を保険契約グループの存続期間にわたり規則的に分配することによって算定しています。規則的な配分類は、保険契約グループの当初認識時に決定した割引率を使用して算定しています。この規則的な配分により、保険契約グループの存続期間にわたりその他の包括利益に認識される合計金額はゼロとなります。なお、いずれの時点においてもその他の包括利益に認識される累計金額は、保険契約グループの帳簿価額と規則的配分を適用する際に当該グループが測定される金額との差額です。

(10) 引当金の計上方法

過去の事象の結果として、現在の法的又は推定的義務を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、その義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。

主な引当金は、映画分野における未払分配金債務、及び製品保証引当金です。

①映画分野における未払分配金債務

映画製作及びテレビコンテンツの制作、ならびにそれらの配給に関与する当事者は、契約上の定めに従い映画及びテレビ番組の業績に応じた条件付支払い及び団体協約の条項にもとづく条件付支払いを報酬として受け取る場合があります。これらの当事者を総称して参加者（Participants）と呼び、これらの支払いを総称して分配金と呼んでいます。分配金は、俳優又は作家等のクリエイター、出資者、あるいは配給権を許諾した企業に支払われる場合があります。

未払分配金債務は予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて計上されます。未払分配金債務は条件付支払いが確定し、支払われた時点で使用されます。未払分配金債務のうち非流動部分の多くは将来10年以内に支払われると予想されます。

ソニーは、他の製作会社と共同で映画を製作・配給する契約を締結しており、これらの契約において、各参加者は特定の地域ごとあるいは特定の流通方法ごとに映画を配給しています。他の参加者に帰属する映画製作及び配給に関する損益は、分配金の金額に含まれます。

②製品保証引当金

ソニーは、通常、引き渡した製品の品質及びサービスの提供を一定の期間にわたり関連する支出に備えるために製品保証引当金を計上しています。製品保証引当金は、売上高、見積故障率及び修理単位あたりのアフターサービス費の見積額にもとづいて計算されています。製品保証引当金の計算に用いられた見積り・予測は定期的に見直されています。

(11) 収益認識

ソニーは顧客との契約において約束した財又はサービスを顧客へ移転する履行義務を充足した時に、当該財又はサービスとの交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識します。これは、以下の5つのステップを用いて適用されます。

ステップ1. 顧客との契約を識別する。

ステップ2. 契約における履行義務を識別する。

ステップ3. 取引価格を算定する。

ステップ4. 取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5. ソニーが履行義務を充足した時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

ソニーはいくつかの分野において多様な知的財産を保有しており、その知的財産のライセンスによる収益を認識します。ソニーは知的財産を使用する権利及び知的財産にアクセスする権利の供与を行っています。ソニーの知的財産を使用する権利を顧客に供与する場合、ソニーは顧客が支配を獲得し、そのライセンスからの便益を享受する権利を得た時点で履行義務を充足します。ソニーの知的財産にアクセスする権利を顧客に供与する場合、ソニーはライセンス期間にわたって履行義務を充足します。

エンタテインメント・テクノロジー&サービス（以下「E T & S」）及びイメージング&センシング・ソリューション（以下「I & S S」）分野においては、顧客との契約における履行義務とは、主には、様々なエレクトロニクス製品・部品を顧客に引き渡すことです。一般的に、当該履行義務から生じる収益は、約束された製品・部品を顧客に引き渡した時点で認識します。ただし、顧客との契約上、顧客による検収についての定めが存在する場合、顧客が検収を完了した時点又は検収猶予期間が終了し検収がなされたとみなされた時点で収益を認識します。また、インターネット関連サービスを利用者に提供する契約においては、加入契約期間にわたって収益を認識します。なお、予想される返品及びセールス・インセンティブが控除された後の純額で収益は認識されます。

ゲーム&ネットワークサービス（以下「G & N S」）分野においては、ハードウェア、周辺機器及びソフトウェアディスクからの収益は、小売事業者又は販売業者へ支配を移転することによって履行義務を充足した時に、予想される返品、セールス・インセンティブ及び広告協賛金が控除された後の純額で認識されます。開発・販売事業者へのプラットフォームライセンスからの収益は、ソフトウェアディスクが引き渡された時に認識されます。

また、ソニーの知的財産を使用する権利を与えるデジタルゲームコンテンツからの収益は、オンラインプラットフォームを通じたデジタルコンテンツがライセンサーによって使用可能になった時に、予想されるセールス・インセンティブ及びクレジットカード会社への支払いが控除された後の純額で認識されます。将来にコンテンツを利用可能にする履行義務などの複数の履行義務に関連するデジタルゲームコンテンツからの収益は、市場において観察可能な独立販売価格もしくはソニーの最善の見積りである独立販売価格にもとづき各履行義務に配分され

ます。サブスクリプション方式による収益は、その加入契約期間に応じて認識されます。

音楽分野においては、ソニーの知的財産を使用する権利、もしくはソニーの知的財産にアクセスする権利を顧客に与える知的財産のライセンスを行っています。これらの収益は、顧客が知的財産を使用する権利もしくはアクセスする権利を保有し、そのライセンスの使用又はアクセスのための支配を獲得した時に認識されます。デジタルコンテンツからの収益は、デジタルストリーミングサービス契約からの収益が含まれており、デジタルストリーミングサービスは契約期間にわたって更新され続けるコンテンツライブラリにおける知的財産への継続的なアクセス権として通常は別個の履行義務として認識されます。これは、（１）特定のコンテンツの削除を、当該コンテンツを別のコンテンツに置き換える必要も、ロイヤルティに関する最低保証料への影響もなく、行うことができるビジネス上の慣行や契約上の権利、及び（２）ライセンス対象に特定のコンテンツリストを含まない契約であることにもとづいています。これらの契約からの収益は、契約期間にわたって定額法で認識される固定収入もしくは回収されないと予測されるロイヤルティに関する最低保証料がある場合を除いて、売上高及び使用量ベースのロイヤルティ収入にもとづき認識されます。CDなどの製品売上からの収益は、物品が移転し販売業者が販売可能となった時点で、予想される返品及びセールス・インセンティブが控除された後の純額で認識されます。

映画分野においては、劇場映画収益は、劇場での上映に合わせて認識されます。映画作品及びテレビ番組の放映に係るライセンス契約による収益はライセンシーによって作品が放映可能となった時点で認識されます。複数の作品、地域、放映可能期間などの要素を持つ複数の履行義務に関わる映画作品及びテレビ番組の放映に係るライセンス契約による収益は、市場環境や価格設定に関する社内規程などの入手可能な情報にもとづくソニーの最善の見積りを使用し、各履行義務の独立販売価格にもとづいて配分されます。配給される各映画やテレビ番組は一般に別個の履行義務と識別されます。映画製作及びテレビ番組制作における現行契約の更新又は延長に関連するライセンス収益は、ライセンシーがその更改や延長されたコンテンツを使用し便益を享受する時に、認識されます。ソニーの知的財産にアクセスする権利に対する最低保証料に関連するライセンス収益は、ライセンス期間にわたって一定の比率で認識されます。ホームエンタテインメント用のDVD及びブルーレイディスクに係る収益は、物品が移転し販売業者が販売可能となった時点で、予想される返品及びセールス・インセンティブが控除された後の純額で認識されます。デジタルダウンロード及びビデオ・オン・デマンドからの収益は、作品がデジタル配信プラットフォームで閲覧可能となった時点で収益を認識します。テレビ広告収入は、広告が放映された時点で認識され、この収益に関わる履行義務は広告掲載の提供であり、インプレッション保証型広告を含む場合があります。もし保証した広告表示回数に達しなかった場合は、その広告表示回数を満たすための追加の広告掲載が行われるまで認識されません。テレビネットワーク及びDirect-to-Consumer（以下「DTC」）配信サービスに支払われた有料放送料金は、サービスが提供された時点で収益が認識されます。この収益に関わる履行義務は

知的財産を使用する権利を与えることであり、契約期間にわたって番組が提供されるにつれて充足されます。
収益は、通常、顧客から徴収し政府機関へ納付される税金が控除された後の純額で認識されます。

3. 会計方針の変更に関する注記

IFRS第17号の適用

ソニーは、2023年4月1日からIFRS第17号を適用しています。当該会計基準は遡及適用され、IFRS第17号の適用によるソニーの資本合計への影響額は、IFRS第17号の移行日である2022年4月1日時点において1,490,667百万円の減少、2023年4月1日時点において631,172百万円の減少です。変更後の保険契約に係る会計方針は、2. 重要性がある会計方針 (9) 保険契約負債をご参照ください。

4. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成は、会計方針の適用、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、ならびに報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような、マネジメントによる判断、見積り及び仮定を必要とします。実際の結果は、これらの見積り及び仮定とは異なる場合があります。なお、見積り及び仮定は、継続して見直しています。会計方針の適用に際して行った見積り及び判断、ならびに連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は、以下のとおりです。

- ・金融商品の公正価値測定 (7. 金融商品に関する注記)
- ・有形固定資産、使用権資産、のれん及び無形資産 (コンテンツ資産を含む) の評価 (2. 重要性がある会計方針 (7) 企業結合、(8) 非金融資産の減損)

| | |
|-------------------|--------------|
| 有形固定資産 | 1,522,640百万円 |
| 使用権資産 | 503,395百万円 |
| のれん | 1,487,100百万円 |
| 無形資産 (コンテンツ資産を含む) | 2,543,715百万円 |

- ・保険契約負債の測定 (2. 重要性がある会計方針 (9) 保険契約負債)

保険契約負債は、保険契約から生じる履行キャッシュ・フロー及びCSMを算定することによって測定されます。将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りを測定するために使用している死亡率、罹患率、解約・失効率及び割引率は、保険契約負債を測定するために用いられる重要な仮定です。

保険契約負債 * 13,094,339百万円

(注) * 保険契約負債の流動部分は、連結財政状態計算書上、その他の流動負債に含まれています。

- ・繰延映画製作費及び映画分野における未払分配金債務の測定（２．重要性がある会計方針（６）無形資産（コンテンツ資産を含む）の償却の方法及び（１０）引当金の計上方法）

コンテンツ資産に含まれる繰延映画製作費 531,476百万円

映画分野における未払分配金債務 457,824百万円

- ・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来それらを利用できる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識しています。したがって、繰延税金資産計上の要否は、繰延税金資産の回収可能性に関連する入手可能な証拠にもとづいて、定期的に評価されます。当該評価はそれぞれの税務管轄ごとの当期及び累積の損失の性質、頻度及び重要性、不確実な税務ポジションを考慮した将来の収益性予測、税務上の簿価を超える資産評価額、繰越欠損金の法定繰越可能期間、過去における繰越欠損金の法定繰越可能期間内の使用実績、繰越欠損金及び繰越税額控除の期限切れを防ぐために実行される慎重かつ実行可能な税務戦略などを考慮して行われます。

繰延税金資産 499,550百万円

5. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

| | |
|-----------------|--------------|
| 有価証券 | 1,597,034百万円 |
| 銀行ビジネスにおける住宅ローン | 883,882百万円 |

②担保に係る債務

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 短期借入金 | 1,520,893百万円 |
| 長期借入債務（1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む） | 629,924百万円 |

上記のほか、金融分野において、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として簿価77,524百万円の有価証券を差し入れています。

なお、担保に供している資産は、連結財政状態計算書上、金融分野における投資及び貸付（流動及び非流動）に含まれています。

(2) 資産から直接控除した損失評価引当金

| | |
|---------------------|-----------|
| 営業債権、その他の債権及び契約資産 | 32,775百万円 |
| 金融分野における投資及び貸付（非流動） | 659百万円 |

(3) 資産に係る減価償却及び減損損失累計額

| | |
|--------|--------------|
| 有形固定資産 | 2,333,562百万円 |
|--------|--------------|

(4) 保証債務等

主に、関連会社等の銀行借入等に対する保証を含みます。

| | |
|------|--------|
| 保証債務 | 410百万円 |
|------|--------|

6. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,261,231,889株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 2023年4月28日取締役会 | 普通株式 | 49,380百万円 | 40円00銭 | 2023年3月31日 | 2023年6月5日 |
| 2023年11月9日取締役会 | 普通株式 | 49,305百万円 | 40円00銭 | 2023年9月30日 | 2023年12月5日 |

②基準日が当年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------|-------|-----------|-------|----------|------------|------------|
| 2024年5月14日取締役会 | 普通株式 | 54,965百万円 | 利益剰余金 | 45円00銭 | 2024年3月31日 | 2024年6月10日 |

(3) 当年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 11,881,900株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融分野を除くソニーの事業活動に必要な資金は、金融資本市場及び金融機関から社債及び借入等で調達しています。また、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用しています。ソニーでは為替予約、通貨オプション契約及び金利スワップ契約等のデリバティブ契約を締結していますが、これは主に為替変動リスク、キャッシュ・フロー変動リスクを軽減することを目的としており投機的な取引は行っていません。金融分野は保険料収入及び銀行ビジネスにおける顧客預金を主な資金の源泉として、安定的な投資収益の確保のため有価証券及び融資などの投資を行っています。これらの金融資産・負債は金利・株価・為替等の変動リスクに晒されているため、適正なバランスを保つことを目的に、資産負債の総合管理を行っています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

(単位：百万円)

| | 連結財政状態計算書計上額 | 公正価値 | 差額 |
|---------------------------------|--------------|------------|---------|
| 資産 | | | |
| 有価証券*1, 2 | 16,337,764 | 16,337,451 | △313 |
| デリバティブ資産*2 | 72,423 | 72,423 | — |
| 銀行ビジネスにおける住宅ローン*1 | 3,574,468 | 3,634,011 | 59,543 |
| 負債 | | | |
| 長期借入債務（1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む） | 1,704,102 | 1,685,275 | △18,827 |
| 投資契約負債*3 | 60,392 | 59,578 | △814 |
| デリバティブ負債*3 | 29,287 | 29,287 | — |
| 条件付対価*3 | 50,343 | 50,343 | — |
| 償還可能非支配持分*3 | 54,028 | 54,028 | — |

(注) *1 連結財政状態計算書上、金融分野における投資及び貸付に含まれています。

*2 連結財政状態計算書上、その他の金融資産に含まれています。

*3 連結財政状態計算書上、その他の金融負債に含まれています。

現金及び現金同等物ならびに公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融商品のうち、主として短期取引であり帳簿価額が公正価値と近似するものは含めていません。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

全ての公正価値は下記3段階のレベルのいずれかで報告されますが、報告されるレベルは公正価値の測定に重大な影響を及ぼすインプットのレベルのうち最も低いレベルにもとづき決定されます。

公正価値の3段階のレベルは以下のとおりです。

レベル1：重大なインプットが活発な市場における同一の資産・負債の未調整の取引価格

レベル2：重大なインプットがレベル1以外の観察可能なデータ

レベル3：1つあるいは複数の重大なインプットが観察可能でない

①公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融商品

(単位：百万円)

| | 公正価値 | | | |
|-----------|-----------|------------|---------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | 3,558,852 | 11,851,972 | 530,459 | 15,941,283 |
| デリバティブ資産 | — | 70,044 | 2,379 | 72,423 |
| デリバティブ負債 | 3,428 | 25,859 | — | 29,287 |
| 条件付対価 | — | — | 50,343 | 50,343 |
| 償還可能非支配持分 | — | — | 54,028 | 54,028 |

ソニーが各金融商品の公正価値測定に利用している評価技法、それが通常どの公正価値のレベルに分類されているかは以下のとおりです。

有価証券

活発な市場における取引価格が利用可能である金融商品の公正価値の階層はレベル1に分類されます。レベル1の金融商品には上場されている資本性金融商品が含まれています。取引価格を利用できないもしくは市場が活発でない金融商品については、価格モデル、類似の特徴をもつ金融商品の取引価格あるいは割引キャッシュ・フローモデルを使用して見積もり、主にレベル2に分類しています。レベル2の金融商品には公社債の大部分など、上場されている金融商品ほどには活発に取引されていない取引価格により評価された負債性金融商品が含まれています。取引量が少ないもしくは評価に使用するインプットの観察可能性が低い金融商品についてはレベル3に分類しています。レベル3の金融商品には、主に、レベル1・レベル2に分類されなかったプライベートエクイティ投資、投資信託及びファンド投資、証券化商品及び市場における取引価格が利用できずインプットの観察可能性が低い国内外の社債が含まれています。ソニーはプライベートエクイティ投資の公正価値を主に類似企業の評価倍率や、割引キャッシュ・フローモデルを使用して見積もっています。類似企業の株価純資産倍率及び株価収益率ならびに割引キャッシュ・フローモデルにおいて使用する資本コスト及び継続価値算定に用いるEBITDA倍率等は、レベル3に分類された資本性金融商品の公正価値評価において重大な観察可能でないインプットとして使用されています。類似企業の株価純資産倍率及び株価収益率の増加（減少）や、割引キャッシュ・フローモデルにおいて使用する資本コストの減少（増加）及びEBITDA倍率の増加（減少）により、公正価値は増加（減少）します。ソニーは、投資信託及びファンド投資の公正価値を測定するにあたり、主に純資産価値を使用します。ソニーは、証券化商品及び市場における取引価格が利用できずインプットの観察可能性が低い国内外の社債の公正価値を測定するにあたり、主に証券業者から得た指標価格等の第三者の価格に調整を加えることなく使用、あるいは割引キャッシュ・フローモデルを使用して見積もっています。

デリバティブ

上場されているデリバティブで、その取引価格を使用して公正価値を評価されているデリバティブの公正価値の階層はレベル1に分類されます。しかしながら上場されているデリバティブ契約は少数であり、ソニーが保有するデリバティブ契約の多くは、容易に観察可能な市場パラメータを基礎として利用したソニー内部のモデルによる評価を行っています。

②公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融商品

(単位：百万円)

| | 公正価値 | | | 合計 |
|---------------------------------|------|-----------|-----------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 有価証券 | — | 13,411 | 382,757 | 396,168 |
| 銀行ビジネスにおける住宅ローン | — | — | 3,634,011 | 3,634,011 |
| 長期借入債務（1年以内に返済期限の到来する長期借入債務を含む） | — | 1,606,340 | 78,935 | 1,685,275 |
| 投資契約負債 | — | 59,578 | — | 59,578 |

レベル2に分類されている1年以内返済予定分を含む長期借入債務の公正価値は、主に類似した負債のソニーの現在の利率を使って、将来キャッシュ・フローを割引いた金額で見積もられています。

レベル2に分類されている投資契約負債の公正価値は、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスクフリーレートのイールド・カーブに信用リスク等を加味した割引率で割り引いて算定しています。

レベル3に分類されている金融商品は、主に銀行ビジネスにおける住宅ローン、証券化商品及びソニーが発行した一部の社債です。ソニーはこれらの金融商品の公正価値を決定するにあたり、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスクフリーレートのイールド・カーブに一定の信用リスク等を加味した割引率で割り引いて算定しています。

8. 投資不動産に関する注記

投資不動産について記載すべき重要なものはないため開示を省略しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------------------|-----------|
| 1株当たり当社株主に帰属する資本 | 6,211円62銭 |
| 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 | 788円29銭 |

10. 収益認識に関する注記

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

| 項目 | 2024年3月31日 | |
|------------------|------------|-----------|
| | 金額 (百万円) | |
| 顧客との契約から生じた債権* 1 | | 1,931,631 |
| 契約資産* 2 | | 17,820 |
| 契約負債* 3 | | 534,432 |

(注) *1 顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書のうち、営業債権、その他の債権及び契約資産、及び非流動のその他の金融資産に含まれています。

*2 契約資産は、連結財政状態計算書のうち、営業債権、その他の債権及び契約資産、及びその他の非流動資産に含まれています。

*3 契約負債は、連結財政状態計算書のうち、その他の流動負債及びその他の非流動負債に含まれています。

契約負債は、主に契約の履行以前に顧客から受領した対価に関する残高です。2023年3月31日時点における契約負債残高のうち444,964百万円を、2023年度において収益として認識しています。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 履行義務

残存履行義務（未充足又は部分的に未充足）は、未履行の受注残高であり、将来の履行にともなって収益として認識されます。ソニーは実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の契約を開示対象より除外しています。以下の表は、2024年3月31日時点で充足していない履行義務に配分された取引価額の要約であり、そのうち50%以上が1年以内に、また、ほとんど全てが3年以内に収益として認識されるものと見込まれています。変動対価は、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で、取引価格に含めています。

| 項目 | 2024年3月31日 | |
|---------------------|------------|---------|
| | 金額 (百万円) | |
| 映画—映画製作及びテレビ番組制作* 1 | | 813,790 |
| 映画—メディアネットワーク | | 10,027 |
| 音楽* 2 | | 112,609 |
| その他 | | 58,717 |

(注) *1 映画分野における映画製作及びテレビ番組制作については、契約期間にかかわらず全ての契約を含めています。

*2 音楽分野に含まれている金額は、主に更新され続けるコンテンツライブラリへの継続的なアクセス権のライセンス契約における、ロイヤルティの最低保証料又は固定収入です。

(3) 収益の分解

セグメント別及び製品カテゴリー別の売上高及び金融ビジネス収入の内訳は以下のとおりです。

| 項目 | 2023年度 |
|-----------------------|------------|
| | 金額 (百万円) |
| ゲーム&ネットワークサービス | |
| デジタルソフトウェア・アドオンコンテンツ | 1,934,586 |
| ネットワークサービス | 545,537 |
| ハードウェア・その他 | 1,692,871 |
| 計 | 4,172,994 |
| 音 楽 | |
| 音楽制作 (ストリーミング) | 709,453 |
| 音楽制作 (その他) | 356,646 |
| 音楽出版 | 326,727 |
| 映像メディア・プラットフォーム | 202,129 |
| 計 | 1,594,955 |
| 映 画 | |
| 映画製作 | 542,044 |
| テレビ番組制作 | 551,035 |
| メディアネットワーク | 393,638 |
| 計 | 1,486,717 |
| エンタテインメント・テクノロジー&サービス | |
| テレビ | 624,264 |
| オーディオ・ビデオ | 412,067 |
| 静止画・動画カメラ | 643,429 |
| モバイル・コミュニケーション | 299,905 |
| その他 | 435,281 |
| 計 | 2,414,946 |
| イメージング&センシング・ソリューション | 1,503,906 |
| 金 融 | 1,760,731 |
| その他 | 75,784 |
| 全社 (共通) | 10,735 |
| 連 結 | 13,020,768 |

G & N S分野には、主にネットワークサービス事業、家庭用ゲーム機の製造・販売及びデジタルソフトウェア・アドオンコンテンツの制作・販売が含まれています。デジタルソフトウェア・アドオンコンテンツカテゴリーにはネットワークを通じて販売するソフトウェアタイトル及びアドオンコンテンツ、ネットワークサービスカテゴリーにはゲーム、ビデオ及び音楽コンテンツ関連のネットワークサービス、ハードウェア・その他カテゴリーには家庭用ゲーム機、パッケージソフトウェア、家庭用ゲーム機と同梱販売されるソフトウェア、周辺機器及び外部プラットフォーム向け自社制作ソフトウェアなどが含まれています。

音楽分野には、主に音楽制作、音楽出版及び映像メディア・プラットフォーム事業が含まれています。音楽制作（ストリーミング）にはストリーミングによるデジタルの音楽制作物の販売、音楽制作（その他）にはパッケージ及びダウンロードによるデジタルの音楽制作物の販売やアーティストのライブパフォーマンスからの収入、音楽出版には、楽曲の詞、曲の管理及びライセンス、映像メディア・プラットフォームには、アニメーション作品及びゲームアプリケーションの制作・販売、音楽・映像関連商品の様々なサービス提供などが含まれています。映画分野には、主に映画製作、テレビ番組制作及びメディアネットワーク事業が含まれています。映画製作には実写及びアニメーション映画作品の全世界での製作・買付・配給・販売、テレビ番組制作にはテレビ番組の制作・買付・販売、メディアネットワークには、全世界でのテレビネットワーク及びDTC配信サービスのオペレーションなどが含まれています。

E T & S分野には、主にテレビ事業、オーディオ・ビデオ事業、静止画・動画カメラ事業、スマートフォン事業及びインターネット関連サービス事業が含まれています。テレビカテゴリーには液晶テレビ、有機ELテレビ、オーディオ・ビデオカテゴリーにはブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー、家庭用オーディオ、ヘッドホン、メモリ内蔵型携帯オーディオ、静止画・動画カメラカテゴリーにはレンズ交換式カメラ、コンパクトデジタルカメラ、民生用・放送用ビデオカメラ、モバイル・コミュニケーションカテゴリーにはスマートフォン、インターネット関連サービス、その他カテゴリーにはプロジェクターなどを含むディスプレイ製品、医療用機器などが含まれています。

I & S S分野には、主にイメージセンサー事業が含まれています。

金融分野には、主に日本における個人向け生命保険及び損害保険を主とする保険事業ならびに日本における銀行業が含まれています。

その他分野は、ディスク製造事業、記録メディア事業等の様々な事業活動から構成されています。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、当社取締役会から委任された当社代表執行役の決定により、以下のとおり、会社法の規定にもとづき、自己株式を消却しました。

①消却した株式の総数：12,612,300株

②消却日：2024年4月10日

(自己株式の取得枠設定)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法及び当社定款の規定にもとづき、自己株式の取得枠を設定することを決議しました。

①取得し得る株式の総数：3,000万株（上限）

②株式の取得価額の総額：2,500億円（上限）

③取得期間：2024年5月15日～2025年5月14日

※以下に記載の株式分割効力発生日（2024年10月1日）の後、上記①に記載の取得し得る株式の総数は、1億5,000万株（上限）となります。

(株式分割)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割を行うことを決議しました。

①分割の方法

2024年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割します。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数： 1,248,619,589株

今回の分割により増加する株式数： 4,994,478,356株

株式分割後の発行済株式総数： 6,243,097,945株

株式分割後の発行可能株式総数： 18,000,000,000株

※上記発行済株式総数は、2024年4月末時点の発行済株式総数にもとづいており、株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

③分割の日程

基準公告日： 2024年9月13日

基準日： 2024年9月30日

効力発生日： 2024年10月1日

④定款の一部変更

上記の株式分割にともない、会社法第184条第2項にもとづき、当該株式分割の効力発生日である2024年10月1日に、当社の発行可能株式総数を36億株から180億株に増加する定款の変更を行います。

⑤1株当たり情報への影響

上記の株式分割が2024年3月31日に終了した1年間の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

| | |
|------------------------|-----------|
| 1株当たり当社株主に帰属する資本 | 1,242円32銭 |
| 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 | 157円66銭 |

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|----------------------|---------|-----------|----------|--------|---------------------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 880,365 | 1,094,058 | — | 34,870 | 1,418,604 | △223,507 | 3,204,389 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 992 | 992 | | | | | 1,984 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △98,685 | | △98,685 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 316,396 | | 316,396 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △202,974 | △202,974 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 696 | | | 22,547 | 23,243 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 143 | | △143 | | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 992 | 992 | 839 | — | 217,567 | △180,428 | 39,963 |
| 当 期 末 残 高 | 881,357 | 1,095,050 | 839 | 34,870 | 1,636,172 | △403,934 | 3,244,353 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|----------------------|------------------|-----------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 5,657 | 30,616 | 3,240,662 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | 1,984 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △98,685 |
| 当 期 純 利 益 | | | 316,396 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △202,974 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 23,243 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 1,104 | 7,504 | 8,608 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,104 | 7,504 | 48,571 |
| 当 期 末 残 高 | 6,761 | 38,119 | 3,289,233 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|----|--------|
| 建物 | 15～50年 |
|----|--------|

| | |
|--------|------|
| 機械及び装置 | 4～8年 |
|--------|------|

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間（3年）にもとづく定額法によっています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権に対する取立不能見込額と、一般債権に対する貸倒実績率により算出した金額との合計額を計上しています。

②賞与引当金

執行役及び従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額にもとづき計上しています。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

④パソコン回収再資源化引当金

家庭系使用済パソコンの回収及び再資源化の支出に備えるため、売上台数を基準として支出見込額を計上しています。

⑤債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。

⑥株式報酬引当金

譲渡制限付株式ユニット付与にもとづく株式の交付に備えるため、株式の交付見込額にもとづき計上しています。

(4) 繰延資産の処理方法

支出時の費用として処理しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

当社の保有する知的財産のライセンスは、供与する時点で存在する当社の知的財産を使用する権利及び当社の知的財産にアクセスする権利を与えるものです。当社の知的財産を使用する権利を顧客に与える場合、当社は顧客が支配を獲得し、そのライセンスからの便益を享受する権利を得た時点で収益を認識します。当社の知的財産にアクセスする権利を顧客に与える場合、当社はライセンス期間にわたって収益を認識します。

2. 表示方法の変更に関する注記

前年度において「流動負債」及び「固定負債」の「その他」に含めていた「株式報酬引当金」は、金額的重要性が増したため、当年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の貸借対照表の組替えを行っています。

この結果、前年度の貸借対照表において「流動負債」の「その他」に表示していた757百万円のうち、623百万円を「株式報酬引当金」とし、「固定負債」の「その他」に表示していた41,989百万円のうち、522百万円を「株式報酬引当金」として組み替えています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|--------------|
| 短期金銭債権 | 1,858,734百万円 |
| 長期金銭債権 | 441,518百万円 |
| 短期金銭債務 | 755,861百万円 |
| 長期金銭債務 | 212百万円 |

(2) 固定資産の圧縮記帳実施額

| | |
|--------|--------|
| 国庫補助金等 | －百万円 |
| (累計額) | 353百万円 |
| 保険金等 | －百万円 |
| (累計額) | 25百万円 |

(3) 相殺表示している退職給付引当金及び退職給付信託における年金資産額

| | 年金資産控除前 退職給付引当金 | 退職給付信託に おける年金資産額 |
|---------|--------------------|---------------------|
| 退職一時金制度 | 14,059百万円 | 1,581百万円 |
| 企業年金制度 | △4,698百万円 | 27,037百万円 |

(4) 保証債務等

| | |
|--------------|------------|
| 債務保証契約 | 867,119百万円 |
| 経営指導念書等の差入れ※ | 2,749百万円 |

※経営指導念書等は、関係会社の信用を補完することを目的とした関係会社との合意書が主なものです。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|-----------|------------|
| 売上高 | 141,788百万円 |
| 受取配当金 | 314,529百万円 |
| 仕入高 | 15,437百万円 |
| その他の営業取引高 | 53,455百万円 |

営業取引以外の取引

| | |
|--------|-----------|
| による取引高 | 79,268百万円 |
|--------|-----------|

(2) 研究開発費 36,897百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当年度末における自己株式数

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 39,783,003株 |
|------|-------------|

6. 税効果会計に関する注記

(1) 法人税及び地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示については「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）にしております。

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

投資その他の資産

繰延税金資産

| | |
|---------|------------|
| 関係会社株式等 | 200,035百万円 |
| 繰越欠損金* | 26,939百万円 |
| 貸倒引当金 | 75,437百万円 |
| 株式報酬費用 | 7,547百万円 |
| その他 | 16,158百万円 |

繰延税金資産小計 326,116百万円

税務上の繰越欠損金に係る
評価性引当額* Δ 26,939百万円

将来減算一時差異等の合計に
係る評価性引当額 Δ 279,054百万円

繰延税金資産合計 20,123百万円

繰延税金負債

前払年金費用 Δ 9,717百万円

その他 Δ 4,360百万円

繰延税金負債合計 Δ 14,077百万円

繰延税金資産の純額 6,046百万円

(注) * 2024年3月31日現在の税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額は26,939百万円であり、2024年度から2033年度までの間に繰越期限が到来します。なお、翌事業年度以降の課税所得と相殺できない部分については、貸借対照表上の繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額として繰延税金資産の金額から控除しています。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|---------------------------------------|---------------------|---------------|--|--|--------------------------------------|----------------------------------|
| 子会社 | ソニー(株) | 所有 直接100.0% | 資金取引 役員の兼任 | 資金の借入 (*1) 利息の支払 (*1) | 13,086 757 | 短期借入金 | 84,887 |
| | (株)ソニー・インタラクティブ エンタテインメント | 所有 直接100.0% | 資金取引 | 資金の返済 (*1) 利息の支払 (*1) | 226,236 1,941 | 短期借入金 | 2 |
| | ソニーエナジー・デバイス(株) | 所有 直接100.0% | 資金取引 | 資金の貸付 (*1) 利息の受取 (*1) | 229 20 | 長期貸付金 その他流動資産 | 187,846 13 |
| | ソニーセミコンダクタ エネルギーマネジメント(株) | 所有 間接100.0% | 資金取引 | 資金の回収 (*1) 利息の受取 (*1) | 1,439 69 | 短期貸付金 その他流動資産 | 50,700 1 |
| | ソニーセミコンダクタ ソリューションズ(株) | 所有 直接100.0% | 資金取引 役員の兼任 | 資金の返済 (*1) 利息の支払 (*1) | 19,069 591 | 短期借入金 | 306,268 |
| | ソニーセミコンダクタ マニュファクチャリング(株) | 所有 間接100.0% | 資金取引 債務保証 | 資金の貸付 (*1) 利息の受取 (*1) 債務保証 (*2) 保証料の受取 (*2) | 180,684 2,786 112,903 78 | 短期貸付金 その他流動資産 その他流動資産 | 1,270,086 1,831 78 |
| | (株)ソニー・ミュージック エンタテインメント | 所有 直接100.0% | 資金取引 役員の兼任 | 資金の回収 (*1) 利息の支払 (*1) | 29,343 4 | 短期借入金 | 198,970 |
| | Sony Capital Corporation | 所有 間接100.0% | 債務保証 | 債務保証 (*3) 保証料の受取 (*3) | 164,642 369 | その他流動資産 | 370 |
| | Sony Corporation of America | 所有 直接100.0% | 資金取引 役員の兼任 | 資金の回収 (*1) 利息の受取 (*1) 資金の貸付 (*1) 利息の受取 (*1) | 20,000 403 21,786 2,950 | 短期貸付金 その他流動資産 長期貸付金 その他流動資産 | 285,000 6 181,704 1,972 |
| | Sony Europe B.V. | 所有 間接100.0% | 債務保証 | 債務保証 (*4) 保証料の受取 (*4) | 199,408 149 | その他流動資産 | 149 |
| | Sony Global Treasury Services Plc | 所有 間接100.0% | 資金取引 債務保証 | 資金の回収 (*1) 利息の受取 (*1) 資金の返済 (*1) 利息の支払 (*1) 債務保証 (*5) 保証料の受取 (*5) 経営指導念書等の差入れ (*6) | 442,692 2,631 307,807 720 50,503 109 2,141 | 預け金 短期借入金 その他流動資産 | 34,193 25,574 109 |
| | Sony Interactive Entertainment LLC | 所有 間接100.0% | 債務保証 役員の兼任 | 債務保証 (*7) 保証料の受取 (*7) | 228,535 467 | その他流動資産 | 468 |

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 預入、貸付及び借入については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しています。

*2 電子手形等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料（78百万円）を受領しています。

*3 資金の調達、フィルムファイナンス及びリース契約等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料（369百万円）を受領しています。

*4 資金の借入につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料（149百万円）を受領しています。

*5 契約債務履行等につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料（109百万円）を受領しています。

*6 為替取引に対する信用補完を行ったものです。

*7 買収契約に関する支払義務の履行の一部につき、債務保証を行ったものです。なお、当該債務保証に対して保証料（467百万円）を受領しています。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類 | 氏名 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|--------|---------------------|-----------|-------------|------|----|------|
| 役員 | 吉田 憲一郎 | 被所有 直接0.0% | 当社代表執行役 | 新株予約権の行使(*) | 413 | — | — |
| | 十時 裕樹 | 被所有 直接0.0% | 当社代表執行役 | 新株予約権の行使(*) | 14 | — | — |
| | 御供 俊元 | 被所有 直接0.0% | 当社執行役 | 新株予約権の行使(*) | 16 | — | — |
| | 神戸 司郎 | 被所有 直接0.0% | 当社執行役 | 新株予約権の行使(*) | 70 | — | — |
| | 安部 和志 | 被所有 直接0.0% | 当社執行役 | 新株予約権の行使(*) | 182 | — | — |
| | 北野 宏明 | 被所有 直接0.0% | 当社執行役 | 新株予約権の行使(*) | 32 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

* 2014年6月19日、2015年6月23日、2016年6月17日、2017年6月15日、2018年6月19日、2019年6月18日に開催された定時株主総会の特別決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづく新株予約権の権利行使となります。

なお、取引金額は当社に対する払込資本の金額であり、権利行使額に権利付与額を加算した金額を開示しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,661円69銭

1株当たり当期純利益 256円97銭

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、当社取締役会から委任された当社代表執行役の決定により、以下のとおり、会社法の規定にもとづき、自己株式を消却しました。

① 消却した株式の総数：12,612,300株

② 消却日：2024年4月10日

(自己株式の取得枠設定)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法及び当社定款の規定にもとづき、自己株式の取得枠を設定することを決議しました。

①取得し得る株式の総数：3,000万株（上限）

②株式の取得価額の総額：2,500億円（上限）

③取得期間：2024年5月15日～2025年5月14日

※以下に記載の株式分割効力発生日（2024年10月1日）の後、上記①に記載の取得し得る株式の総数は、1億5,000万株（上限）となります。

(株式分割)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割を行うことを決議しました。

①分割の方法

2024年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割します。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数：1,248,619,589株

今回の分割により増加する株式数：4,994,478,356株

株式分割後の発行済株式総数：6,243,097,945株

株式分割後の発行可能株式総数：18,000,000,000株

※上記発行済株式総数は、2024年4月末時点の発行済株式総数にもとづいており、株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

③分割の日程

基準公告日：2024年9月13日

基準日：2024年9月30日

効力発生日：2024年10月1日

④定款の一部変更

上記の株式分割にともない、会社法第184条第2項にもとづき、当該株式分割の効力発生日である2024年10月1日に、当社の発行可能株式総数を36億株から180億株に増加する定款の変更を行います。

⑤1株当たり情報への影響

上記の株式分割が2024年3月31日に終了した1年間の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額 532円34銭

1株当たり当期純利益 51円39銭